

昭和四年三月

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第四輯

福岡縣

正 誤 表

頁數	行	誤	正
目次		川口孫次郎	川口孫治郎
目次		伊藤尾四郎	伊東尾四郎
16	8	地層中古代	地層中の古代
19	2	東面は	東面に
20	6	橋	礎
20	14	説あり北三十度東	説あり第三石片は北三十度東
23	15	五十三cm本垂直	五十三cm垂直
25	15	同大の大きにて百八十二cm	同大の大きにて周囲の長さ百八十二cm
28	12	隆起	陸地
28	18	此等も又	此等の貝も又
32	11	ハナタマメ	ハマナタマメ
42	13	オトギリサウ	オトギリサウ
43	9	フダウ	ブダウ
45	8—9	ヤブヤメ	ヤブマメ
47	16	ヤブゲマン屬	ヤブゲマン屬
48	2	ヤブニツケイ	ヤブニツケイ
同	5—6	タブノキ	タブノキ
52	9—10	ヤブラン	ヤブラン
57	8	ウラボシ科	ウラボシ科
58	12	ヤブニツケイ	ヤブニツケイ
61	12	ヤブニツケイ	ヤブニツケイ
63	9	ムサシアブミ	ムサシアブミ
66	17	ネズミソモチ	ネズミモチ
64	9	Chimonbambnca	Chimonobambnsa
95	15	堯明明應八、二、四	堯有明應八、二、二四
113	11	金武 85 67	金武 85 57
同	15	姪濱 51 24	姪濱 51 34
同	17—18	の間に加ふべきもの	姪濱 福岡 51 34 26 今宿 44 29 22
101	9	古戦に	古戦場に
102	4	難がらず	難からず
同	同	常時	當時
104	14	早川	早川
105	2	裏地	墓地
109	4	舊趾なるや	舊趾なりや
145	6	家士の住所	家士一部の住所

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第四輯

覆刻にあたりて

『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となっており、それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思いますれば戦災などによって、このように貴重な報告書が揃って保存されているところは、現在では、案外に少いのではないでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。ひとえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十二年十一月十五日

福岡県文化財資料集刊行会会長

福岡県文化財専門委員

筑 紫

豊

緒言

本書ハ昭和三年度ニ於テ調査委員ノ提出シタル報告書ヲ集メタルモノニシテ、天然紀念物十二、史蹟九、合計二十一題ヲ編輯セリ。調査ノ際、市町村役場員、區長其他篤志者ヨリ受ケタル御援助ニ對シ、委員ニ代リ感謝ノ意ヲ表ス。

本縣ハ史蹟名勝天然紀念物ニ富メルカ故ニ、之カ調査ヲ完了スルハ前途尙遼遠ナルニ、文化施設ノ事業ハ日ニ月ニ進歩シ、爲ニ湮滅破壊ノ恐レナキニアラザルヲ以テ、本年度ニ於テハ、縣内四十有六ヶ所ニ標示板ヲ建設シテ其湮滅スベカラザルモノナルコトヲ榜示シ、以テ地方ニ郷土愛護ノ精神ヲ發揮センコトヲ勸告セリ。本書ヲ印刷シテ地方ニ頒ツモ亦此意ニ外ナラズ。史蹟ノ地下ニハ當時ノ事蹟ヲ徵スルニ足ル埋藏物ノ出土スルコト少カラズ、是等ハ調査上唯一ノ好資料タルヲ以テ木片瓦、石ト雖モ報告セラレンコトヲ望ム。又公益上已ムヲ得ス史蹟名勝天然紀念物ノ所在地ニ對シ現狀ノ變更セラル、場合ハ、圖上保存ノ必要アルベキニヨリ、土工ノ施サレザル以前ニ報告セラレンコトヲ望ム。要スルニ祖先ノ遺蹟遺物ヲ保存シ、天惠ニ富メル天然紀念物ヲ保護スルハ、我ガ卓越セル國民性ノ特色ナリ。

昭和四年三月

福岡縣

第四輯 目次

天然紀念物

ヘラサギ <i>Platalea L.</i> の調査……………(圖版數一)	調査委員……………川口孫次郎……………(一)
オホハクテウ <i>Olor cygnus, (L)</i> の調査……………	調査委員……………川口孫次郎……………(二)
ヤマシヤウビン <i>Haleyon plicata.</i> の調査……………(圖版數一)	調査委員……………川口孫次郎……………(三)
スキンホーガラ <i>Remiz pendulinus Consobrinus (Swinhoe)</i> ……………	調査委員……………川口孫次郎……………(四)
ツルクヒナ <i>Gallinix cinerea (Gmelin)</i> の調査……………	調査委員……………川口孫次郎……………(五)
名島橋 石 調査……………(圖版數五)	調査委員……………栗田鼎造……………(二六)
姪濱 蛇 岩 調査……………(圖版數四)	調査委員……………栗田鼎造……………(二七)
小呂島 植物 調査……………(圖版數二)	調査委員……………鍋島與市……………(三〇)
斑紋 竹 調査……………(圖版數二)	調査委員……………鍋島與市……………(三六)
小郡のサザンクワ野生状態調査……………(圖版數二)	調査委員……………鍋島與市……………(三五)

南畑のサザンクワ野生状態調査	調査委員	鍋島興市	(六)
八所神社社叢及安康松調査	調査委員	鍋島興市	(六)

史 蹟

企救郡曾根付古墳調査	調査委員	末岡作太郎	(七)
豊前國分寺調査	調査委員	末岡作太郎	(七)
楠田ノ貝塚及嬉ヶ懐焼窯址調査	調査委員	岡茂政	(八)
禪院村建仁寺址調査	調査委員	岡茂政	(九)
彦山座主の墓	調査委員	伊藤尾四郎	(九)
大保原合戦に關する墳墓傳説地	調査委員	武藤直治	(一〇)
筑前の宿驛	調査委員	伊藤尾四郎	(一一)
竹田家歴代の墓	調査委員	伊藤尾四郎	(一二)
名島城址	囑託	島田寅次郎	(一三)

ヘラサギ *Platalea L.* の調査

調査委員 川口 孫治郎

目次

ヘラサギに關する既存記載等

クロツラヘラサギの出現

參考

有明海附近に於けるヘラサギの實例

有明海以南に於ける最近の實例

ヘラサギの保護に關する卑見

ヘラサギに關する既存記載等

日本鳥類圖說上卷に左の文字あるのみ。

ヘラサギ……本邦にては頗る稀にして朝鮮及臺灣には尙多少棲息す

クロツラヘラサギ……本邦内地にては殆んど見るべからず、只朝鮮及臺灣には多少之を産す。

備考一、先年東京上野動物園及び京都市記念動物園に飼養しありしもの、又現に大阪天王寺動

物園に飼養中なるものは共に朝鮮産を移入したるものなり。又臺灣臺北博物館及臺南師範學校等に於ける備付の標本は何れも同島の産なり。

備考二、史蹟名勝天然紀念物保存要目の中天然紀念物の條、其ハノ一ノ三に云、

日本領海領域に存在し近時に至りて漸く其跡を絶たんとしつゝあるもの例せば、ヘラサギ、ダイサギ、トキ、ノガンの類云々。

クロツラヘラサギの出現

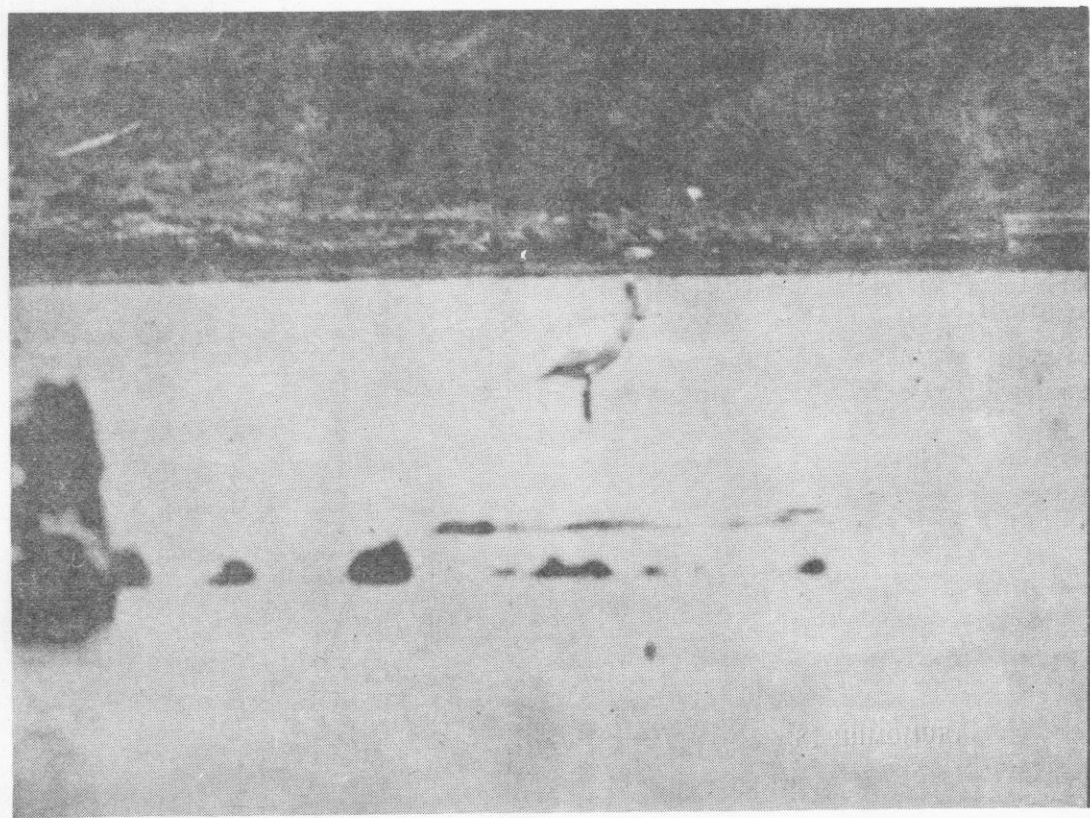
(一) 発見の經過

昭和二年十一月廿三日祭日を利用して山門郡兩開村地先新干拓地橋本農場内水禽の群遊する湛水地域に觀察に赴き、鴨類の調査中、農場長江守督三氏より近時折々シラサギの來遊を見る由報告せられたるより、小職は江守氏に對して、今後、チウサギより大型の白鷺型の水禽にて餌を漁る際、頸を左右に著しく動かすものあらば注意して觀察しおかれむことを依頼しおきたり。

同月廿五日廿六日に亘り江守氏は幸にして小職の依頼しおさし白色の水禽の來遊もあるを認めたり。

同月廿九日、知人下村兼二氏鴨の生態撮影の爲に來りて苦心して該水禽の撮影に努め始めた

り。
越えて十二月四日午前八時三十分より小職再び貨物につき掩蔽舎中に入りて雙眼鏡に依り



クロツラヘラサギ

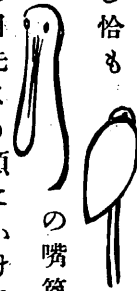
下村兼二氏撮影

て精察を始む。

水邊に立つ場合もあれど概ね淺き洲に靜止す、休息する地域は大凡そ定まれるを認む。

休息中は頸を縮め體に没入し恰も 型に立つ時々、羽蟲を驅除すべく嘴もて背

部を探ぐる、其際に彼の獨特 の嘴筥狀なるを現はすを認む。



全體白色、脚黑色、嘴黑色、而して目先より顔にかけて黒し。確に「クロツラヘラサギ」なるを認め得たり。

食を漁る場合は彼の特異の方法即ち嘴を泥水に入れて頭を左右に動かしつつ、前進するを見る。

附近にて鴨共の俄に粗忽に起ち騒ぐ時、此鳥のみは頸を擧げて嚴に八方に注目すれど騒がず、午前十一時五十分、村の頑少年某、棒を以て追ひ立てたるにより飛立つ、飛起つ際に氣付きしはヘラサギの頸は伸びたるまゝにて進行することなり、他のサギ類は飛翔中は其頸乙字型となるが特性なるに、ヘラサギのみは鶴類と同様に頸を伸ばしたるまゝなるは、注意に値す。

飛翔は軟かみある比較的頻繁の煽り方なり、淺洲に下る前に行はるゝ滑走飛行には少しも煽りを示さず。

下る地域は概ねアラサギなどの立てる附近なり、單獨に立つ場所は、大凡そ定れるやう見受けらる。警戒性の程度推知せらる。

以上の外、本例の形態に於ける一特色は、其風切羽の第一羽の外瓣に細長く黒色部の存することなり、従來のヘラサギの形態記載にこの種のを缺如せり、幼鳥か。

右觀察を終り將に歸途につかむとする際觀察小舎内より望めば曩の頑少年再び來つて逐ふ。仍つて其少年の歸りを靜に途に待ち受け其姓名を確かめ徐ろに天然の愛護すべきを説き聽かせ今後俱に共に保護に努むべく軟らげよきたり。

越えて十二月九日下村兼二氏赴きて撮影にがゝり斯日は誠に幸にして遂に數様の場合を收め得たり。

十二月十一日(日曜)小職單獨觀察に赴く午前八時四十分より午後二時半迄の間遂にヘラサギの出現を認めず。

十二月廿七日下村兼二氏と同行午前八時廿五分着斯日の満潮は午前十時四十分過なり、ヘラサギは満潮時には海上に休息不可能なるを以て必ず陸岸に現はるべき筈なるが此干拓地内には午後二時迄には現はれざりき。

歸途、柳河警察署に浦川署長を訪ひ、保護につき依頼しよきたり。

(二) 經過日數と觀察成績

(イ) 右クロツラヘラサギが小職の實驗地域内に滞在したるは、確に十六日間なり。

(ロ) 此間、小職等の收め得たる成果は、前述の如く誠に貧弱なるものなれども、

ヘラサギの生態に關する記載としては、本邦鳥學界に於ける最初のものたる事を茲に安んじて公けに報告し得ることは、誠に幸とするところなり。

(三) 右成果を得たる所由

斯く半ヶ月以上も出沒滞留し、觀察と撮影とを可能ならしめしは、

ヘラサギをして驚異を感じしむること著しく少かりし爲なるべし。
斯く安堵せしめしは當該地域が目下銃獵禁止區域となり居り、他の幾百の水禽も安息し居れる爲なるべし。

加之、新干拓地域なるを以て雜草未だ長く伸びず、従つて展望及び撮影を遮蔽するものなき事、鳥類生態觀察上必要施設たるバードブラインドに代用すべき掩蔽小舎の利用可能なりし事亦與りて力ありしものと認む。

(四) 十二月十一日以後滯留を見ざる理由に就いて

第一推測、渡りの途中なるを以て、常時著しく寒くなり、且つ西風の強く荒れし爲、避けて南方に渡り行きしものか、末項第六例に關する記載參照

第二、心なき人の惡戯を嫌つて他に避けたるか、

第三、附近を徘徊漂泊しつゝある猛禽、ハヤブサ特に十二月中旬以後半定着的に出沒せし、イヌワシなどの爲に襲はれたるに非ざるか、

第四、或は右銃獵禁止區域外の干潟に出遊せる際誤つて粗忽なる狩獵家に依つて狙はれたるか、

以上何れの理由なるか暫く假すに時日を以てせらるれば十中八九は必ず分明すべき筈なるを以て、目下引續き周密の注意を拂ひ考究觀察中なり。

以下參考實例六羽の報告を添付す。

有明海附近に於けるヘラサギに関する調査

第一例 大正八年三月一日佐賀縣佐賀郡大詫間村元治搦西方早津江川口なる干潟に於て白色稍々大型の水禽一羽何物かを漁りつゝあるを認む採食の爲に嘴を泥水に入れて頭を頻に左右に四十餘度の角度内に弧形に動かしつゝ前進するを確認し此鳥が「ヘラサギ」に相違なきを覺知したり。

第二例 大正九年八月三十日熊本縣八代郡八代灣沿岸附近調査の歸途同縣立八代中學校に立寄り偶然にも同校標本室に於て「ヘラサギ」の剝製せるを見出したり。

小職の依頼により同校にて調査の結果右は大正三年十一月日不明球磨川々口加賀島附近の洲にて某狩獵家の銃獲されしものを寄附せられしものと分明したり。

第三例 大正十三年九月十二日農林省の依託により調査の爲本縣及佐賀熊本長崎四縣狩獵主任と第一回聯合調査を本縣山門郡附近に於て舉行すべく途次本縣水産試験場沖の端村にて同所にて採取せし剝製の標本中にクロツラヘラサギの標本を見出したり。

採取年月確ならず剝製の實際を吟味したる結果小職は少くとも六七年以上經過せるものと認めたり。

第四例 大正十四年十一月一日小職單獨熊本縣保安課林狩獵主任の援助により同縣下島原海峽沿岸調査中。

ヘラサギ 一羽、大正十二年三月(日不明)捕獲、

場所、同縣下宇土郡網津村綠川々口なる風流島、

捕獲者、白石秀夫、剝製保存者 熊本市 楠田郁太郎、

現品は右楠田氏より熊本縣保安課に寄附したることを知り得たり。

第五例 大正十四年十一月十五日、四縣狩獵主任等と第二回聯合調査を長崎縣諫早島原間沿岸

にて舉行の際、長崎縣狩獵主任より左の報告ありたり、

クロツラヘラサギ、一羽

捕獲時、大正九年十一月七日、

處 長崎縣南高來郡山田村

保存者、長崎市 殿村政次。

以上既往の實例に見ても本縣及佐賀熊本長崎各縣の有明海沿岸に「ヘラサギ」の來遊するものあるを推すに足る。

特に本縣にては、今回、生きて徘徊しつゝある前記實例と水産試驗場が夙に捕獲せし實例とに徴して山門、三潒、三池三郡の有明海沿岸は、ヘラサギの來遊地なるべきは推察するに難からず。

有明海以南に於けるヘラサギに関する調査

最近分明したる第六例

ヘラサギの調査

昭和三年一月十四日鹿兒島縣出水郡荒崎なる鶴來遊地域内に、ヘラサギ一羽來遊し居るを、下村兼二氏によつて發見されたり。右報告に接して同月廿二日、日曜日を利用して實地につき調査の結果、地方人の言によれば、あの鳥ならば、去年は二羽來てゐた、こゝでは「ヘラヅル」と呼んでゐる云々。

本例が小職の注意を最も深刻に喚起したる點は、

風切羽の第一羽の外瓣に細長く黒色部を有すること。

之なり。普通のヘラサギの風切羽には此黒色部なし、仍つて考ふるに、本例は或は過般來我福岡縣兩開村地先に滯留せしものと同種の珍例なるか、或は全く同一鳥にして兩開村地先より有明海を南に渡りて西薩の此海岸に來りしに非ざるか。

ヘラサギの保護に關する卑見

以上七箇の實例に徴して、

ヘラサギが有明海沿岸各地に來遊する事、

確實となれり。

唯人々の注意を惹かざりしは、之を知らざりしこと及び知らずして殘虐したりしこと多かりし爲なるべし。

現に禁獵區又は銃獵禁止區域に於て小職等の目に觸れしに察しても其然るを覺ゆ。

然れば此際、本縣に於て先づ假に、

本縣下、三潑、山門、三池の三郡の有明海沿岸一帯を天然紀念物ヘラサギの保護地として指定されたき事、

之れ小職の第一、差迫りたる希望なり。

此願望にして採擇せられむか、

常に過般來出沒しつゝあるヘラサギを安んじて自適せしむるのみならず、

之に誘はれて他のヘラサギも亦安全地帯として來遊するに至らむこと、彼の求友性に考へて推測するに難からず。

斯くて本縣が先づヘラサギ保護の中心となりて、進んで更に、

有明海沿岸の他の三縣と提携して保護の聯合的假指定をなし、

以て直接所轄本省の制定を見るに至らむ事、

之れ小職の第二次の希望なり。

オホハクテウ *Olor cygnus* (L.) の調査

調査委員 川口 孫治郎

第一例 大正八年十月下旬より十一月上旬にかけて、本縣早良郡今津灣に唯一羽現はれ、日を経るにつれて漸次、人に對する警戒寛となり、漁夫が漁船を漕廻はりても、さして顧みざるものゝ如く大膽となり居たり。

黒田侯爵家々職梅崎亮三氏、右漁夫に誘はれ、漁船に潜み漁夫をして例の如く漕廻らしめ僅十五六間近くまで接近せしめて俄に狙ひて射取りたり。

右實體は東京赤阪區黒田本邸に保管され居る筈なり、

第二例 大正十三年十一月廿八日第一例と同じ海岸にて、稻垣米門氏に捕獲されしもの、今本縣保安課に保管されて居ると聞く。

第三例 大正八年十一月月上旬前記第一例の出現後程なく本縣山門郡城内村立花伯爵邸より東町餘の水路に現はれたり、之は柳河町東北より割合に低く飛び來りて下り浮きゐるを見出したるなり、實物は同伯爵邸に保存さるゝことゝなりたり。

第四例 大正十五年二月中旬、本縣山門郡兩開村西方なる佐賀縣大詫間地先泥瀉に靜止せる二羽を津村精一氏等發見したれど射撃を控えたり。

以上四例より推測しても本縣西部及西南部にオホハクテウの來遊すること尙ほあるべきを

察せしめらる。

序に参考材料として左の二例を添付せん。

第五例 昭和三年一月廿二日下村兼二氏と同行、鹿兒島縣出水郡荒崎なる鶴渡來地に來遊せし二羽を實驗す、終日稻田の刈跡の濕潤の地域に相伴ひて靜止す、首を下して食を採れども敏ならず歩みものろく移動すること極めて徐々なり、一日の食料極めて少きを始めて知り得たり夜は移動せず、其位置に泊りしを認む。

第六例 昭和三年十一月十七日下村氏と同行、前記荒崎にて既に八羽許來遊せるを里人の言によりて知り得たり、昭和四年一月廿五日下村氏單獨赴き觀て、五羽の來遊せるを認む、中二羽は普通のオホハクテフなれど三羽は頭部黒灰色を呈しむたり、此五羽は相伴ひて行動しむたり、川口云、右の中頭部黒灰色味を帯びたるは幼鳥なりしなるべし。

既存記載、日本鳥圖說「本邦ニテハ樺太千島北海道本州北部等ニ渡來スルモ稀ニハ本邦南部九州等ニ見ル事アリ」とあるのみなり。

ヤマシヤウビン *Haleyon pileata.* の調査

調査委員 川口 孫治郎

既存記載、日本鳥類圖説に云、

我邦にては本邦及沖繩島入表島にて稀に捕獲せらるゝことあり。

第一例 大正九年秋、久留米高等女學校備付の略剝製の標本を見出したる、調査の結果、數年前高良山林間にて捕獲せられしを阿教諭が手入して保存したるものなるを知り得たり、人々は方言「シイ」といふなりといふ。又の名馬の目抜きともいふといふ。

由來を聞けば、此鳥黄昏に厩舎を襲ひ飼馬の目を抜くことありしより名づけられたるなりといふと答ふ。

川口云、爾來各方面より考究實驗の結果、今日迄につきとめ得たる結果を約言すれば、右は人々の誤解なり、方言「シ」又の名馬の目抜きは決して、ヤマシヤウビンに非ず、ムササビなるべし（委曲はこゝには省略す）

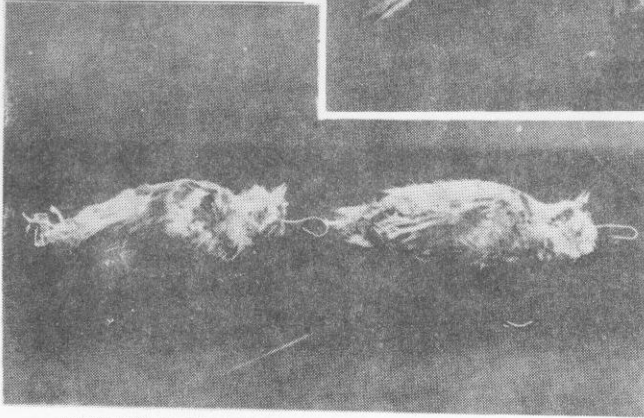
此誤解にて珍禽ヤマシヤウビンが多年虐待せられるたるに心付き、冤罪を解き得るに至りしは幸なり。

第二例 大正十五年十一月上旬、久留米市平野四郎氏に生きたる「ヤマシヤウビン」を籠にして送り來りし者あり、調査の結果、十月下旬三井郡小郡村水邊にて生擒せられしものなるを確かめ

ンピウヤシマヤ

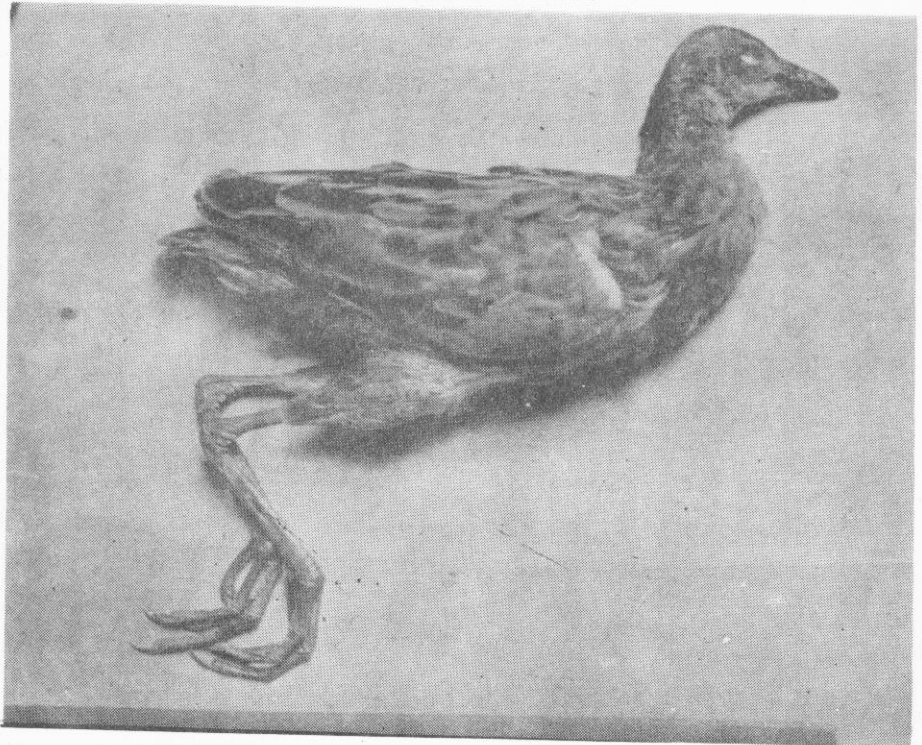


ラガウホンキス



雌

雄



影撮氏祥爲星赤 ナ キ ク ル ツ

得たり。

魚を興へても食まず、三日後に斃る。生擒されし日より通算せば少くとも五日以上絶食のまゝなりしなるべし。生の力の強さを推知するに足る。

實體の大部分は平野氏方に保管せらる。

以上實例に徴しても珍禽ヤマシヤウビンは高良山を中心として附近の木立の續く水邊に徘徊するを確め得たり。

参考例を附記す。

第三例 大正五年七月廿六日岐阜縣大野郡白川村鳩ヶ谷より葛に赴く途中、馬狩川の邊、老樹林にて具にヤマシヤウビンの生態を観取するを得たること。

第四例 大正十年八月上旬南豊後夏木山麓老樹林中にて西森千代美君の妙な珍禽としての報告はヤマシヤウビンらしきこと。

川口の實驗によれば、此鳥性猛く荒く人に馴れず籠内に收めらるれば騒ぎて少しも落付かず。

肉食にして、サハガニ、アマガヘル等を啄み食ふこと丈けは確め得たり、川魚を狙ふものなるべきは推測なれど當り居るなるべし。

中村農學士の報告によれば南洋諸島にて此鳥の同類が雞の幼雛を掠むることありといふ本邦にては其憂全くなし。

スギンホーガラ *Remiz pendulinus Consobrinus* (Swinhoe) の調査

調査委員 川口 孫治郎

既存記載本邦にては長崎附近にて時々採集せらるゝ迷鳥なり〔日本鳥類圖説〕とあり、

第一回實驗、大正十二年三月上旬福岡縣三潞郡大野島村地内、筑後川右岸堤防内側水路の縁なる枯葦の折れ莖に輕ろく縦に横に斜に稀には倒まにとまり又時には地上に下り、チチツと小聲にて相呼びつゝ群れ連れて移りつゝ漁りつゝ葦原を傳ふ、怪みて、第十二號彈にて實驗の爲に射落す、霰彈の恐しさを知らず其飛び散りし瞬間にチョツと莖より莖に移るのみなり。莖につきたる際、莖をかぢるは小昆蟲の幼蟲を啄み取るらしく見ゆ。

其後實驗、毎年二三月の交、筑後川沿岸風通しの強からぬ地域の葦原にて目撃しつゝあり。

昭和四年二月下旬本縣山門郡兩開村橋本農墾銃獵禁止區域なる水邊の葦原に少からず來遊しつゝあるを確かむ。

極めて小型の鳥にして雄の黒色の過眼線は雌に比して著しく且つ下背部附近に灰色味の見ゆるを特色とす。

今日迄七ヶ年間毎年多少は必ず實見しつゝあり、従つて迷鳥にあらざるべきを認む。

參考例、山形縣最上川流域の葦原にて採集せる實例ありと云。

ツルクヒナ (*Gallinix cinerea* (Gmelin)) の調査

調査委員 川口孫治郎

既存記載 本邦にては本州以南臺灣迄の各地に産し往時は東京附近にも棲息せしも現今は殆んど其跡を絶てり(日本鳥類圖説)

第一例 大正十五年一月八日筑後川口附近沿岸なる女竹藪中より獵犬に狩立てられて飛出でしを津村精一氏に獵獲されて、同氏より川口に寄贈されしもの、實體は京都帝國大學理學部動物學教室にて保存さる。

解剖の結果、胃中は殆んど空虚にして僅少の物質は植物性纖維の碎片、確にわからず。
第二例 昭和三年十二月十六日第一例の捕獲されし地域附近の葦原間より出でしを捕獲す、實體は第一例と共に同大學にて保存さる。

解剖の結果、腸囊に多量の糞を存し、砂囊にも糞の殻の粉末となりしもの充填しむたり。

縣外實例

一、大正十四年十月二十日熊本縣上益城郡六嘉村三郎牟田熊本市外畫圖湖の下流左岸にて捕獲されしもの、熊本縣保安課に保存せらる。

二、昭和四年一月五日佐賀縣六角川口南方干拓地葦原にて發見、射撃の機を失し之を逸したり。

名島橋石調査

調査委員 栗田 鼎造

一、所在地

福岡縣粕屋郡多々良村大字名島字城山面積約一畝歩の官有地域にあり。神功皇后が三韓征伐の時に用ひられたる檣が化して石となりたりとの傳説あるを以て有名なり。博多灣鐵道名島驛に下車し北方の東邦電力發電所の方向に徒歩にて行くこと十數分間にて到着するを得。

一、附近の地質と地形

名島及其附近の丘陵は姪濱蛇岩をなせる地層と同時代に屬する第三紀の地層中古代に屬するものなり。本縣に廣く分布せる第三紀層は東北地方に最普通なる凝灰岩層を缺ぎ頁岩、砂岩、礫岩の三種の岩石よりなる。名島をなす第三紀層も又凝灰岩を缺ける。右三種の岩石よりなれり。走向は北六十度東にて東南に十五度の傾斜をなせり。

頁岩は砂岩、礫岩に比して風化し易く水に遇へば容易に土狀となりて洗ひ去らる。砂岩は稍硬く且つ風化し難し。礫岩は砂岩に比し更に硬く且つ風化し難し。名島は前三種の岩石よりなれど橋石附近は礫岩よく發達し砂岩之に次ぐを以て波浪に對して抵抗し水蝕作用を受くること輕く從て岬の如き状態となりて海中に突出せり。橋石が波の作用により地表に現はれたりとはいへ海中に流れ出でざりしは礫岩中に存在し比較的水蝕作用を受けざりしによる。若し頁岩の如き

風化し易き岩石中に埋藏せられしものならば最早昔時に於て波の營力により海中に没せしこととは明なり。礫石を包みし岩石は砂質礫岩にて礫の大きさ米粒大のもの多く内に二〇内外の大きさのものを點々混するのみ。然るに其上層及下層をなせる礫岩の礫は一般に太く直徑一乃至三〇のもの普通の大きさとすれど一〇乃至十五に及ぶものも少からず。礫の質は肉眼的の觀察によれば珪岩質のもの最多く玄武熔岩の如き外觀を有するものをも點々混入せり。礫岩の新鮮なるものは淡綠色及暗綠色を呈せるもの多く其間に點々赤色、褐色等をなせる礫を點在す。又表面の風化せる部は褐色を呈す

礫石の成因と分布

礫石は傳説にある如く千六七百年前の如き新らしき樹木の變化して生ぜしものにあらず。第三紀時代人類の未だ發生せざる古き昔の樹木が砂礫中に埋没し木質部が溶け去りて後に珪酸質が浸潤して樹木の形を其儘保存せるものなり。即礦物學上の珪化木なり。筑豊炭田地方にては松岩又は松石と稱す。珪化木は名島のみに産するものにあらず。前述の如く筑豊炭坑地方は元より粕屋炭田地方にも産す。特に筑豊炭田地中の鞍手郡植木町及同郡劍村中山地方にては炭層中又は其附近の地層中に多量に産出し掘出せるものを人家の石垣として使用せる所もあり。該石は地層中に埋没せる時は黑色を呈すれど長き年月の間日光及風雨に曝さるゝ時は遂に帶白褐色となる。礫石も外部は同様に帶白褐色をなせど内部は黑色なり。以上の如く珪化木は本縣の第三紀層中に普通に見るものなるが名島の礫石の如き外形も良く整ひ中間の缺損の少き其保存の良好なるものは我國内に其比を見ざるなり。

一、一般の状況

櫛石は樹木が化して石となりたるものなることは前述の通りなるが地變の爲に一本のものが折れて拾數本となれり

現在は九本のみ存在し中間の數本を缺げり。附近の老人の談によれば東北方より數へて第二石片と第三石片との間なる百廿一^〇の間隔の間にありし石片は數十年前に盜まれ福岡市福岡部の某家の庭石となれりと。第五石片と第六石片との間なる百九十七^〇の間隔の間にありし石片は賊により盜れたるが賊は如何なる理由によるか櫛石のある所より東北數町の所にある妙見島の西北方の海中に投じて捨て去りたり。明治四年頃迄は干潮の時には水面より之れを見得たれど今日は全く見えざと櫛石の地表に現はれ居るは八ヶの石片なり。最西南端の石片は全く岩石中に埋没し其折口の側面のみ黒色をなせるを見るを得海岸に下る道の石段となれる岩石の下にあるものは之なり

一、各石片の記事

(1) 第一石片 (東北方より數へて)

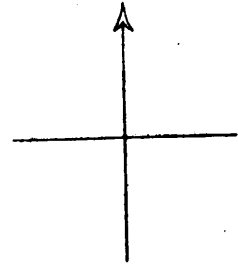
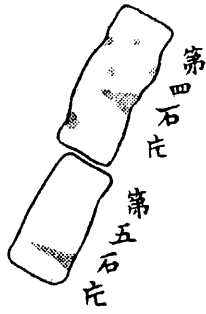
長さ 九一^〇ありて地表に現はれたる八石片中長さは第五位にあり

大きさ 中央部は周圍の長さ百八十二^〇ありて他石片の太さと同様なり東西の兩端は

共に下部に僅に缺損あるを以て中央部に比し六^〇短し

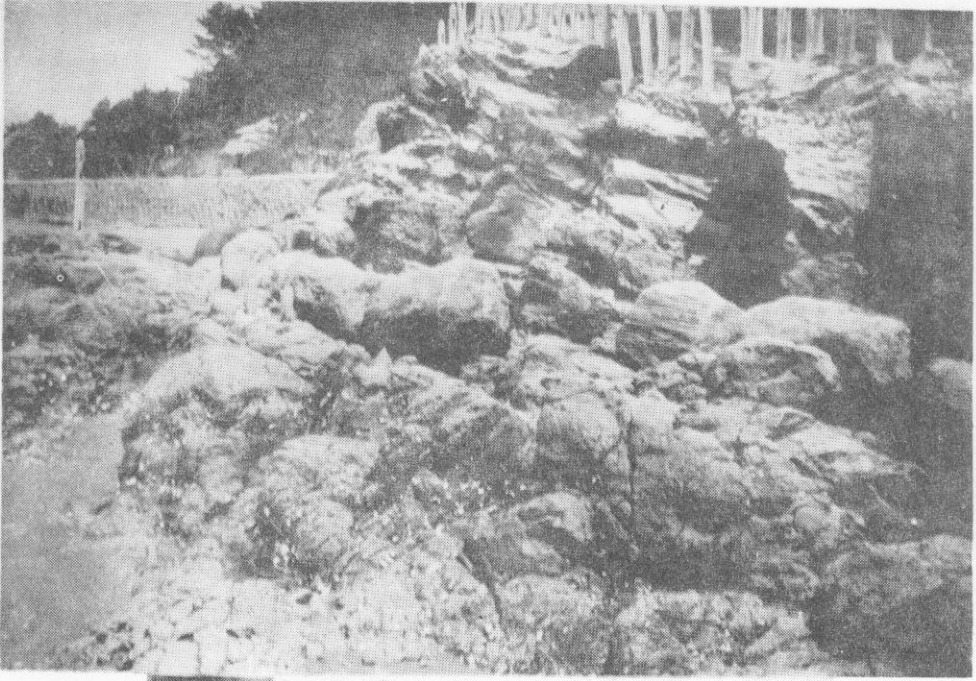
横る方向 北二十度東にて八石片中其東端は最北方に向へり

斷面 東面は隨心の方向なる中軸の方向に殆直角に折れ其面は比較的平なれど西面



圖面平石檣

一、分九十九



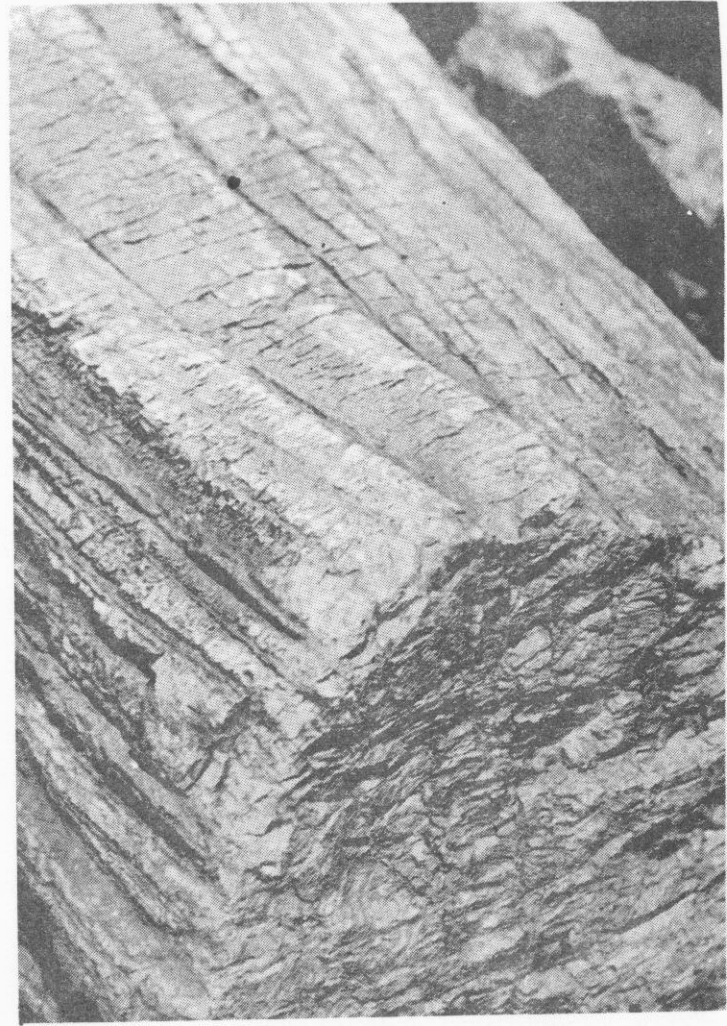
西方より見たる橋石



東方より見たる橋石



石 橋



石 橋

は稍斜に折れ表面には凹凸あり東西断面には共に下方に僅に缺損を見る
断面の直径は東西面共に水平の方向には五十五〇mmあり垂直の方向には東面に
四十八〇mmにて西面は下部の缺損の爲東面より二〇mm短し
髓の位置は東西両面共に僅に南方に偏すれど中央水平線上にあり東断面の髓
の附近には白色石英の沈澱あり西断面には僅に年輪を認るを得

表面の削込まれたる部。東断面より十五〇mmを隔てたる表面に中軸と殆直角の方向に僅に
削込まれたる部ありて南方によく發達し幅廣き所にて十二〇mmの幅あり兩側に
到るに従ひて幅狭くなりて遂に滅し石片の周圍を七分通り迄廻りて一週せず
して終る其中央部に幅狭き褐鐵礦の沈澱あるを以て俗に櫓の時に入れたる鐵
輪の痕と稱せり

位置。地層中にありし自然の位置にあらざして移動せることは自然の位置にある他
の石片に比し異なる方向に横れるによりても明なり

(2) 第二石片

位置。第一石片より西南方に百九拾〇mmを隔て、存在す、横る方向は北四十度東にて其
東北端は八石中最東に向へり

長さ。百三十〇mmにて長きこと八石片中第二位にあり第一石片との間に石片を存せ
しものなるべしと信ずれど元より知れる人もなく又口碑にも傳はらず

大きさ。東西兩端は共に周圍の長さ百八十二〇mmありて他部の大きさと同様なり中央部は

兩端より三〇短し

断面 東西兩面共に中軸に直角に折れ其の面は平なり

断面の直徑は東面は水平及垂直の方向に共に五十三〇なり西面は水平の方向に五十八〇あれど垂直の方向は五十三〇ありて垂直の方向より稍短し

髓は東断面にては中心に位し西断面は中央垂直線上にあれど稍上方に偏す東西兩断面共に中心の橋の部に白色石英の沈澱あり且つ稍年輪を認るを得

俗稱鐵輪の痕。東方より三十九〇の所がありて南半面のみによき發達す幅廣き所は第一

石片と同様に十二〇あり兩側に到るに従ひ幅狭くなりて周圍を一週せずして終る、其中央附近に幅一乃至三〇位の狭き褐鐵鑛の沈澱あり

節 痕。上部の中央に直徑十二〇位の節の痕あり

自然の位置。第一石片と同様に自然の位置にあらずして多少移動せり

(3) 第三石片

位置。第二石片より西南方に百廿四〇を隔てゝ存在す此間にありし石片は前述の如く福岡なる某氏の庭園にありとの説あり。北三十度東の方向に横り他の石片の大部分のものと方向を等しくす

長さ。五十八〇ありて八石片中長さ第七位にあり

大きさ。中央部の周圍の長さ百八十二〇あり他の石片と同大なり東西兩端も中央部と同大なり

斷 面。直徑は東西兩面共に缺げたる所多く稍正確を欠げど東斷面の直徑は水平の方向に約五十八 cm 垂直の方向に約五十三 cm なり西斷面は水平の方向に六十 cm にて垂直の方向に東斷面と同様に五十三 cm なり、東西兩斷面共に僅に橢圓形を呈す

髓は東西兩斷面共に中央垂直線上にあれど共に僅に上方に偏す東斷面には白色石英の沈澱ありて且つ年輪稍明なり

俗稱鐵輪の痕。東西兩端に接して存在し上方のみ發達し幅廣き所は他石片のと同様に十二 cm あり兩側に行くに従ひ幅狭くなりて遂に消滅す

節 痕。數個あり上部中央のもの直徑三 cm にて中央の北下側のもの直徑四、五 cm あり其他小なるもの二三を見る

自然の位置。石片の下部が母岩に僅に挟まれたる如き状態となれるを以て自然の位置の儘なるべし

(4) 第四石片

位 置。第三石片と五十一 cm の距離を隔て、西南方にありて中央部より僅に曲り東半部は北三十度東の方向に西半部は北四十度東の方向に横る

長 さ。百四十 cm ありて八石片中最長し

大 さ。中央部は削込まれたる部ありて正確ならざれば測定せず東端の周圍の長さは百七十九 cm 西端は百七十六 cm あり

斷面 直徑は東面は水平の方向に五十三mmなれど垂直の方向には五十八mmあり西面は隣石と接するを以て測定し難し東面には年輪を認むれど甚だしく褶曲せり西断面には中央髓の部に白色石英の沈澱あり髓の位置は東断面は僅に北方の上部に偏せり西面は中央垂直線上にあれど稍々上方に偏せり

俗稱鐵輪の痕。東方より三十一mmの所と西方より二十一mm位の所と中央附近との三ヶ所にあり東及西にある二つは共に北面の下部にありて削込深く東方のものは特に西方のものより更に深し、中央附近のものは中央より稍西に偏したる南半面に發達す他石片のものと同様に幅廣き所は十二mmあり四ヶ所にあり上部の東方に偏したる所に直徑七mmのものと其れに接して西方に直徑五mm位のと二個あり其南半面の上部に近く七mmと五mmの直徑を有する節が上下の方向に相接して並べり

(5) 第五石片

位置 第四石片と相接して存在し北三十度東の方向に横はり他の多くの石片と同方向を示せり

長さ 百十二mmありて八石片中長きこと第三位にあり

大さ 周囲の長さは東西兩側共に測定し難きも中央部は百八十二mmありて普通なり

斷面 東面は隣石片と相接せるを以て調査するを得ず西断面は水平の方向に五十五

○垂直の方向に六十四○ありて普通なり。断面の形は上下の方向に稍長く楕圓形をなす。

髓の位置も東面は明ならざれど西面は中央部にあり其附近に白色石英の沈澱あり。

俗稱鐵輪の痕。西方より二十五○の所と東方より三十五○を隔てたる所の二ヶ所にあり

前者は上部によく發達し褐鐵礦の沈澱特に著し後者は北方の下側に發達す

髓線の痕。北方の半面は樹皮を剥ぎたる時の儘の如き状態を存し短き線狀をなしたる髓

線の痕を明に認るを得

(6) 第六石片

位置。第五石片より西南方に百九十七○の所にあり此間にありし石片は前述の如く

賊に盗まれたるものなり

北三十度東の方向に横り他の石片と同方向なり

長さ。六十七○にて短く八石片中第六位にあり

大きさ。東端の周圍の長さは百八十二○にて普通なれど西端部は東端部に比し3cm短し

断面。東面を檢するに直径は東西兩面共に水平の方向に五十三○本垂直の方向は六

十一○あり。東断面には年輪明なり其數を檢せしに五十五乃至六十あり故に此

の樹齡は六十年を出でざることを知る

髓は中央より稍北方の上部に偏せり導管及髓線の痕も又明なり年輪、導管及髓

線の痕が明に現はれ居るもの此面に及ぶものなし

俗稱鐵輪の痕なし只表面に縦線多く走りて褐鐵鑛其線内に沈澱せり

(7) 第七石片

位置 第六石片と相接し北三十度東の方向に横り他石片と同方向を示す

長さ 九十七 $\frac{3}{4}$ にて八石片中長さ第四位にあり

大きさ 東方の周囲の長さは百八十二 $\frac{3}{4}$ なり中央及西方は測定し難し

断面 東西兩面共に凹凸甚だしく殊に東方に於て著し

直徑は東断面は水平の方向に五十三 $\frac{3}{4}$ にて垂直の方向に六十二 $\frac{3}{4}$ あり西断面は隣石と接して測定し得ず

髓も西面は檢することを得ざれど東面は僅に北方の上部に偏在す

俗稱鐵輪の痕 西端より三十 $\frac{3}{4}$ の北半面に發達し南面にも僅に之を見る

自然の位置 第六石片と共に母岩中に挟まれ居るを以て自然の位置にあり

(8) 第八石片

位置 第七石片に接して同石と同方向に横る

長さ 五十 $\frac{3}{4}$ の長さありて八石片中最も短し

大きさ 母岩に接し測定し難きも石片の周囲は著しく削取られて附近のものより甚しく小さくなれり

断面 東面は隣石に接するを以て觀察及測定し難し

西面は水平の方向に四十 cm 垂直の方向に五十 cm にて縦長き楕圓形をなす

自然の位置。此の石片の僅に上部の母岩面上に石片のありし痕跡を認るを得此の痕跡は

第四石片の部附近迄連續して認め得

(9) 第九石片

第八石片と百五十一 cm を隔て、西南方の海岸に下る石段の下にあり第八石片と第九石片との間にも石片の存在せしは明なり然るに此附近は樹木の梢の方なれば形小さく運搬に便なるより盜まれたるものならん第九石片は前述の如く石段をなせる母岩に包まれ表面より見えざり只断面のみ黒色をなして現はれ居るを以て一側面のみ觀察し得るのみにて他は全部觀察も測定もし難し

總括

檣石は東北方を幹の根本として北三十度東の方向に横り數十片に折る其内の數本の石片は缺損せるも現存せる石片の全部の長さを合計すれば七百四十五 cm あり(第九石片を加へず)缺けたる間隔の距離を合計すれば七百十 cm となる此部にも石片ありしものなるべければ檣石の全長は右兩者を加へたる十四m五五 cm の長さあり而も第一石片より第七石片迄の間なる十四m五 cm の間は殆同大の大きさにて百八十二 cm あり檣石をなせる樹木が如何に大なるものなるかを知り得殊に其間には大なる枝とも分たず亭々と空中に聳立せしか想像するを得折れ口は大體主軸に直角に規則正しく折れ断面も凹凸少きもの多し断面に現はれたる髓の位置は不規則にて中心にあるもの又は多少一方に偏せるものなど種々のものあり年輪も多數の石片の断面に

於て見得れど第六石片の東断面のもの最明なり且つ導管及髓線の痕も又此面に於て明瞭に認め得。以上の事實より橋石をなせる植物は松杉の如き針葉樹なる裸子植物にあらずして被子植物なる潤葉樹なること明なり。導管の大にして肉眼にてよく之を認め得るのみならず髓線迄同様によく發達せり殊に其附近よりかし類の木葉化石の産出するより此等の事實を總合すれば橋石をなせる樹木は殼斗科植物にあらざるやを思はしむ。

姪濱蛇岩調査

調査委員 栗田 鼎 造

一、位 置

早良郡姪濱町愛宕神社を祀れる第三紀層の丘陵の西方に位する同社の西側參拜登山道の最下の石段上り口の南側にあり即ち福岡より姪濱に通ずる電車道と舊往還と分れたる所より舊往還に沿ひ北方へ約一丁程行きたる所にあり

一、附近の地質と地形

愛宕神社を祀れる丘陵及姪濱町の南方及西方にある小丘陵は皆第三紀層に屬する砂岩よりなり其周圍は海か又は沖積層に屬する水田をなせる平野なり。小丘陵をなせる第三紀層の砂岩は雨露に曝され風化したる部分は水酸化鐵となり褐色を呈す然るに雨露を受けざる所及石材を採掘せる部に於て年月を経ざる新鮮なる所は綠色を呈す。此の石材とする砂岩は姪濱石と稱し建築石材墓石、石垣其他の用に供せられ附近の町村及福岡市に盛に搬出せらる其量の少なからざるは愛宕丘陵の西方の採石せし後の斷崖及地下に迄掘り下げ抉り取りたる如き状態をなせることによりても知らる。姪濱石は風化し易き缺點を有すれど軟くして採石し易きのみならず運搬も容易なれば石材としての價格安く且つ加工し易きとにより需用多し特に福岡市を附近に有することは採掘をして盛ならしめし有力なる原因となる。蛇岩の南方も北方も共に採石場と

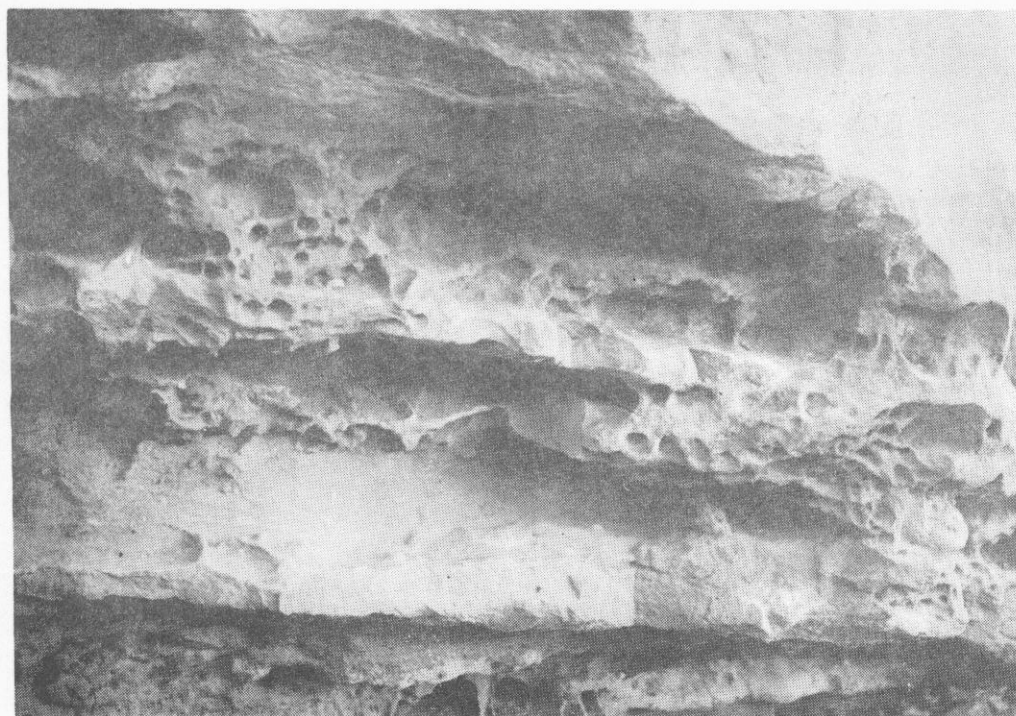
なり前述の如く盛に採掘せられたれど蛇岩の部のみは愛宕神社西側の參拜道となりし爲に其採掘の難を免れたるは學術上に甚だ幸なりき。姪濱砂岩中には二枚貝、巻貝、俗に天狗の爪と稱する鮫の齒の化石及外形アンモン貝に類似せるアツツリアと稱する鸚鵡貝類の化石を産するを以て其附近の地層は第三紀層中の最古の地層なり

一、成 因

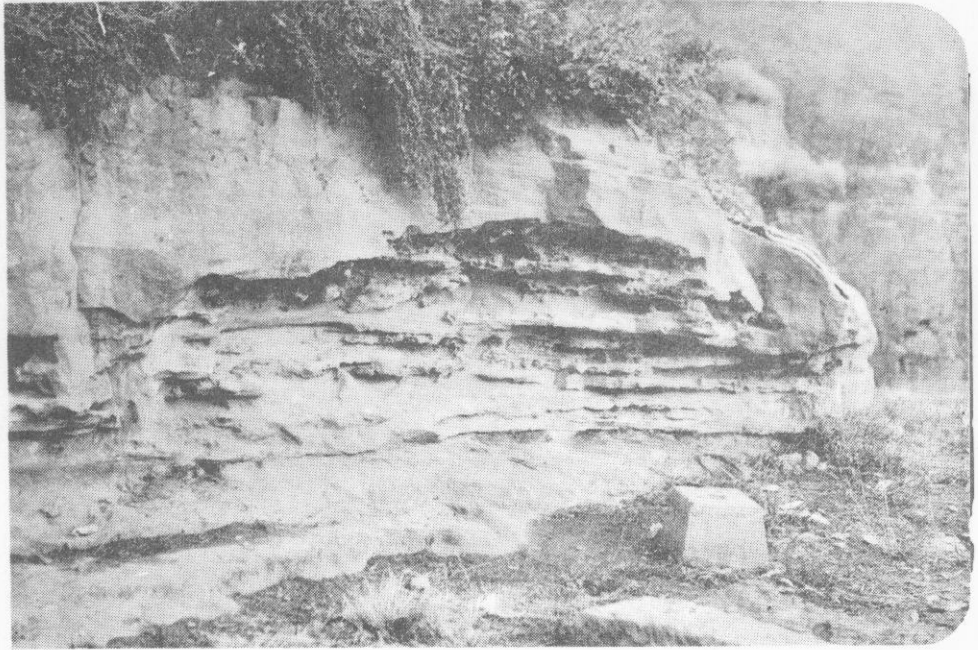
姪濱及其附近をなせる丘陵の砂岩は第三紀時代に海底に於て沈積したる砂が長年月の間に固結して稍硬き砂岩となりたるものなり。現在は其等の岩石は海汀線より數十米突又は數米突の高所をなせど前述の如く其昔海底に生じたるものなり。然るに其後土地が隆起して今日の如き丘陵をなし。其隆起を雄辯に語れるは此蛇岩なり。往昔蛇岩附近が波浪に洗はれたる頃は北九州鐵道の姪濱驛附近の南方の丘陵や、姪濱町西南の丘陵又は西公園等は愛宕山の丘陵と共に今日海中に點在せる西公園下なる鵜來島、名島の妙見島の如く島嶼をなせしものなり。此等が丘陵となり陸上に現はれたるは此附近の土地の隆起と室見川其他此の附近の河より流す土砂の沈積とによるものにして海底は變じて隆起となり島嶼は化して丘陵となれるものなり。此の現象を直接に物語れるは此の蛇岩なり。蛇岩附近が海岸にて其附近の水田又は宅地が海底なりし時に海中に起りし波浪は強き西風により其營力を逞しくし砂岩を浸蝕したり。特に蛇岩の部は上部と下部に硬き砂岩ありて其間に粘土多き風化し易き砂岩層を挟みたる爲柔き部のみ甚だしく浸蝕され奥深く削られたるものなり。猶硬き砂岩の内に無數の穿孔貝の穿ちたる孔あるを以て此等も又浸蝕作用を助けたることは明なる事實なり。此の附近か海岸なりしことは砂岩中に不



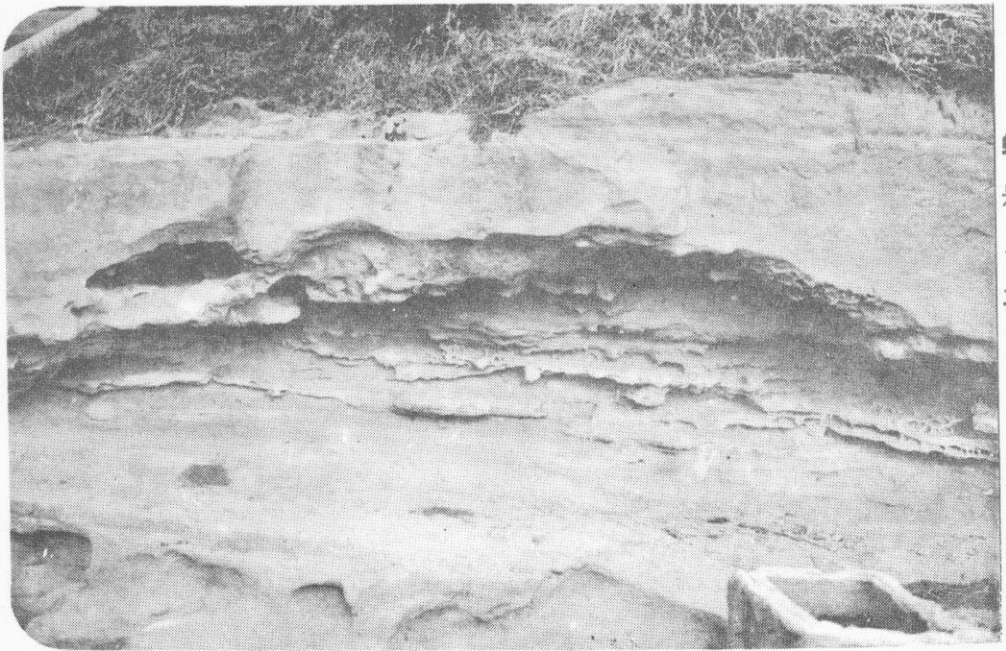
× 在 所 の 岩 蛇



部 一 の 岩 蛇



蛇岩ノ一



蛇岩ノ二

(一ト二トハ相違ス)

規則に無數に穿たれたる穿孔貝の穿ちたる孔により證することを得、此の穿孔貝の孔が多く且つ不規則なることが蛇岩の形に甚だしき變化を與へ蛇岩なる名稱を與へたるものならん

一、保存の状態

蛇岩を大體に南北の二部分に分つを得、南北共に長さ約四、五五米其間を境する岩石の幅〇、四五米位に過ぎず、上下の幅は南方のは幅廣き所にて一、二二米乃至一、四三米あれど北方のは稍低く一、一二米乃至一、二二米なり、奥行は南方のは最深き所〇、九米位なれど北方のは一、四二米に及びて深し、即南方のは上下の幅北方のものに比して廣けれど、奥行は南方のもの北方のものに比して深し

此の小岩窟が成生せし當時は現在より奥行深かりしも上盤をなせる突出部は容易に採石し易きを以て無知なる石工は其部を打落して石材としたるを以て凹入部甚だしく淺くなり學術上の價値及外觀を損せしは遺憾なり、現在凹入部は多少の雨水を防ぎ得るを以て附近の民家のもの薪を置く所とせり、又其附近にて煤煙多き石炭を燃すを以て其煤煙の爲岩石面が黒色に汚され居る所あり

右に付蛇岩の前面には柵を設て出入を禁じ標示板を建て貴重の天然紀念物たることを揭示するの必要ありと信ず

小呂島植物調査

調査委員 鍋島 與 市

一、小呂島ノ位置

糸島郡北崎村を距る二十八湮博多港を距る三十八湮の西北

一、同島ノ地勢及廣サ

周圍二十九町 南北に長く東西に狭し 島中に三山あり 一、宮山最南陵、此山に嶽山神社あり
て此の名あり 二、向山 三、高岳 最高峰海拔一〇〇呎あり 最北端は少し高まりあるも特記
する程もなし

丘陵の間は溪谷を形成すれども、通常水なく只向山と宮山の間谷にのみ水ありて海に入れり、
傳説に神功皇后三韓御征伐の時、御舟此島へ着きたる砌御手を洗せ給ひたりといふ

宮山の頂の南面に神社あり之を嶽山神社といふ、この附近二町歩は大森林を形成せり 就中樹
木の大きなものを擧ぐれば、シヒノキ、オガタマノキ、ホルトノキ、モチノキ、タブノキ、
クロマツ、等なり

南西側面は開墾して畑を作り主に蔬菜を耕作せり 向山高岳も南西面は畑となり其他、多くは
松を植林せり 今より十四五年前植えたりといふ

最北部に少し平坦なる地あるのみ此所を長者屋敷といふ、今は水もなければ共元は之ありたる様

考へらる又「なつとり」ともいふ、此の長者とは海賊ならんかといひ傳へらる、其北岸に岩窟大穴あり是をちろち穴といふ、昔は此の邊に出漁して七つの刻より遅くなれば此のちろちより取られたりとの傳説あり、此所へ住する海賊の仕業ならんか

此の島の南側に、元黒田侯のとき流されたる罪人の牢趾あり、島民使役して耕作漁業に従事せしめたりと云ふ

一、部 落

島の南端の海濱に、高さ二間餘長さ二町餘の粗大なる波止場を廻らして人家二十六戸、外に一單級學校あり、人口一六三人男女の數殆ど相半す、生徒數三十名あり

又同所に七所神社あり、此の神社の境内に二株の大蘇鐵と六本の大ビロウあり

一、風 習

民業は全く漁業なり、魚族豊富魚の大群にて海水爲に色を變する事珍しからず、貝類又多く鮑漁盛にして他方より海女の來漁絶ゆることなし、斯る豊漁のため島民の男子はやくもすれば遊惰の風あり、女は之に引換へよく働き殆ど家事を持せるの感あり

一、氣 候

暖流の洗ふ所に介在する故暖なり、故に植物も暖地性のもの多く分布せり

植物調査

特殊植物

○ソ テ ツ

同島開闢と同時にありといふ七所神社境内を被へり、石段の東西兩側にあるもの最も太く、何れも一株に多數の枝極あり

○ビ ロ ウ

七所神社境内に六本あり

○ナタオレノキ

獄山神社の森林の大木中の一なり、大きものは幹圍二米高さ十二米、枝張十五米あり、量も多し

○ホルトノキ

同所大森林中の大木の一、量も多し

○ソナレムケラ

○ハナタマメ

同島の海濱に多數生茂せり

天然紀念物として

社叢ニヶ所他に調査不充分なるもオロシマチクの自然林あり保存を要す

一、七所神社境内

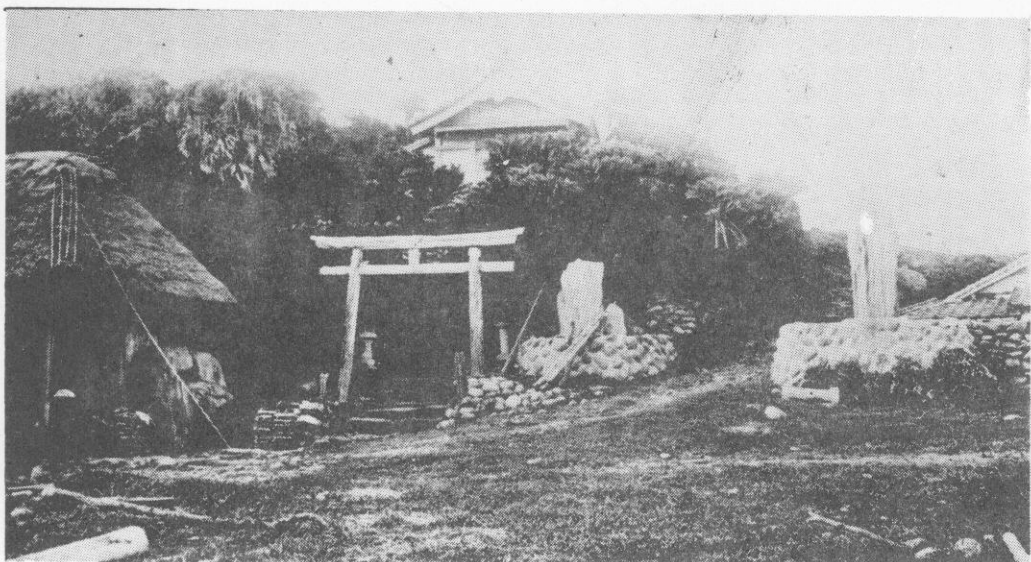
本島南面海岸の人家と同所があり、廣さ五十坪位の内に社殿及空地四十坪位あり、其の殆ど半を被ふ大蘇鐵二株あり、他に「ビロウ」六本あり

○蘇 鐵

葵 蒲

鐵 蘇

小呂島七所神社々叢



上、ネザ、
下、オロシマチク?



小 呂 島 産

第一株 社の側にあり莖四尺高さ十二尺程より以下十尺位のもの三十本小なるもの多數なり。

第二株 社の西側に在り莖四尺高さ十尺位のもの三十本以下小なるもの多數なり。

發育 非常に良好二株を以て殆ど社の境內を覆へり。

○びらう 六本

皆社の北上にあり。

莖の太さ二尺五寸

高さ十八尺

發育良好なり

二、獄山神社境內

人家所在の北上宮山にあり長さ百五十間幅四十間、二町歩位の大森林を形成せり。其大木の主なるもの左の如し。

○ナタオレノキ 多量其大なるものは

莖幹の周圍五尺

高さ十間

枝張り八間

發育良好尙ほ盛に生長しつゝあり。

○モチノキ 多量其大なるものは

莖幹の周囲五尺

高さ十三間

枝張十二間

發育良好なり。

○**タフノキ** 多量其大なるものは

莖幹の周囲八尺

高さ十四間

枝張十五間

發育良好なり

○**ヤフニツケイ** 多量其大なるものは

莖幹の周囲五尺五寸

高さ十二間

枝張十三間

發育良好なり。

○**シロダモ** 多量其大なるものは

莖幹の周囲六尺

高さ十三間

枝張十四間

發育良好なり。

○クロマツ 多量其大なるものは

莖幹の周圍十二尺

高さ十六間

枝張十三間

發育良好にして風致又佳なり。

○其 他

エノキ クロキ ハマビハ 等

樹下の草木

ムサシアブミ カナワラビ ホソバノカナワラビ イシカグマ ヤブマフ ヤブ

カウジ スミレ イタチシダ オニヤブソテツ

蔓木の種類

テイカカヅラ マタタビ スヒカヅラ ツタ フヂ フウトカヅラ

二、オロシマチク 調査研究不充分

生育地 同島北半部にあり

太さ 莖三分位 高さ二三尺

「ネザサ」に似たるも葉短き所あり

之れ眞の「オロシマチク」と判明ばせ實に面白きものにて學術上保存の必要あり

分類上の調査

キク科

ヨモギ屬

ヨモギ

フクド

カハラヨモギ

シラン屬

ヨメナ

ヤマシロギタ

ヤブタバコ屬

ガンクビサウ

コヤブタバコ

タウコギ屬

セندگانグサ

キク屬

シマカンギク

アザミ屬

ノアザミ

オニタビラコ属

オニタビラコ

タカサブラウ属

タカサブロウ

ヒメジヨウラン属

アレチノギク

ヒメムカシヨモギ

ヒヨドリバナ属

ヒヨドリバナ

アキノノゲシ属

ホンバワダン

ソテツバ

アキノノゲシ

タカラカウ属

ツハブキ

アキノキリンサウ属

アキノキリンサウ

ハチヂヤウナ属

ハチヂヤウナ

ハルノノグシ

スヒカヅラ科

スヒカヅラ屬

スヒカヅラ

キダチニンドウ

ガマズミ屬

ハクサンボク

アカネ科

フタバムグラ屬

ソナレムグラ

ヤヘトバナ屬

ヘクソカヅテ

アカネ屬

クルマバアカネ

キツネノマゴ科

キツネノマゴ屬

キツネノマゴ

オホバコ科

オホバコ属

オホバコ

ナス科

ナス属

イヌホホヅキ

唇形科

タフバナ属

クルマバナ

ヒルカホ科

ヒルガホ属

ヒルガホ

サツマイナモリ属

グンバイヒルガホ

タウワタ科

イケマ属

ロクオンサウ

フナバラサウ

カモメヅル屬

コカモメヅル

ケフチクタクウ科

テイカカヅラ屬

テイカカヅラ

ヒヒラギ科

イボタノキ屬

ネズミモチ

モクセイ屬

ナタオレノキ

ハヒノキ科

ハヒノキ屬

クロキ

カキ科

カキ屬

カキ

サクラサウ科

オカトラノヲ屬

オカトラノヲ

ハマボツス

ヤブカウジ科

マンリヤウ屬

ヤブカウジ

繖形科

シラネセンキウ屬

ハマウド

ツボクサ屬

ツボクサ

センキウ屬

ハマゼリ

ノダケ屬

ボタンバウフウ

ヤブジラミ屬

ヤブジラミ

ウコキ科

キヅタ屬

小呂島植物調査

キツタ

グミ科

グミ屬

オホバグミ

アキグミ

ツルグミ

ズミレ科

ズミレ屬

ズミレ

タチツボズミレ

オトギリサウ科

オトギリサウ屬

オトギリサウ

ツバキ科

ツバキ屬

ヤブツバキ

サカキ屬

サカキ

ヒサカキ

ハマヒサカキ

カラスノゴマ科

カラスノゴマ属

カラスノゴマ

ホルトノキ科

ホルトノキ属

ホルトノキ

フダウ科

ブダウ属

ノブダウ

エビヅル

ニシキギ科

ツルウメモドキ属

テリハノツルウメモドキ

ニシキギ属

マサキ

モチノキ科

モチノキ屬

モチノキ

ウルシ科

ウルシ屬

ハゼノキ

タカトウダイ科

エノキグサ屬

エノキグサ

タカトウダイ屬

イハタイゲキ

カタバミ科

カタバミ屬

カタバミ

タチカタバミ

ムラサキカタバミ

マメ科

ネムノキ屬

ネムノキ

カハラケツメイ

ヌスビトハギ屬

ミソナホシ

ヌスビトハギ

シバハギ

レンリサウ屬

ハマエンドウ

ヤブマメ屬

ヤブマメ

コマツナギ屬

コマツナギ

フヂ屬

フヂ

ハギ屬

ネコハギ

メドハギ

ミヤコグサ屬

ミヤコグサ

ヤハズサウ屬

マルバヤハズサウ

ウマゴヤシ屬

ウマゴヤシ

クズ屬

クズ

タンキリマメ屬

タンキリマメ

イバラ科

キンミヅヒキ屬

キンミヅヒキ

サクラ屬

ヤマザクラ

シヤリンバイ屬

シヤリンバイ

イバラ屬

テリハノイバラ

ノイバラ

キイチコ属

カヂイチゴ

ナハシロイチゴ

トペラ科

トペラ属

トペラ

ベンケイサウ科

ベンケイサウ属

タイドゴメ

十字科

ハタザラ属

ハマハタザラ

ダイコン属

ハマダイコン

ケシ科

ヤブゲマン属

キケマン

クスノキ科

小呂島植物調査

クス屬

ヤブニツケイ

ハマビハ屬

ハマビハ

タブノキ屬

タブノキ

シロダモ

ツヅラフチ科

アラツヅラフジ屬

アラツヅラフヂ

カウモリカヅラ屬

ハスノハカヅラ

アケビ科

アケビ屬

ゴヤウアケビ

ムベ屬

ムベ

ウマノアシガタ科

ナデシコ科

センニンサウ

カハラナデシコ属

カハラナデシコ

フヂナデシコ

ツメクサ属

ハマツメクサ

ハコベ属

ハコベ

スベリヒユ科

スベリヒユ属

スベリヒユ

ツルナ科

ツルナ属

ツルナ

ヒユ科

ヒユ属

イヌビユ

沖ノコヅチ

ケイトウ属

ノゲイトウ

アカザ科

ハマアカザ属

ハマアカザ

アカザ属

コアカザ

アカザ

タデ科

タデ属

ニハヤナギ

ミゾソバ

ママコノシリヌグヒ

シロバナサクラタデ

ギシギシ属

ギシギシ

イラクサ科

マヲ屬

オニヤブマヲ

カラムシ

クハ科

クハ屬

クハ

ヤマグハ

イヌビハ

穀斗科

シヒ屬

シヒノキ

マテハジヒ

カシ屬

クヌギ

ニレ科

エノキ屬

エノキ

ヤマノイモ科

小呂島植物調査

ヤマノイモ属

キツバドコロ

ヒメドコロ

ユク科

クサスギカヅラ属

キジカクシ

ユリ属

オニユリ

ヤブラン属

ヤブラン

シラデ属

サルトリイバラ

ツユクサ科

ツユクサ属

ツユクサ

井科

井属

井

テンナンシヨウ科

テンナンシヨウ屬

ムサシアブミ

ハンゲ屬

オホハンゲ

カラスビシヤク

カヤツリグサ科

スゲ屬

ハマアラスゲ

ヒゲスゲ

カヤツリグサ屬

コゴメガヤツリ

カヤツリグサ

ハマスゲ

クグ屬

クグ

テンツキ屬

シホカゼテンツキ

禾本科

カモジグサ屬

カモジグサ

ヤマカモジグサ屬

ヤマカモジグサ

チガヤ屬

チガヤ

ヲヒシバ屬

ヲヒシバ

ギヤウギシバ屬

ギヤウギシバ

テフセンガリヤス屬

テフセンガリヤス

ハマムギ屬

ハマニンニク

カゼクサ屬

カゼクサ

ヒエ屬

ケメヒシバ

ノビエ

シバ属

シバ

スズメノヒエ属

スズメノヒエ

チヂミササ属

チヂミザサ

コブナグサ属

コブナグサ

ヲガルカヤ属

ヲガルカヤ

メダケ属

オロシマチク?

メダケ

ダンチク属

ダンチク

ヒエガヘリ属

ハマヒエガヘリ

ヤダケ属

ヤダケ

エノコロ属

オホエノコロ

キンエノコロ

アブラスキ属

アブラスキ

アシ属

アシ

アシボソ

マダケ属

ホテイチク

マツ科

マツ属

クロマツ

ソテツ科

ソテツ属

トクサ科

ソテツ

トクサ屬

スギナ

フサシダ科

ツルシノブ屬

ツルシノブ

ウラボシ科

ワウレンシダ屬

イシカグマ

マメヅタ屬

マメヅタ

ヲシダ屬

ホシダ

ベニシダ

トラノヲシダ屬

トラノヲシダ

ワラビ屬

ワラビ

キノデ屬

ホソバナノカナワラ

オニヤブソテツ

イタチシダ

森林

同島宮山南面ノ獄山神境社内二町歩位の域内

大森林を形成せる樹木の主なるもの

シヒノキ 多量

大なるものは幹圍十二尺

ナタオレノキ 多量

莖圍五尺

モチノキ 多量

莖圍六尺

ヤブニツケイ 多量

莖圍八尺

オガタマノキ 少量

莖圍七尺

ホルトノキ 多量

莖圍九尺

ムクノキ 多量

莖圍六尺

ヤブツバキ 多量

莖圍七尺

其の他に松の造林あり

植附後十五年位

蔓木の種類

スヒカツラ

キダチニンドウ

テイカカツラ

ツルグミ

ツルウメモドキ

テリハツルウメモドキ

アケビ

ムベ

フヂ

クズ

キジヤウラン

キヅタ

テリハノイバラ

蔓草の種類

ヘクソカツラ

クルマバアカネ

ヒルガホ

コカモメヅル

ヤブマメ

タンキリマメ

センニンサウ

ホタンヅル

ヤマノイモ

キクバドコロ

ヒメドコロ

天然記念物として保存の必要あるもの

一、社叢

二

珍植物原生地として

一、社叢

獄山神社境内

小呂島植物調査

本島南面人家所在の北上宮山の中腹より頂まで長百五十間幅七十間の大森林なり
左に主なる樹木の種類量發育狀態等を示す

ナタオレノキ 二十本

大なるもの

莖幹圍 五尺(地上五尺の所)

高 十間

枝張 八間

發育良好尙生成しつゝあり

ホルトノキ 五十本

大なるもの

莖幹圍 九尺

高 十一間

枝張 十三間

發育良好尙ほ生成しつゝあり

シヒノキ 十二本

幹圍 十二尺

高 十五間

枝張 十五間

發育良好

モチノキ 三十本

幹圍 六尺

高 十三間

枝張 十二間

發育良好

イヌグス 三十本

幹圍 六尺

高 十三間

枝張 十二間

發育良好

ヤブニツケイ 多量

幹圍 八尺

高 十二間

枝張 十三間

發育良好

シロダモ 多量

幹圍 六尺

小呂島植物調査

高 十三間

枝張 十四間

發育良好にして非常に生長しつゝあり

クロマツ 多量

幹圍 十尺

高 十六間

枝張 十三間

發育良好にして風致絶佳なり

其の他

エノキ クロキ ハマビハ ヒメユヅリハ

蔓 木

キダチニンドウ 多量

大なる莖を有大樹の頂上纏絡す

タイカカヅラ 少量

樹木に上昇す

アケビ 少量

ムベ 多量

大なる發育をなし大樹々を纏絡す

フヂ 少量

大なるものあり

クズ 少量

大なるものあり

キジヤウラン 少量

餘り大なるものを認めず

キヅタ 少量

森林の下草

ムサシアブミ

カナワラビ

ホンバノカナワラビ

イシカグマ

ヤブカウジ

スミレ

イタチシダ

オニヤブソテツ

ヤブマヲ

斑紋竹調査

調査委員 鍋島 與市

一、場所 八女郡木屋村中心に東は大淵村西は串毛村に亘り生ず。

一、量 無量、同斑紋竹の竹林を形成す

一、太サ 大なるもの

イ、莖幹の太 直径四分五厘より小さきは殆ど箸大まで斑紋を現はす。

ロ、高 十五尺

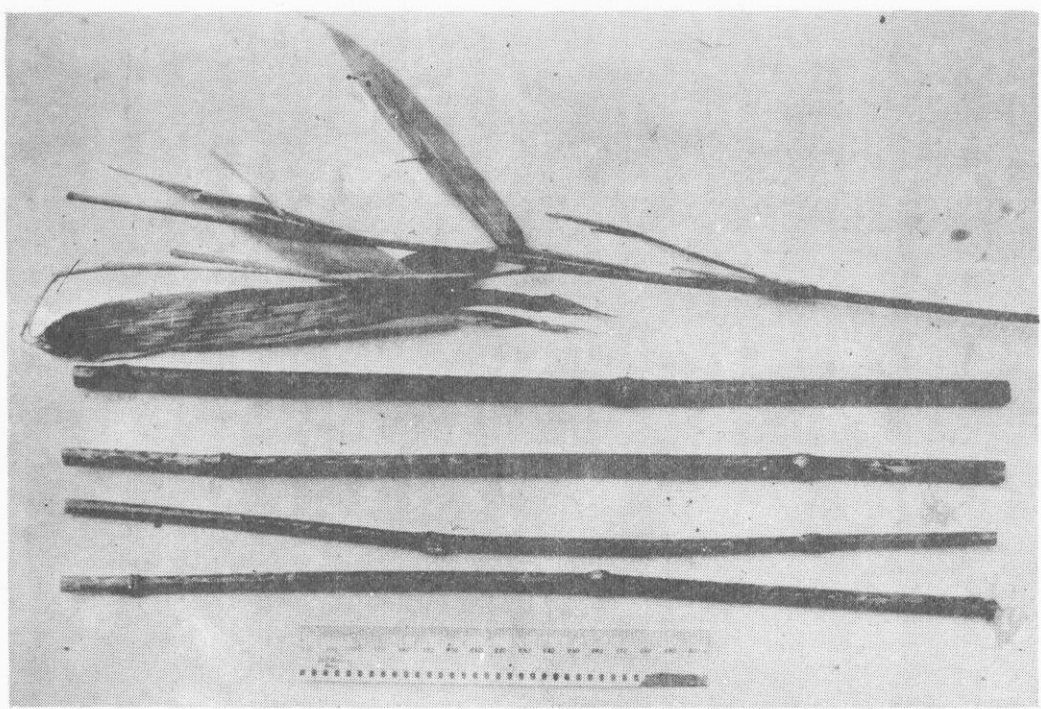
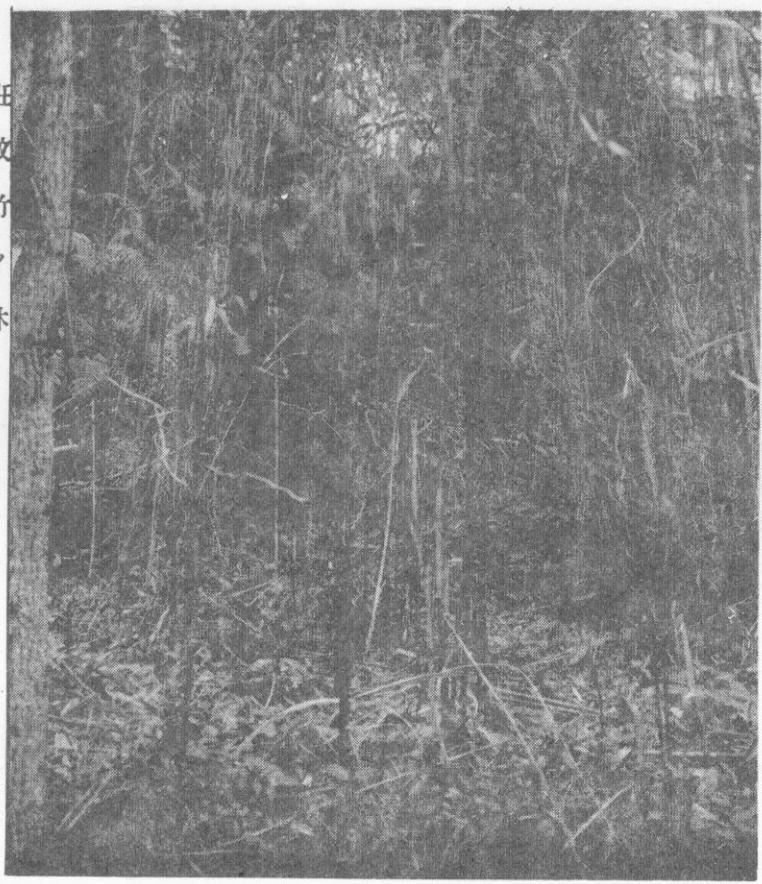
一、斑紋ノ生ズル理由 細菌の作用

一、種類 GRAMINEAE 禾本科 Chimombambusa. narmorea Makino カンナラン的鑑定

を要す

一、効用 煙管の竿、芋拔管其他に使用さる此頃東京より注文ありて全部買収せんことを申込みたる由。

班
紋
竹
ノ
林



竹 紋 班

サザンクワ野生状態調

調査委員 鍋 島 與 市

一、場所 福岡縣三井郡小郡村

嘗て該樹の野生状態を内務省より本縣へ調査方を依頼されたることあり當時不明なりしも今回發見したるを以て本報告書を作る

一、廣サ 生育地の域は小郡村半部位の處に野生せり

一、量 無數所によれば林中の樹木殆ど半數位の處あり

一、自生林の内大きなるもの

イ、幹の周り 二尺

ロ、高さ 四十尺

ハ、枝張 三十尺

雑木として伐採せられ大なるものなし

一、林中他ノ樹木

クスノキ、 タブノキ、 シヒノキ、 イヌビハ、 ヒサカキ、 シヤジヤンボ、

ヤマモモ、 ネズミモチ、 ヤブツバキ、 アカマツ、 クロマツ、 クロキ

一、調査ノ時期 昭和三年十一月三十日

サザンクワ野生状態調査

調査委員 鍋 島 與 市

一、場所 筑紫郡南畑村

一、地域 南畑村全村に亘りて点在群生あり

一、太サ 此所に於てもしばく薪又木炭用材として伐切する故大木なし昭和元年八月までは一ヶ所に幹圍三四尺のもの群生地ありしも其後伐木して現在は残念にもなし

現に大なる木

イ、幹圍 八寸五分

ロ、高さ 十五尺

ハ、枝張り 十二尺

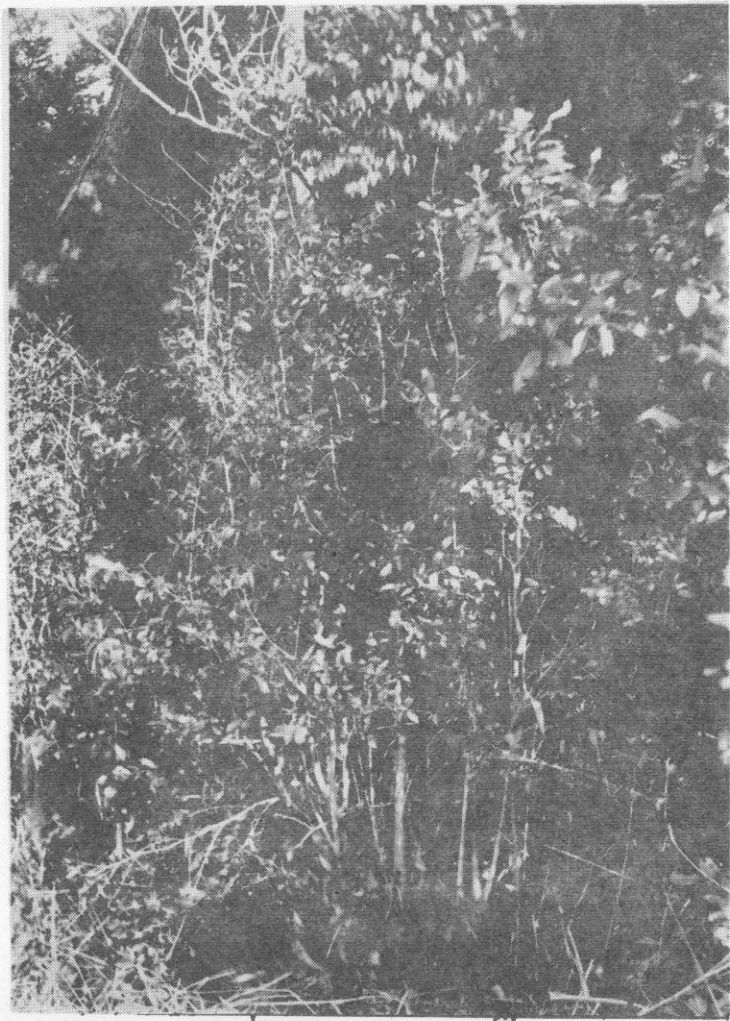
一、數量 全村に無數なるも一群生地には多き處三十本位

一、生育個所 山部には何れの林中にも多少を生じ又川岸等にも之を兒る

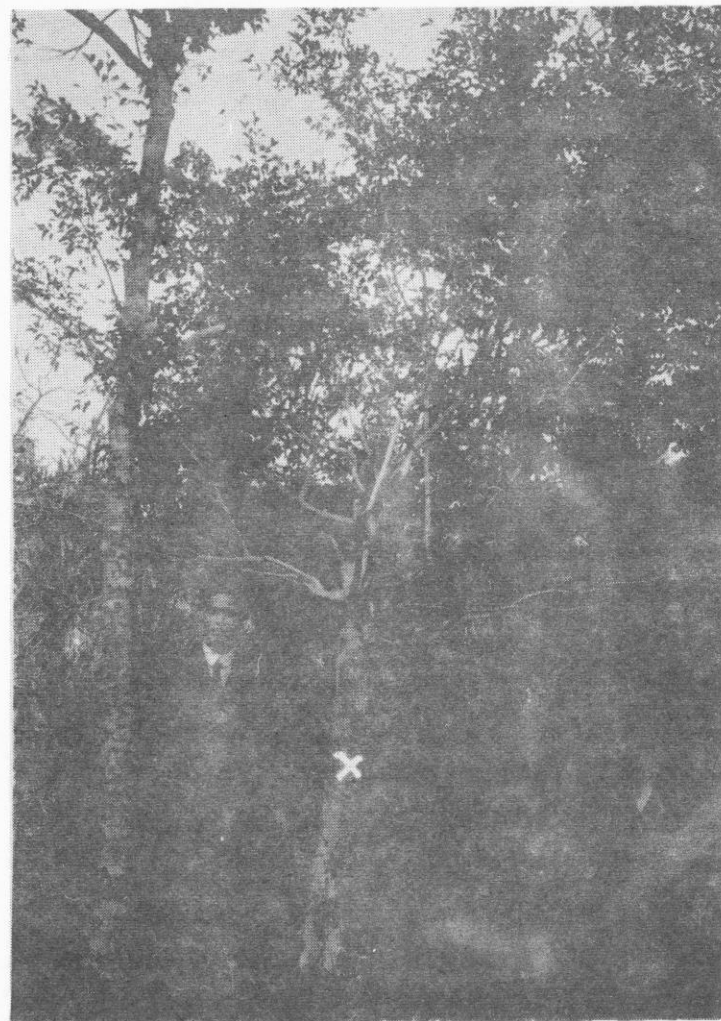
一、花期 十一月より二月までの間

一、混生スル樹木

ヤブツバキ、 アカガシ、 アラカシ、 ヒサカキ、 シヤジヤンボ、 キブシ、 カキ、
クリノキ、 タブノキ、 ネズミノモチ、 エノキ、 オニグルミ、 ニガキ、 リンボク、



上 同



地生自フクンザサの郡小郡井三

クロキ、ハイノキ、アセビ、ガクウツギ、ヌルデ

蔓 木

フヂ、スヒカヅラ、キタチニンドウ、ヤマフヂ、アラツヅラフヂ、カンイチゴ、

草 木

ヤブソテツ、キノヂ、ベニシダ、タニヘゴ、ジユウモンジシダ、

八所神社社叢及安康松調査

調査委員 鍋島 與市

八所神社社叢

- 1、場 所 宗像郡吉武村
- 2、調査の年月 昭和三年十一月二十七八日
- 3、社叢の面積 三町八反歩
- 4、樹木の種類

イ、主なる樹木

A イチキガシ

數量

二百本位

内 二十本位十尺以上の幹圍を有す

其他も殆ど是に次ぐ大きさを有す

最大なるもの

幹圍 十六尺(地上五尺の處)

高さ 枝下の幹長 四十五尺

全長

八十尺

枝張り

七十五尺

樹齡

一千年位

寫眞参照

他には半部のみ残り生存したるものあり寫眞参照

B、クロマツ

幹圍

十五尺(地上五尺の處)

高さ

全長 九十尺

枝下 四十尺

枝張

六十尺

樹齡

七百年位

雄大なる樹相を爲し他の樹木の上に顯る全景寫眞の處々に見ゆ

數量

十本

C、タブノキ

幹圍

十四尺(地上五尺の處)

高さ

全長 九十尺

枝下 三十尺

枝張

七十尺

樹齡

八百年

八所神社社叢及安康松調査

數量

二十本

D シヒノキ

幹圍

九尺(地上五尺の處)

高さ

全長 七十五尺

枝下 三十五尺

數量

無數

幹圍四五尺のもの多し

其他の主なる樹木

クログネモチ、カゴノキ、 アラカシ、 ヤブニツケイ、 クスノキ、 クロキ、
 コバンモチ、 リヤウブ、 ヤブツバキ、 シロダモ、 イヌマキ、 アハブキ、
 ミミヅバイ、 サンゴジュ、 ナナミノキ、 エゴノキ、 ネズミモチ、 クマノミヅキ
 イヌビハ、 ハゼノキ、 コバノガマズミ、 トキハガキ、 カキノキ、

森林を形成せる下木の種類

イツセンリヤウ、 マンリヤウ、 ヤブムラサキ、 クサギ、 ハマクサギ、 アラキ、
 アリドウシ、 ジユズネノキ、 クチナシ、 ヤマカウバシ、

森林中の蔓木種類

テイカカヅラ、 スヒカヅラ、 キツタ、 サネカヅラ、 キダチニンドウ、 ツタ、 ムベ、
 ゴエフアケビ、 フウトウカヅラ、 フチ、 クズ、 ナツフヂ、 サルトリイバラ、



シガキチイるたり残みの部半



シガキチイるな大

森林中ノ草木ノ種類

ヤブラン、ベニシダ、キジノラ、オホカグマ、マルバベニシダ、ゼンマイ、
イヌワラビ、ホラシノブ、タチシノブ、アマクサシダ、コシダ、ウラジロ、
フモトシダ、ノコギリシダ、カナワラビ、ホンバノカナワラビ、ササクサ、ササキビ、
シヤガ、アラハコベ、アキノキリンサウ、イチヤクサウ、キツカウハグマ、チチゴグサ、

森林中の蔓草の種類

ヘクソカヅラ、フユイチゴ、ツルアリドウシ、ヤマノイモ、ヒノドコロ、

調査の時期後れたるにつき種類に於て減少せり。

三、古文書寫

弘治二丙辰八所宮新山植立左之通り櫟苗木五百本椎苗木五百本並に百本對馬國の住川添
孫八殿盡力にて買入神地三町八反歩左之人名にて植置候

神主 安坐上主税之丞 大禰宜(藤家ならん) 宮本市左衛門

禰宜 安部平三郎 繩手口式部之丞

社僧 石松宮法師 安坐上平三郎 齋藤利左衛門父病氣に付

四、備考

現森林中の樹木第一位のものと第二位のもの其の次ぎに位する三部に判然と區別せ
らる第一位のものは即ち巨樹古木にて元來森林をなしたるものならん故に其の大き

及年齢等をも同じからず又枯木となりたるものあり。

其次に「イチキガシ」「シヒノキ」第二位のものは殆ど年齢太さ等相同じく其の次のものは又其等より植え出したるものと見らるゝのである。

△安麻松ノ松

1、樹相 此の樹相の美なること他に見受ざる處なり、枝四方に垂れ地に達せんとす。人工の爲せる盆栽にも得て造り成すこと能はざるものなり。

2、幹圍 十九尺五寸(地上五尺の處)

二十五尺根元(地際)

3、枝張 九十尺

イ、南北 九十尺

ロ、東西 八十四尺

4、分岐 二岐 地上九尺何れも殆ど同大

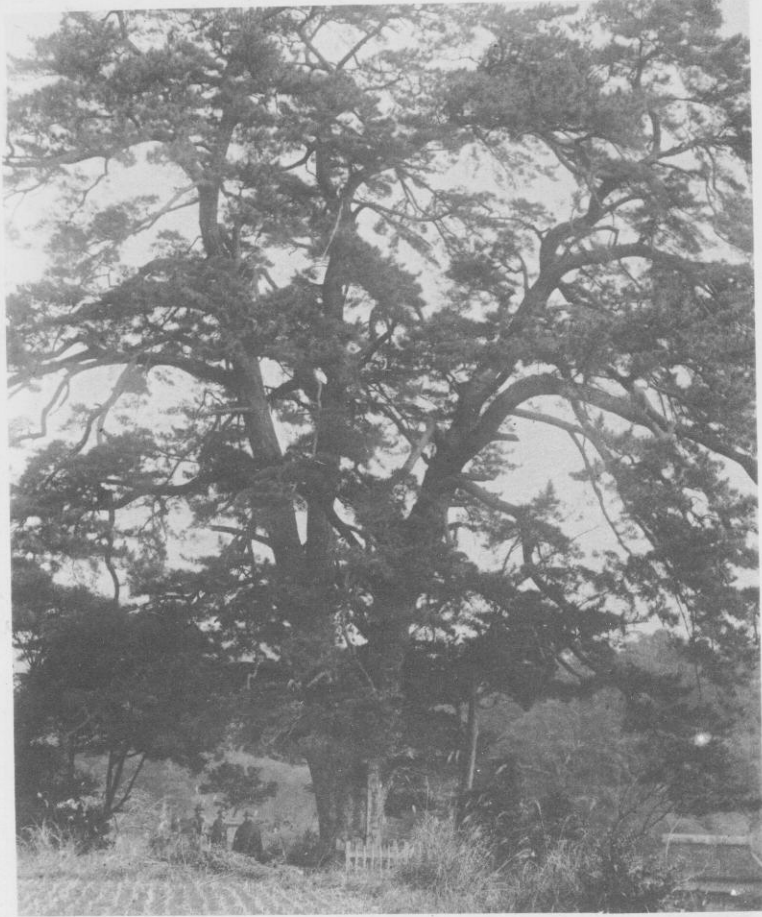
イ、東北の岐の幹圍 十四尺

ロ、西南の岐の幹圍 十二尺

5、樹勢 青々として樹勢盛なり、又大したる瘡傷も無きが何時か落雷の跡かすかに見受けらるゝのみ

(附)八所宮祭神

泥土煮尊 沙土煮尊



安
康
松



叢 社 宮 所 八



八所宮のこまいぬ(木造)



長寶寺趾の古佛

大戸道尊 大笹邊尊

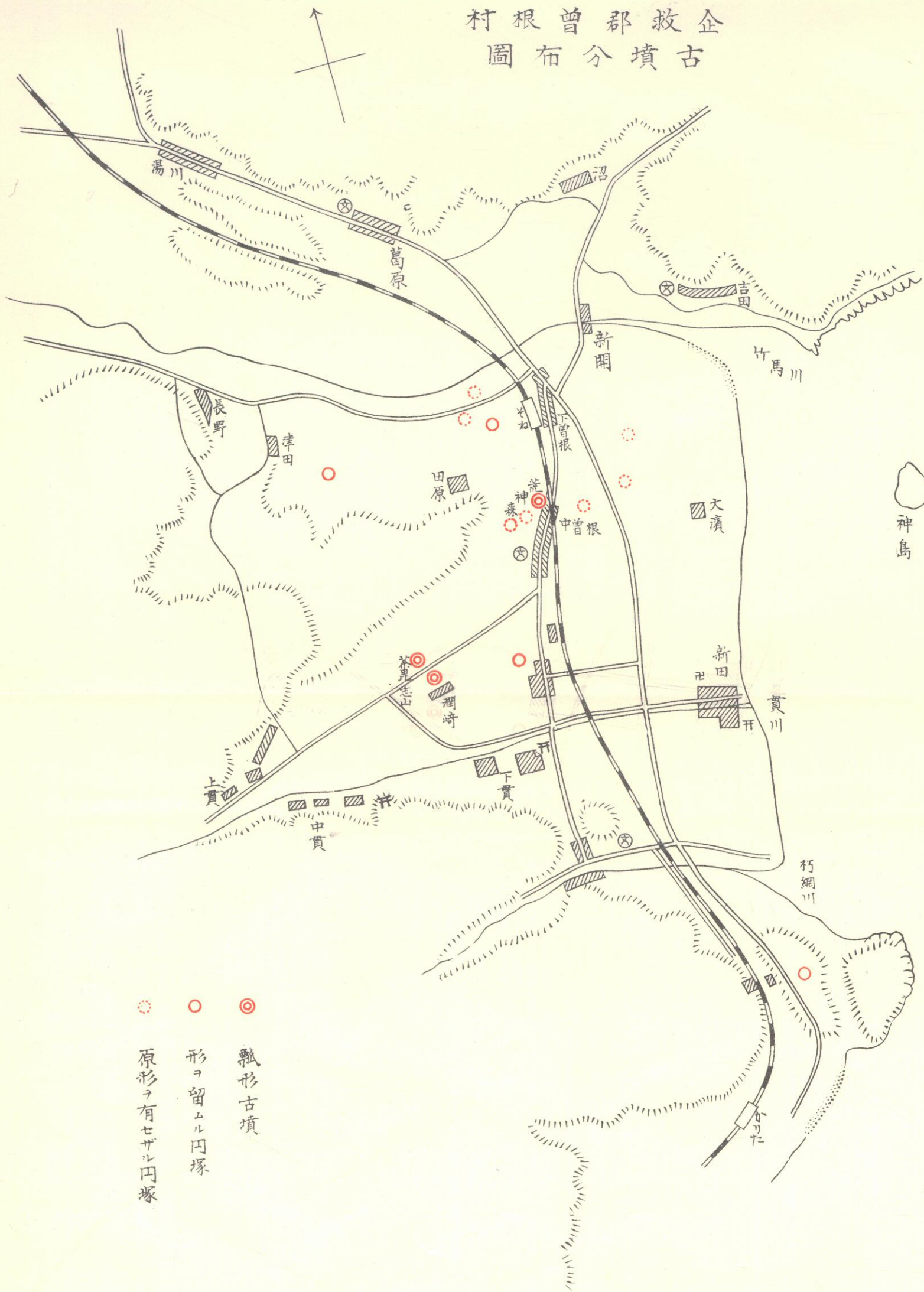
面足尊 惶根尊

伊弉話尊 伊弉冊尊

由緒に云、皇祖神武天皇御東征のとき當社の神赤馬に乗り土民を指揮して皇軍に従はしめ、永く當地の守護神たるべしと誓ひ給ひしが、後世士民尊んで祭祀せるに始まると云ふ。盛なる時代には宗像神社に亞げる大社なりしと云ふ、珍奇なる狗犬 慶長頃描きし繪馬等を藏す。

八所神社の本地堂長寶寺趾も社叢の邊に存す。
堂内に藤原時代と思はるゝ觀音の秘佛 足利時代の作と思はるゝ増長毘沙門の木像を有す。
又附近戸田山と稱する所より堀出せる不動尊の大木像をも存す

企救郡曾根村
古墳分佈圖



- ◎ 瓢形古墳
- 形ヲ留ムル円塚
- ⊙ 原形ヲ有セザル円塚

企救郡曾根村古墳調査

調査委員 末岡作太郎

一、古墳ノ分布

(1) 瓢形古墳

イ、荒神森 曾根驛の南約五丁、曾根村に存在するもの、内最も優秀なるものなれば項を改めて詳細に記述すべし。

ロ、潤崎 二個あり、其の茶毘志山と稱するものよりは現に埴輪圓筒の破片を出す。二個とも造林しあれば保存には心配なかるべし。

(2) 圓塚

イ、現に形を備ふるもの四個。此の内大字朽網字山越の古墳は最も完全に保存せられ美道石槨等も能く原形を保てり。

ロ、形狀を失ひしもの七個。

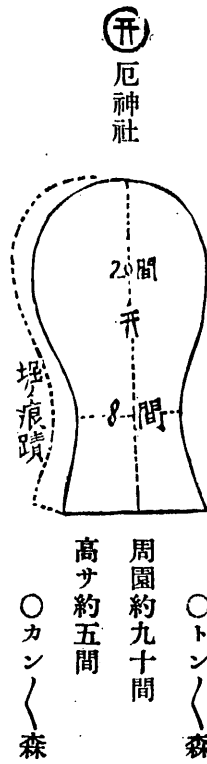
以上を別紙分布圖に記入す。

二、荒神森古墳

曾根村古墳の内、最も優秀なるものにして形狀も比較的よく保存せられ、且つ傳説をも有す。今其の概況を記せん。

(1) 位置 會根驛の南方約五丁の所にあり。

(2) 形状 前方後圓にして元とは周圍に堀を巡らせり。今尙ほ西側には幅三間位の堀の痕蹟を存す。北及東側は道路の開通の爲めに、南方は神社に至る廣場を作りし爲めに堀の形状を失へり。



(3) 倍塚 現に存するもの無し。南及東南方に數十間を隔て、元カンノ森トノノ森と

稱する古墳ありたり。石槨を上方より歴したる時の音より來れる名か。今は取拂ひて人家を建てたり。是れ或は荒神森古墳の倍塚か。尙ほ現に道を隔て、北方にある厄神社の位置も倍塚にはあらざるか。

(4) 浮津島神社 (此の神社ある故俗に荒神森と云ふ)

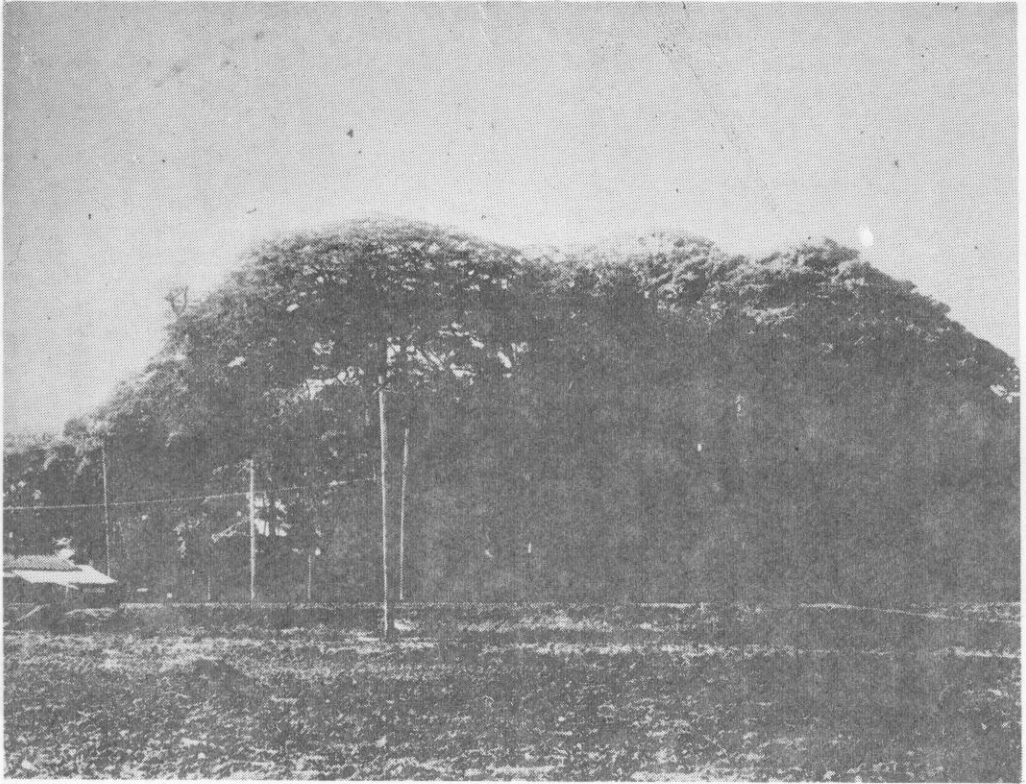
イ、祭神 經津主命須佐之男命、武甕槌命。

ロ、由緒 創立景行天皇の御時創建、一説に景行天皇十三年、鼠石窟土蜘蛛征伐の御時御

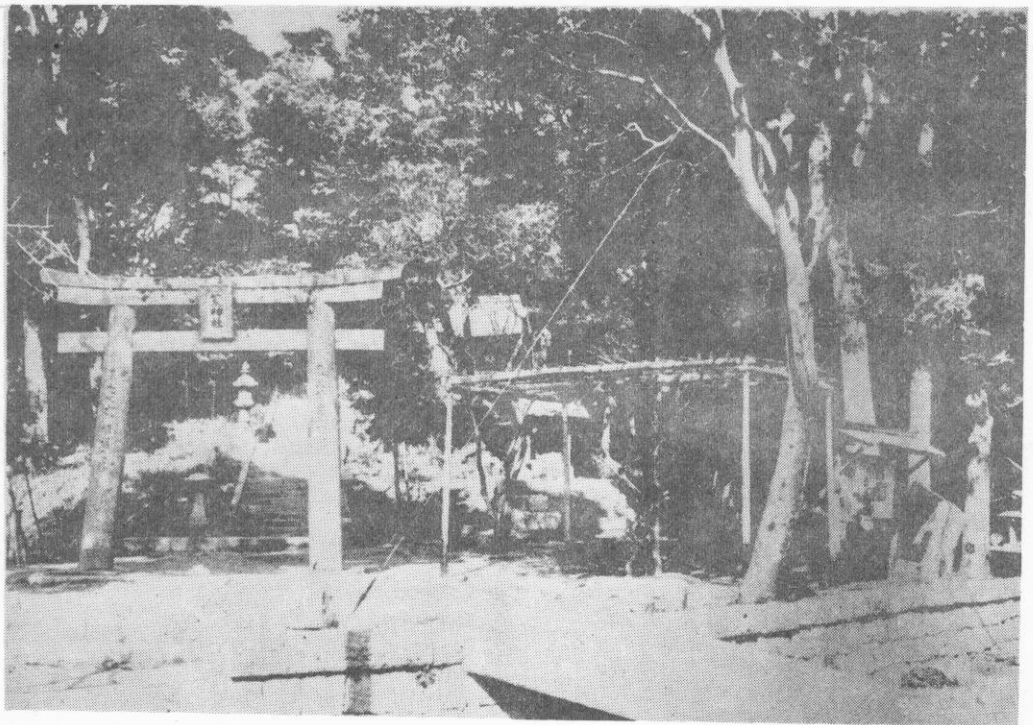
勸請と傳ふ。

ハ、社殿 神殿竪四尺八寸横一間、拜殿竪二間、横三間。

ニ、境内 百五坪(以上會根村の郷社宗像神社記より)



景全墳古森神荒村根會郡救企



(社神荒) 社神島津浮の上墳古上同

(5) 古墳の傳説

景行天皇は十三年九州巡狩の爲め此の地に行幸本村に帝踏石の傳説あり其の後五十五年兩度此の地に行幸本村貫の地に都し給ひ御滞在三年にして此の地に崩御遊ばされ荒神森古墳に葬り奉ると更に土人の一部には此傳説の眞なることを信ずる傍證として與原の御所山古墳(本縣の假指定)を成務天皇の御陵なりとし仲哀谷に仲哀天皇の行幸を傳へ曾根村の川尻に繁茂するミルマ草を神功皇后異國より持ち歸り給へしものと傳へ何れも景行天皇より仲哀天皇頃までの皇室關係を傳へたるを以てす。

○右の傳説或は傳説に止まるべくも兎に角古墳を皇室に因縁あるものとし神社の創建をも景行天皇時代とすることは此の古墳の相當に古きことゝ高貴の古墳なることを考ふる材料たるべく兆域必ずしも大ならざるも前方後圓のよく完全なる形を存し廻すに堀を以てしたることは更に此の考を強くせしむること大なり。

然れば京都郡與原の御所山古墳と相俟つて研究の材料たるべく假指定の必要あるべし。尙ほ二者の中間にある京都郡刈田町大字南原の古墳をも併せ研究することを忘るべからず(此は近く報告すべし)

(6) 出土品

イ、埴輪人形 約七寸位の簡單なるもの古墳の北麓とり出でしと云ふも今は其の所在を失へり

ロ、陶器類 古墳の東側より盛に出土したりと云ふも今存せず。

豊前國分寺調査

調査委員 末岡作太郎

一、國分寺ノ起原

我が國國分寺の起原は聖武天皇深く佛教を信じ給ひ之を以て國家泰平人民安穩の護法となし給ふ仁政の大御心に發したることは續日本紀を讀むものゝ直ちにうなづく所なるべし而して其の創始に就ては

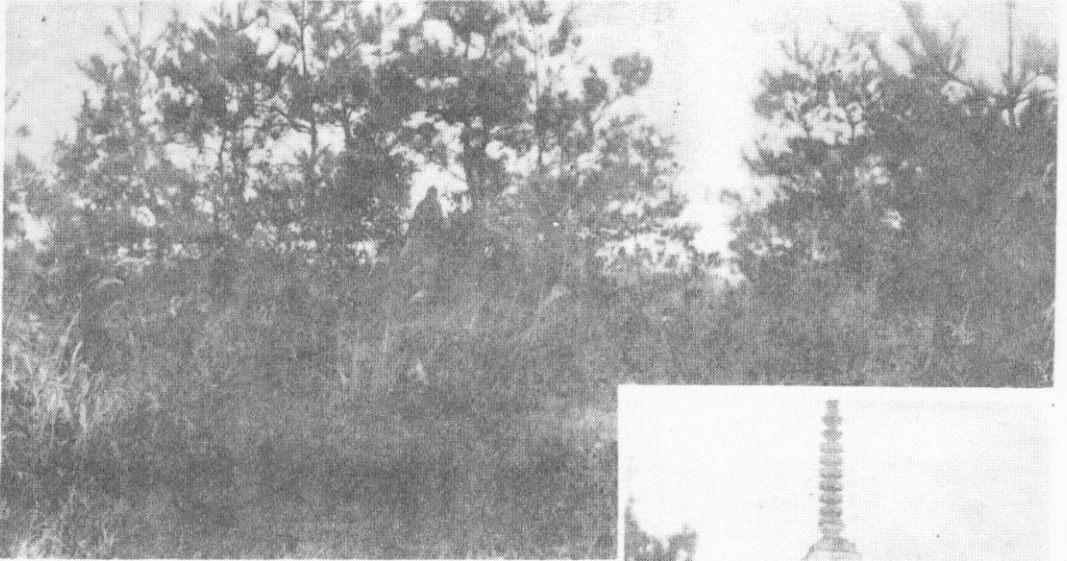
〔續紀〕天平九年三月丁丑詔曰、每國令造釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀、兼寫大槃若經一部、

〔續紀〕天平十三年三月乙巳壬午朔詔曰、朕以薄德忝承重任、末弘政化寤寐多慚、古之明主皆能先業、國泰人樂、災除福至、修何政化能臻此道、頃者年穀不豐、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪己、是以廣爲蒼生、遍求景福、故前年馳驛增飾天下神宮、去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺、各一鋪并寫大般若經各一部、自今春已來、至于秋稼、風雨順序、五穀豐穰、此乃徵誠啓願靈貺如答、載惶載恐、以自寧案、經云、若有國土講宣讀誦恭敬供養流通此經王者、我等四王常來擁護一切災障、皆使消殄、憂愁疾亦令除差、所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金、字金、光、明、最、勝、王、經、每、塔、各、令、置、一、部、所、冀、聖、法、之、盛、興、天、地、而、永、流、擁、護、之、恩、被、幽、明、而、恒、滿、其、造、塔、之、寺、兼、爲、國、花、必、擇、好、所、實、可、長、久、近、人、則、不、欲、薰、蕕、所、及、遠、人、則、不、欲、勞、衆、歸、集、國、司、等、各、宜、務、在、嚴、飾、兼、盡、潔、清、近、感、諸、天、庶、幾、臨、護、布、告、遐、邇、令、知、朕、意、又、每、國、僧、寺、施、封、五、十、尺、水、田、十、町、尼、寺、水、田、十

豊前國分寺瓦



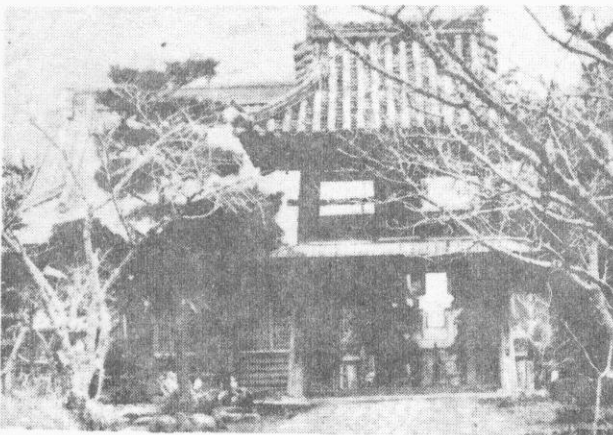
傳
國分尼寺



豊前國分寺塔



豊前國分寺山門



町、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相去、宜受教戒云々、

とあるを以て普通の起原となす但八代國治氏の國史辭典には國分寺の設立は其由來する所甚遠く聖武天皇以前、地方によりては早く其設けありしに似たり云々、として天武統持兩朝既に其の兆ありしことを以てす。

國分寺の位置は國府附近に置くが古風にして僧寺と尼寺との關係は令の制定によれば相近くべからざるものとしたる如し。

二、豊前國分寺

(1)、位 置 福岡縣京都郡豊津村大字國分字寺屋敷

(2)、創 始

全國の國分寺と同様、聖武天皇の大御心により創立せられたることは云ふまでもなし。されば僧行基を開基とし今に至るまで金光明四天王護國之寺と稱し勅願道場の名譽を荷ふ。豊前國分寺の創設年代如何、豊前國金光明四天王護國院國分寺略緣由及御郡中眞言寺院由緒記等には皆草創の年は聖武天皇御宇天平九年とし、法雲外集豊前州國分寺鐘銘並序にも亦其の説を採用せり。只濫觴抄には聖武天皇天平十八年始造の旨を記す。

史を接するに我が國國分寺の創設及原因は天平の詔勅によること云ふまでもなきことながら諸國々分寺の實際的設立の年代は區々として一定せず、其の規模の大なる、相當の經費を要し全國の完成を見るまでには多大の努力と年數とを經たるが如し。天平十六年

には詔して畿内七道の諸國、國別に正税四萬束を割きて僧尼兩寺に入るゝこと各二萬束、毎出舉し、其利息を以て永く造寺の用を支へしめしも猶ほ國司等の怠慢にして定設の命を守らざる所ありしにより天平十九年には特使を派し、寺地を檢定し、國司を督勵して今後三年を期し成就せしめ給ふ。孝謙天皇の朝又先志を紹ぎ給ひ度々詔を下して未完成の諸國を催促し漸次完備の域に達したるは何時の頃なりしか。延喜式に各國々分寺料を載するを以て見れば少くとも其以前に完成したるならんか。

以上により考ふるに各國各遅速あり豊前國分寺が果して聖武天皇の御宇に成りしか、古き文献の確かなるものなく今俄かに決定するを得ず、暫く前記の諸記録を擧ぐるに止まらんのみ。

(3) 沿革

沿革に就ても亦詳細なる文献の存するなきにより其の消長の事情甚だ不明なり。今試みに伊東尾四郎氏編京都郡誌所載の一、二を記して大體を窺ふに資せん。

〔豊前國金光明四天王護國院國分寺略緣由寫〕

自佛法東漸至我國聖武朝起寺度僧之盛也、不讓中華梁武朝、按舊史、聖皇天平九年詔天下、令六十六州建一寶坊、安丈六釋迦三聖像、併納大般若經六百卷、同十三年勅令、每一刹置四天像、納金光明最勝王經一部、自是榜曰金光明四天王護國院國分寺、特選明德二十人爲住僧、封五十戶、田一百畝、月八轉最勝王經、望誦戒羯摩云、猗歟偉矣、揚佛日於四海、覆慈雲於九州、人謂之佛心天子、信哉、便非佛菩薩之大慈方便、何能如是手、豊前州國分寺在倉城東南五十里之所、平原沃壤、極目

無際限、林隱岡伏、聚青聚碧、寺居乎其間也。當初殿堂門廡之盛、不滅洛下諸大刹、凡經藏戒壇、寶塔、山門、鐘樓、與佛菩薩諸天像、設及供具法器之制、金碧交輝、備極嚴麗。山門內有子院、曰心海、曰永壽、曰誓願、曰地藏、曰大坊、曰悟庵、又部內屬末院者六、曰福正院、曰普門寺、曰觀音寺、曰莊嚴寺、曰歡喜寺、曰妙善寺、各倚勝地、共壯化門、厥後歷八百年之久、至天正之間、遭大友氏之亂、寺及大小子院、一夕廢而成丘墟也。幸而佛天所護、現劫千佛、及胎藏界大曼荼羅輪寶、並羯摩如意、五瓶四檝、鈷鈴、錫杖等存焉。時心海院僧英賢、就灰燼之餘、結屋廬而居、造藥師如來像一尊、併法寶、崇拜之、繼有圓慶者住焉、慶沒後歲月寢久、而堂宇亦圯廢矣。自其歷四十余年、至慶安三庚寅年、有尊應者、下毛郡住大貞山南坊、適遊化至此處、投宿村家、視千載靈場已就堙沒、徘徊林庭石礎之間、愴然不忍去、與村老謀、欲建一堂、里民子來相役、正芟榛、開土之間、俄染一疾而寂、臨末囑其徒、應以再創之事、忍自承命、夙夜勸勞、未敢少安處、遂以寬文六丙午年、重建本堂、移藥師如來像、同戊申、領主小笠原忠真公、駕至、修仁王經之密法、專祈國家安全、五穀豐登、又納大般若經六百卷、寄供米六百石及田地若干頃、充香華資、自是每歲以爲定式、爾後護摩殿辨財天堂、鐘樓門、方丈等、不日全備、於茲諸堂再煥然、永鎮國界矣、云々。

而して其の變遷に就ては、御郡中真言寺院由緒記に記す所を以て大體を知るを得べし。曰く寬文六丙午、承命郡監島角左衛門本堂建立、五穀成熟、御祈禱刻菱御紋付木綿御幕、御紋付大挑燈、御供米六石御寄附、住持應忍。

忠雄公御代、貞享元甲子年、鐘樓門建立、貞享二乙丑寺領御寄附。

同年庫裏再營、同四丁卯年辨天社建立、郡司田中條右衛門。

同年六月御領中就蝗虫退除御祈禱、而御幕挑燈御仕繼、新規御紋付挑燈辨天社鎮守山王權現神前御寄附。

元祿六癸酉年護摩殿建立郡司百束次郎右衛門住持等汰上人。

享和二壬戌年辨天社再建。

忠徳公御代郡司深谷縫右衛門住持堅實上人。

文化十三丙子年、護摩殿再建忠固公御代郡司井上與三左衛門住持孝與上人。

天保四癸巳年庫裏再建。

六郡勸誘御免郡司小出段藏住持慈穩法印。

更に三重塔は明治二十一年に建立せられ、寛文年中に建てられし本堂亦漸く老廢に屬したるにより昭和三年淨財を募り改築に着手し其竣工近きにある。

(4) 四規模に就て

天平の詔により國分寺には封五十戸、水田十町を施し二十倍を置き堂塔の煥然たるものありしことは想察することを得、延喜式には豊前國分寺料一萬四千二百七十四束(現米にして七百十三石七斗)とあり、其の伽藍の配置、境域の限界等今詳かにすること不可能なるも其の規模の相當大なりしことは前記諸文書によりても窺ふことを得べく、更に柳村筆記等を参照して現在の國分寺を中心とし地形につき或は地名により聊か愚考を述べんとす。先づ柳村筆記の一部を記さん。

柳村筆記

豊前仲津郡國分寺は皆人の知る所なり。先年行きて見しに寺より八町ばかりもはなれて、田の中におほきなる石に穴ほりたるあり。むかしの惣門の跡なりといふ。車通りと云ふ所あり。此邊すべて石をしきたり香田、伽藍田、伽藍橋などいふ名いまものこれり。今の寺内はいとく狭くなりたるをいまの門の礎に大なる石に穴ほりたるあり。是もむかしの礎なるべし。大殿のかたわらにいまの手水鉢のごとくまろくほり、其内に柱をすへ置事なり。云々。

○往時の國分寺の中心即ち金堂講堂の位置は現時の國分寺の地なるべし。其の理由としては、地形を按ずる現寺域は平坦なる丘陵上に位置し現在の約六段の外に目下農家等建て並び數倍の面積を有す。而して東及西の兩方は低き田地となり三町ばかりを隔ては何れも亦丘陵となる北及南は岡嶺きなるも現寺の邊が其の中央なるべし。故に寺域の中心として現寺の邊が適當と思はる。

□、心海院英賢が大友氏の兵火にかゝりし國分寺を中興するに當りて必ずや舊寺域の中心を求めて細少なからも再建したるべく考へらる。

ハ、今に國分寺附近より堀り出さるゝ古瓦片も現寺域を中心とし多きを以ても往時の大伽藍の址なりと推定せらる。

○元と國分寺の境内にありたりと云ふ子院六坊の内

イ、地藏院の位置 現寺の東南約三町の田畝の中に地藏免と稱する地名を残す。

ロ、大坊の位置 地藏免の東南約三町。

ハ、悟庵の位置 現寺の東隣にある豊津神社の北邊にあり。

(他の三坊の位置未詳)

○更に他の國分寺關係らしき地名につき調査するに

イ、伽藍田 現寺より西南六、七町の所にあり、岡續きにして豊津中學校に近し、國分寺の建物が或は子院の一があり、も址ならんと思はる古き墓石あるも何人のものとも判明せず。

ロ、香田^{カミタ} 現寺の東南四五町の邊の岡を云ふ。

ハ、伽藍橋 現寺の東北五町位の邊にあり、長さ二間足いずの小橋なるも古より有名なり、國分寺に入る橋の意か。

○遺物につき調査するに

イ、柳村筆記にある國分寺の南八町なる田畝に存する大礎石は上坂にあり、長さ二間幅一位の大石にて中央に直徑一尺位の穴ありと云ふも常には地中に埋没して見るにを得ず。柳村筆記には古の惣門の址と見ゆるも亦經藏の址なりとも云ふ、傍を流る、祓川は元は三町ばかり東方を通じ古川の地名を残すが惣門の位置としては如何にや。地形上疑問を挾まる。併し何れにしても國分寺關係の建物ありし跡なるが如し。

ロ、現寺の北三町ばかりの田地の耕地整理を行ひし時、田中より出でたりと云ふ礎石様の石一個あり、長さ三尺幅二尺位のものなり。

ハ、太宰管内志に「伽藍堂塔の舊跡として方十町の内往々にありて礎石古瓦など多く残れり」とあり、今國分寺所藏の古瓦は二三枚に止まるも附近各所より古瓦の見出されたるものゝ如し。

○以上列記したる狀況より推測して國分寺の最も盛大なりし時代は現國分寺を中心として方八町若くば方十町位の地域を占め堂塔伽藍の煥然たるものあり豊前國宗敎の中心たる實を現したることを彷彿として窺ふを得べし。

(5) 國分寺の末寺に就て(京都郡誌所載御郡中眞言寺院由緒記より拔萃)

○上坂村觀音寺

草創天平年中國分寺經藏舊蹤也開基行基菩薩也應永年中爲兵火燒亡矣、寛文中中興文性阿闍梨再建元祿十一戊寅年九月御禮寺被仰付、

○徳政村明善寺

草創天平年中國分寺伽藍内也、開基行基菩薩中興、萬治二己亥年、文性法印再建、元祿十一年九月御禮寺被仰付、

○國作村莊嚴寺

草創開基不詳、寛文四甲辰年、寺宇再興、往古者、惣社八幡宮社僧也。

○柳井田村福正院

草創天平九丁丑年、開基行基菩薩、寛文十庚戌年中興、長運法印寺宇再建、元祿十一戊寅年九月御禮寺被仰付、

○平島村大聖寺

草創未詳、開基不分明、元祿年中中興等、惠阿闍梨。

○綾野村普門寺

豊前國分寺調査

開基行基菩薩、草創天年九丁丑年、中興貞享二乙丑年住持見如再建、元祿十一戊寅年九月御禮寺被仰付、

○國分村歡喜寺

草創天平年中、國分寺建立同時建立、同時開基行基菩薩、

○徳政村尼寺

草創依聖武天皇勅願、擇淨尼十人、而爲法華講讀之道場矣、開基行基菩薩、去文政十一戊子年爲暴風顛倒、以來解體、

○國分村眞乗寺

開創與國分寺同時也、應永大亂後退轉、寛文中再興、今又中絶、

末寺の數は文書によりては六寺とせるあり、又十二箇寺となすあり、一定せず、右に掲げし九ヶ寺の中

○觀音寺は經藏の跡と云へば上坂の田畝に埋没せられある大礎石の邊なるべし、

○普門寺は祓郷村大字綾野字一丁畑にあり、現在す、

○眞乗寺は現寺の門前にありたるものゝ如し、

○尼寺は元來は獨立して法華滅罪之寺と稱したるものなり、其の位置現國分寺の東方四丁許の丘上に、尼寺が堂と稱する地名として殘る、太室管内志に「小出氏云、仲津郡國分寺村國分寺の本堂より三丁許東方に尼寺の跡ありて、全僅かに二間四方の地藏堂のみあり、堂の四方往々に昔の礎殘れり、境内凡て二町四方許なるが今に至て其内を耕す事を禁むれば荒原とな

れりと彼國分寺の僧の語れり。云々とある之れなり。
以上諸寺の草創の年月等は正確元とより期し難きものあり。其の位置亦次第に湮滅し行くは遺憾なり。

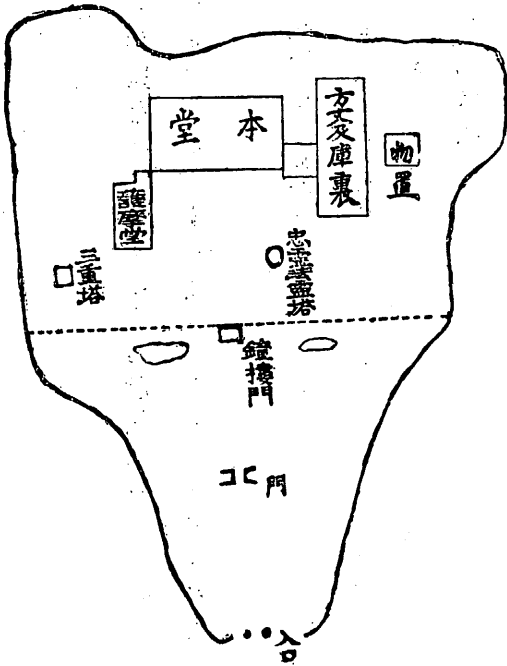
(6) 國分寺境内の子院

地藏院、永壽院、誓願寺、心海院、大坊、悟庵の六坊ありたる如し。其の位置、先きに述べたる如く地藏院、悟庵、大坊の三院は地名によりて推定することを得。

(7) 現在の國分寺

現在眞言宗を奉じ御室派に屬す。

寺域 五段七畝十八歩ありと云ふ。内、豊津神社の區域三畝ばかりあり。寺塔の配置大體左の如し。



ロ 所藏の什寶

草始以來の年數を多く經たる爲め散佚したるものも多かるべく殊に大友氏の兵火により焼亡せしもの少からず今本寺に藏するもの極めて少し同寺につき調査せしもの大體左の如し。

○佛像 十一面觀世音 (玄海法師作小笠原忠雄献) 愛染明王 (傳智證大師作)

藥師座像 (心海庵英賢作) 不動明王座像 (等汰法師作元祿六年)

十二天尊立像 (作者不詳) 其他

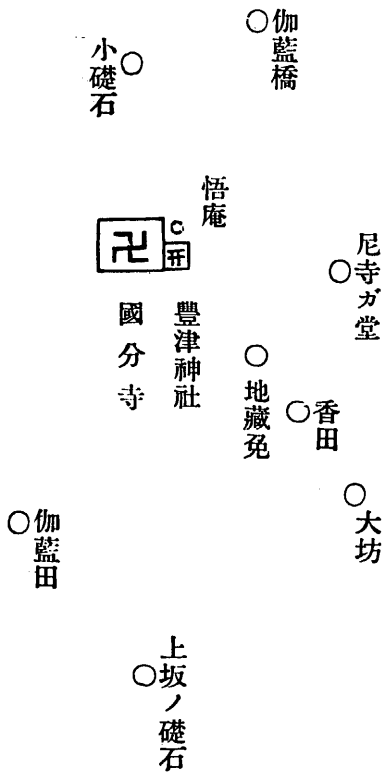
○古瓦 鬼瓦、屋根瓦數枚

○胎藏界曼荼羅圖傳巨勢金岡筆

右の中作者筆者等は元とより所謂傳に過ぎざるものあるべし而して佛像及繪畫等の美術的價值等に至りては専門家の調査を得ざれば詳かならず。

現國分寺を中心と

したる遺跡略圖



楠田ノ貝塚及嬉ケ懷燒窯址調査

調査委員 岡 茂 政

三池郡二川村字楠田

同地方は明治四十四年八月に東京帝國大學理科大學人類學教室柴田常惠氏同年九月四日に京都帝國大學文科大學濱田耕作氏大正元年には東京帝國大學工科大学關野貞氏等の調査する所となり其報告は既に世上に發表せられ其後當時の記録以外に新事實を發見せられず現時の狀況も殆ど當時と大差なきを以て特に調査の必要なきものゝ如し但し貝塚燒窯跡の如きは年月を経るに従て日に荒廢に歸する恐あるを以て保存の法を講ずることは目下の急務なりと信ず。前記大學の教授の調査書及二川村渡瀬田中儀三郎氏の談に由りて其大略を記すれば

一、貝 塚

(1) 上楠田老の嶺の貝塚

イ、位 置 渡瀬驛より東約二十町下楠田村小字老の塚畑

ロ、現 狀 石器時代の人民か住居せし所にして海岸より一里の處にあれども昔時は海岸なりしこと明なり貝層の深さ一尺ばかり蛤赤貝一方に廣がり其中に土器の破片石器の材料石鏃石斧など發見せらる土器にも繩紋の印あるものあり九州帝國大學醫學部教授中山博士この貝塚に就て發表せられたることあり。

(2) 網場峠の貝塚

倉永村大荒田比にあり前者に比すれば廣茅小なり。

二、燒窯 址

渡瀬驛の東南三十餘丁姥ヶ懐にあり此附近は一體に朝鮮土器や布目瓦の破片散布す其窯址とも見るべき洞穴は今は大半破壊せり此地方は今猶良質の粘土を出し土器製造に従事するものあるは疇昔の名残を留むるものならんか。

禪院村建仁寺址調査

調査委員 岡 茂 政

一、名 税 禪院の建仁寺址

二、位 置 山門郡東山村禪院村にあり矢部川驛の東北約一里十五町東山村唐尾より南方約

十町の山麓にあり。

三、來 歴

同寺は建仁元年の創立にして僧雪舟の來り寓せしと云ふ傳説あり寺に雪舟の筆になれる十六羅漢の繪を藏し又其手になれる庭園ありしと云ふ今孰れも其址なし。

〔南筑明覽〕に下妻郡禪院村禪院山建仁寺建仁元年草創也開山葉上僧正其後自鎮雄僧正文祿年中迄密灌之法行之舊記寺寶有故而被取干肥前今亡云僧雪舟暫居于此寺有十六羅漢畫像雪舟畫也又自作有庭道雪公紹雲公黒木誅伐之後詣于此所制札相傳曰紹運公筆跡也爲青蓮院末山寺領三十石

とあり。

〔建仁寺制札禁制右軍勢甲乙濫妨狼籍竹木採用之事堅令停止畢若於違犯之族者可處嚴科者也仍執達如件天正十二年甲申年九月八日主膳入道紹運判丹後入道道雪判〔文書の寫 柳河城内村 立花孝藏太宰管内志所載〕天正の兵亂に堂妨は勿論全院の墓石悉く破壊せられ其大部は溪谷に抛棄せらる現時の寺

は享保年中、山麓より移し來りしものなるが、維新の際神佛混淆の寺院廢棄の節悉く破壊の厄に遭ひ今は近年新に造營せる一小堂の殘存するのみ從て寺内の古文書什物悉く散逸して一物も止めず。

寛政五年五月の柳河藩寺院帳に

禪院山建仁寺觀壽院

建仁年中江州山門葉上僧正開基

東西十二間、南北十一間

右は往古禪院村にあり享保年中山内に移す寺領三十石

但し二町四反二畝一步高二十九石七斗八合

拜領山 巡り二十丁餘、往古より拜領

熊野宮山内にあり

とあり、柳河藩武宮謙叔の養徳亭八詠の内禪院秋月(山名山中)有寺曰建仁として千林落木晚來愁、却愛山中桂林秋。知是支公深夜坐、月明偏滿剡東樓。の七絶あり

四、現在ノ遺蹟

(1) 庭園の址

雪舟の作と稱する庭園の址は寺の麓一丁餘の道側にあり明治維新頃までは荒廢せしといへ猶其一部現在せる由なれども今は凡て畑となり一木一石も留めず舊時の寺は此邊にありしが如し近年同地の住人日高直次其畑より一寸六分程の銅の鑄物の觀音像の半片を

掘出せりこれ観音像の頭上にありし一部のものと思はる又同時に佛具一個を得たりと言ふ。

(2) 經塚

寺の南方十四五間の處にあり傍に一小石を立てたり題して妙法蓮華經一部納石經享保十五年三月吉祥日禪院山建仁寺現住職隆寛欽書之とせり傍に小き泉の湧出するあり寺僧の話に此水を経水と稱し小兒の喉嗽を治するに効ありとて附近の住民汲みに來るもの多く水質良好にして永く保存するも腐敗せずと云ふ。

(3) 雪舟硯洗の池

路傍にある小池を稱して雪舟の硯を洗ひし處と曰ふも信ずるに足らず。

(4) 大友義統夫人の碑

山上にあり表に尊乘院殿日正妙智大姉塔九州探題大友□□義統夫人文祿三年霜月五日圓寂の句あり同寺の位牌には尊乘院殿日正妙智禪定尼とあり

(5) 古塔婆の斷片

同寺の庭園附近には五輪の塔婆の斷片多く又溪谷には多數の塔片土中に埋れ昔時は相當の寺院なりしこと想像せらる今の寺院の境内に大正三年郡教育會より建仁寺跡と稱する木標を立てたるもの今猶殘存せり。

此踏査につき現建仁寺住職角徹定及禪院村の人日高直次の案内及談話によりて益を得たる所多し。

彦山座主の墓

調査委員 伊 東 尾 四 郎

田川郡彦山は昔は修験の山で、非常に盛なものであつた。彦山の座主は常に京都の堂上家と婚を結び、或は堂上家から養子に來たものもある。江戸時代座主歴代の墓は現に彦山に存し、今でも墓の刻字で誰の墓たるかを知ることが出来る。

座主 寂年月日

忠有 寛永三、八、六

有清 承應三、二、一八

亮有 延寶二、三、二七

廣有 延寶七、一、二八

相有 正徳四、一、二、二八

保有 寛保三、一〇、一六

有譽 明和二、九、二一

孝有 明和九、七、一九

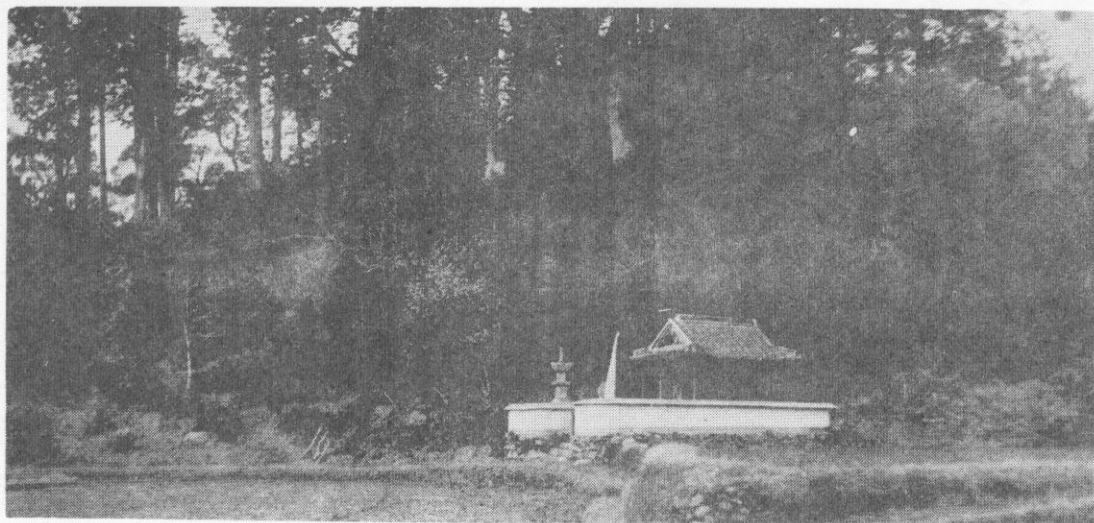
韶有 安永二、六、一八

妙有 文化八、一〇、二二

彦山坐主舜有其他の墓



傳 助有法親王の御墓



坐主の邸趾御館(黒川)



有謙 文化一、二、一九

有宣 文政一二、九、二五

教有 明治五、八、一一

以上歴代の墓は其の家族の墓と共に彦山にある。然るに其の以前の十四代の墓は、彦山にはない。即ち南北朝時代から安土桃山時代へかけての座主歴代の墓は、朝倉郡高木村大字黒川にあるべき筈である。其の歴代の座主の名、及寂年月は左の通り。

座主 寂年月日

助有 貞和五、一〇、一四

淨有 應永三、二、九

有忠 應永二〇、九、二一

有俊 永享五、一、一八

有依 享徳二、七、二三

有嚴 寛正二、七、一三

頼有 文明一六、四、二六

堯明 明應八、二、四

興有 永正四、八、三

有胤 享祿三、三、一九

有信 天文二一、六、一七

連有 永祿一〇、七、四

連忠 永祿一二、五、七

舜有 天正一五、六、五

以上歴代の墓は現に黒川に在るかといふと、大多數は判然せぬ。

述べてこゝに至ると、勢ひ文献によつて座主の沿革を調べてみねばならぬ。

天保九年に書いな英彦山座職代々書記といふものがある。それには次のやうなことが記してある。

座主の元祖は役行者三世の法孫法蓮で、それから羅運、木練、眞慶、増慶など相嗣ぎ、其の後座主は輪番で勤めることになつた。輪番制は大分長く續いた。然るに南北朝の頃になると競争の弊とあつて、一山穩かならず、こゝに後伏見天皇の第六皇子が危難の事あつて、正慶二年九月都を逃れ、山鹿、手島、立石等四五人の武士を召具して、九州に下り、豊前城井城主宇都宮信勝をたよつて來られた。其の時信勝は皇子を彦山座主に推薦し、彦山もこれに同意し、皇子は朝許を得て、名を助有法親王と改め、愈彦山の座主となられた。同三年信勝再び登山し、親王に妻帯して座主職を子孫に傳へられんことを勤め、遂に筑前上座郡黒川の庄に御所を造營して、黒川院と稱し、信勝の四女を納れられることになつた。程なく男子出生、貞和五年十三歳にして座主職を繼がれた。即ち淨有で、親の助有法親王は同年十月十五日薨去された。

助有法親王が如何なる御方であつたか、皇室關係の系圖と對照して考證するやうなことは今は止めて置かう。

親王が彦山に住居されなかつた理由は、由來彦山は清僧で、妻帯を許さなかつたからであらう。黒川と彦山とは山路六里も隔つてゐる。座主は如何にして座主を勤めてゐたかといふと、座主代々書記には次のやうなことが記してある。

山には四人を撰んで一山の法務を奉行せしめ、座主は年始と二月神事と御行法等時斗り御登山也、黒川には手島立石等の諸太夫を置いて、上より被仰出事、山より申上る事を執達す。

助有法親王から舜有まで十四代黒川に居たのが、次の忠有からどうして彦山に移るやうになつたか。これには理由が無ければならぬ。按ずるに舜有の歿した天正十五年の頃、座主の系統は絶えくになつて振はなかつた。塵壺集に。

舜公は四月十日に首途して十三日に肥後南關にて秀吉公に對顔あり、黒川に歸院ありしが、ほどなく六月五日遷化あり、孫の昌千代君を後室の孝鳳尼養育し、神領も秀吉公の下知にて歿せらる。昌千代君の實父なる種長も小身となりぬれば、黒川御所もいつとなく衰微して、政所坊に移り玉ふ。

とあるは此間の消息を語つてゐるやうである。

舜有の女が秋月種實の子長門守種長に嫁して生れた女が昌千代で、昌千代の婿養子が忠有である。忠有は日野輝資卿の三男で、忠有は小倉の細川家が肩を入れてゐる。塵壺集に。

細川家は公儀之趣不宜ことありしに、日野輝實卿關東の懇意なる故、此三男忠有權僧正也を乞て座主とし、厚く後見せらる。因茲日野殿より關東をつくろはれける故に、後に肥後國を封せらる。

小倉の細川家が厚く後見してゐる忠有であるから彦山に移つたのも尤の次第であらう。これから黒川を踏査した事を述べよう。

(一) 舜有の墓 追の上の山にある。高約二尺五寸。權大僧都法印舜有靈位天正十五年丁亥六月五日敬白の文字が刻してある。又馬場といふ地に墓石が幾つもある中にも、同じやうに天正十五年丁亥六月五日舜有尊位と刻したものがあつた。嘉永二年の舊記に「追の上の山、古墓一ツ、右は彦山座主の墓と申傳候」とある。

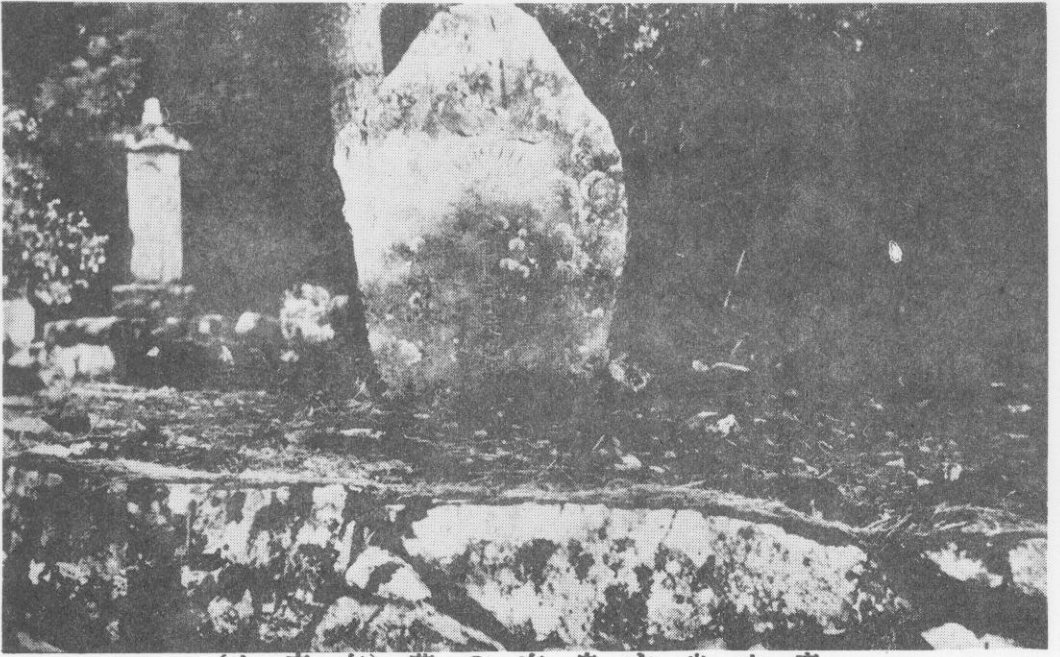
(二) 興有の墓 北小路の小學校の上の方の畑地にある。上に梵字があつて、下に興有の二字が刻してある。興有は系圖に早世とあるから、年少者の墓で、豈末なのかも知れない。

(三) 其の他の墓 (一)に述べた馬場の地には幾つもある墓石がある。天正十五年五月八日の文字の讀めるのがあつた。それは座主のではあるまい。天文辛亥の文字のあるものも同様であらう。其の他字の讀めぬものもある。五輪の石塔は澤山ある。

(四) 助有法親王を祀るといひ傳ふ處 北小路の丘の高き處に天神社がある。これは助有法親王を祀る處と傳へられ、其の麓に在る觀音堂は親王の室を祀つた處と傳へられてゐる。

黒川に於ける座主の墓に關係した事は、これ以上報告する材料を見出さなかつた。尤も座主に關係した事、例へば。

(一) 座主屋敷址 馬場にある。高い處である。福岡縣地理全誌に「彦山座主坊宅址馬場にあり。今は畑となれり。御館と云廣三反許にて、堀切の址など残れり。其東の方にも下屋敷とて二段許あり」とある。



(山彦在)墓の有忠主坐山彦



(川黒在)墓の有興主坐山彦

(二) 座主連有寄進の面 高木神社にある天文廿三年九月の寄進。

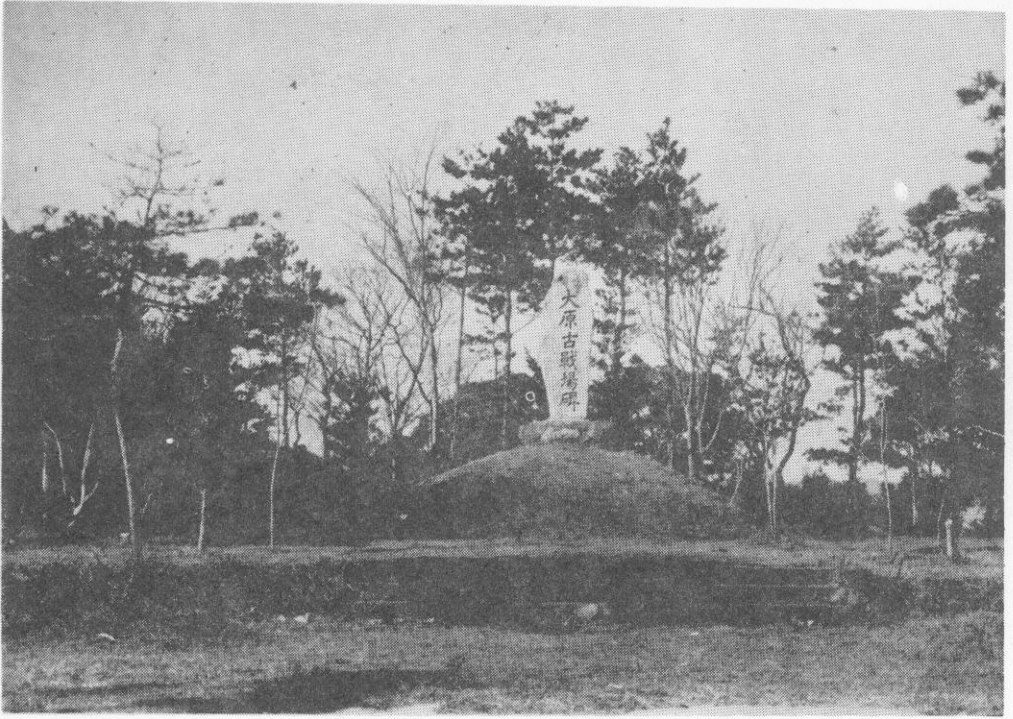
(三) 座主舜有寄進の歌仙額 これも高木神社にある。天正六年菊月廿六日の寄進。
といふやうな事ならば他にも多少材料は有るやうである。

大保原合戦に關する墳墓傳説地

調査委員 武藤直治

目次

- 一、序 説
 - 二、千 人 塚
 - 三、將 軍 塚
 - 四、大 善 風 塚
 - 五、小 善 風 塚
 - 六、三 段 墓
 - 七、高 卒 塔 婆
 - 八、五 萬 騎 塚
- 附 記
- 一、遍 萬 寺
 - 二、善 法 堂 址
 - 三、上 岩 田 の 平 塚
 - 四、横 隈 の 十 三 塚
 - 五、于 瀉 の 諸 塚
 - 六、山 隈 天 神 田 の 塚
 - 七、本 郷 附 近 の 諸 塚



小郡の大原古戦場碑



寺福の千人塚

大保原合戦に關する墳墓傳説地

一、序 説

題して大保原合戦に關する墳墓とす。先づ是に就て一言する必要あり。抑も大保原合戦とは、太平記及大日本史に所謂大原合戦なることは讀史家周知の事に屬す。筑後地鑑に云く、「御原郡大保即太平記所謂大原也。邑之西南有原野即是處哉。延文古戰場也云々」と木屋文書、深堀文書、武雄社文書、龍造寺文書、深堀記録證文等は何れも大保原とせり。以て證とすべし。近時大保原合戦を指して筑後川合戦と稱するものあり。余も斯かる廣義の名稱を便利なりと感ず。されど、後太平記の筑後川合戦、福童原合戦を謂へるか、と混同する恐あるを以て、暫く之を避け、大保原合戦として記述せんと欲す。凡そ大保原古戦に存する墳墓は、大保原合戦正平十四年八月六七日懷良親王を奉ずる菊池軍と少貳軍との合戦に於ける戦死者の墳墓と、福童原合戦文中三年八月九月の交官軍と今川軍との合戦に關係ある墳墓とにつきて、今日之を區別し難きものあり。故に此題目は狹義に失し、必しも妥當なりとは信ぜず。暫く最も重要なる合戦の名を取りて之を題することとせり。

若し夫れ晴日、花立山巔に攀ぢて展望せんか。大保原古戰場は眼界に入りて、一々指點し得べし。遠くは高良山及耳納の連山より、近くは横隈、力武附近に亘り約十四軒あり。又西方西島附近より、此山麓に亘り、約五軒強あり。田畝村落相連り、廣漠なる平野を成せり。正平の昔、兩軍遭遇して激戦場となりしは、戦名の因りて以て起りたる大保原にして、八月六日夜襲戦に始まり、七日己下刻に至る、約九時間に亘り、血戦數十合、官軍の戦死千九百餘人、北軍の戦死四千餘人、合計五千九百餘人

なり。又負傷は官軍千六百人、北軍約一萬八千人と稱せらる。數里の原野、伏屍縱横、鬼氣人に逼るものあり。此の如き激戰場に於ては、暴骨を收拾して火葬に附し、或は大壙に埋葬し、或は供養塔を建て、佛寺を營ひ等、弔魂の道は必ず盡されしなるべし。尙激戰場のみならず、凱旋又は退却の要路に當り、諸處理骨の地あるべきは、想像に難からず。隨て又合戦常時の墳墓傳説地多きは無理ならず。況んや、風雨多年の間には、實際の埋骨地は開墾せられて、田畝となり、或は掘鑿せられて、其所在を失ふに於てをや。後世或は古墳を以て之に擬し、種々附會説を生ずるは自然の勢なり。此儘放置せんには、當年の史蹟益々湮滅して、忠魂義魄を吊ふものをして茫然たらしむるに至らん。

大保原合戦に關する墳墓地としては、先づ第一に千光寺を擧ぐべきなり。されども、千光寺は征西將軍懷良親王の御墓傳説地なるを以て、慎重に調査研究の要あり。故に暫く爰に録せず。別に稿を改めて之を記述せんと欲す。

懷良親王の弘和三年三月二十七日を以て筑後に薨去あらせられたるは現代史家の信ずる所なれども、最後の御在所と御墓地は未だ詳かならず。學説としては、今日矢部説最有力なれども、未だ實證を得ず。星野は尙研究の餘地多しと信ず。星霜五百數十年後の今日、御墓の未だ明かならざるは千秋の恨事なり。

今爰に戦死者の墳墓なりとの口碑傳説あるもの、中、最主要なるは三井郡に於ける前述の千光寺墳墓、千人塚及將軍塚にして、其他大善風塚、小善風塚、三段墓等あり。尙同郡内諸村にて、余の觀察したる範圍内にては、何れも考古學上の古墳にして、吉野朝廷時代の墳墓にあらざるもの多し。又戦死者供養の爲め、寺院建立の傳説あるは、善法堂及遍萬寺なりとす。善法堂は大保に寺小路の

名を留めて廢滅に歸し、遍萬寺は宮陣に現在せり。

二千人塚

九鐵電車端間停留所より北西約六百米に在り。三井郡小郡村大字寺福童三百十二番地に屬し荒卷義信氏の所有地なり。小字野添の合甕發掘地と道路を挾んで其東に位置す。東西に並んで三塚あり。何れも杉小立あり。福岡縣地誌編纂係故中村水城翁著三潞縣管内志大原古戰場に「同郡小郡野ノ南西寺福童ニ千人塚ト云ヘル所アリ」とあるもの是なり。其西部なるは東西の長さ二十五歩高さ八尺あり其北側は土取場となりて原形を存せず。其頂點は東端に近き處に在りては木造の一小堂あり。三井郡四國第十二番にして本尊虛空像菩薩の石像の向て左に弘法大師の石像明治三十三年三月を安置す。其南西麓に一小碑あり。多角形にして高さ幅各二尺二寸あり正面に一圓相を描き、下に梵字あれども磨滅して字體明瞭ならず。里人呼んでガランサンと稱す。傳へ言ふ戰死者を祀ると。齒痛ある時祈願すれば治癒し樹木を伐採すれば崇ありといふ。寛延記に「からん神石體」とあるは之を云ふか。按するにガランは伽藍か將た唐カの訛か。サンは神より來れるか將た様サマの意か尙考ふべし。向て左側に獻燈あり。願成就とし天保十三年壬寅七月高松要三郎直興と刻せり。

是より十六歩を隔て、東に一塚あり略方形を成す。其一邊十二歩乃至十四歩にして高さ五尺を保てり。塚上郡制廢止記念として建設したる史蹟碑あり表面に「史蹟福童原古戰場」の八字を刻し、裏面に「文中三年官軍ノ主力菊池武安等今川了俊ト交戦セシ所ナリ」と刻せり。

又其東二十六歩を隔て、一塚あり四邊各々十二歩の方形を成す。高さ僅に三尺に過ぎず。

以上三塚は合甕發掘の臺地に連り、桑園と疏圃とに圍繞せらる。最初一見したる時には、西部の

塚は銚子塚にして、他の二塚は古墳にはあらずやと觀察したるも、土器の破片等何等出土物を認めず、且つ古戰場なることは肯定するに足り、口碑亦無稽ならざるを覺ゆ。東部の一塚は同地佐藤徳太郎氏所有にして、他の二塚は佐藤孝作氏所有なり。

因に寛延記小郡町の部に「大塚、チイ塚、往古戦死千人の死骸埋候由に而千人塚と申傳、小郡村北に御座候又大塚、古野、名目之唱ハ無之候得共首塚の類に而可有之旨申傳、小郡村北ニ有之候」とあり。筑後將士軍談には小郡村大野原古塚と題して之に類似の記事あり。今其所在を知らず。

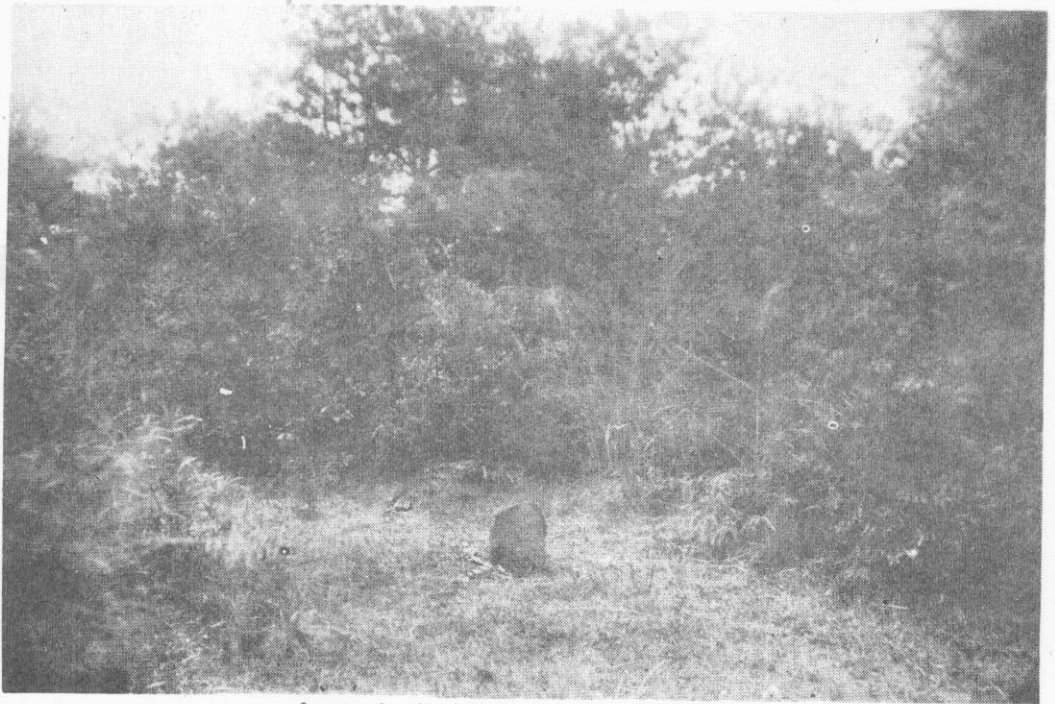
三將軍塚

三井郡三國村字三澤小字原口三五五ノ三番地の雜木林中に其遺跡を傳ふ。九鐵電車大保停留所より約千二百米の位置に在り。ゴルフ場の北西隅より十數歩東なる地點より北手に當り林中に入ること約三間の處に在り。傳へ言ふ大保原合戦陣歿大將の塚なりと、大保在住高齡八十五歳の伴矢十郎氏の談に據れば氏の少年の頃は高さ尺餘の石碑を存し周圍には朱塗の木柵を繞らしたりきといふ。今や塚らしき隆起物もなく、幾星霜か墓木として仰がれたる山毛櫨も今は既に伐採せられ、其株は殆んど腐朽し纔に蘗の成長しつゝあるを見る。此山毛櫨の果實に限り老少共に崇りありとて食ふものなかりきとぞ。傍に櫻樹あり胸廻二尺八寸あり勤王家早川楯彦氏の栽植に係る。

中村水城翁著大原古戰場に「小郡野ノ西北ノ方ニ大將塚ト云ヘル二塚アリ、是等ハ武貫武明或ハ新田ノ支族ノ古墳(元ノマヽナルベシ)と余十七八年前擧吊の時までは二塚ありしが今は則ち殆んど湮滅せんとせり。遺憾といふべし。



大保の將軍塚（中央の樹下）



大保の善風塚に阿彌陀佛と刻す

四、大善風塚

九鐵電車大保停留所より正南五百米に當り數反歩に亘れる小林丘あり、一團の裏地を成せり大善風塚此中に在り、此墓地は略九區に分れ其南部中央の二區は周湟あり、其東なるは東西四間半、南北六間、湟の幅一間一尺深さ四尺五寸あり、此塚の前部は切り下げて平坦となし葬具を納るゝ小庫あり、其背後は縦斷部に於て數尺の高さを保ち明曆年間の墓石一基あり。

其西なるは東西六間弱、南北六間ありて平坦の一區を成し深さ五六尺の周湟に土橋を架せり、之を渡れば石門を設け其左柱に花田墓地と刻せり、其奥に三基の墓石あり、元和又は寛政時代のものなり、是れ大保なる花田金作氏の墓地にして明治四十四年他より此地に改葬したるものなりと同氏は語れり。

此二塚は外觀上方墳と思惟せらる、其古墳なることは、彌生式土器の破片を得ることあるを以て證すべし、傳説には大保原合戰戰死者の塚なりと云へり、何れにしても古墳上更に墳墓を管みたる重葬の墳墓なるは、推定し得べし。

又北方の一區に五間に三間の平坦部を有し胸廻六尺の椎の老樹あり空湟四周に存す、是亦前二塚の類か、所謂大善風塚は上記三者を稱するか、父老亦此處に三塚ありさと語れり、此塚の西部の一區は稍々廣き地

城を占め空湟を繞らせるが其空湟中に五基の自然石の墓石あり、其二基は南無阿彌陀佛と刻し他の三基は法號を刻せり、花岡氏の説に據れば南手の溜池を穿ちたる時其土を此に移して墓地を管めりと其れ或は然らんか其他も亦類推すべし。

中村水城翁著大原古戰場に云く「小郡野ノ東、大保村ノ内ニ善福ト云ヘル地アリ此地ハ古昔善福寺ト云ヘル寺院アリテ大戦ノ後菊池氏ヨリ追福ノ爲ニ置ケル菩提寺ノ遺蹟ト云ヒ傳フ。古塚ノ中ニ湟池ヲ四周セルモノ三四所、其餘大塚十所許アリ此古塚等ハアルガ中ニモ、コトニ嚴然タ

レバ公卿ノ古墳(元ノ)ニ違ヒアラジトゾ覺ユル」と。寺小路善風堂又は寺福童禪福寺に關する傳説と共に併せ考ふべし。

五、小善風塚

大善風塚の北、田圃を隔て、百餘米の距離に數反歩に亘れる臺地あり。道路より高さ二尺乃至三尺の高畑なり。其北西部に楡樹四株あり胸廻三尺四寸乃至四尺七寸あり。其樹間四塚ありきといふ。傳説に據れば、大保原合戦戦死者の塚なりと。今は既に空し、發掘後大に崇るを以て、此塚趾の北隅に二間四方の一區を劃し高さ一尺二分の坐像地藏尊を祀れりより十六翁藤井平次郎氏語りて曰く今地となせり。其際方二間のもの二塚、方三間のもの二塚あり高さは何れも四尺許あり。其大なる二塚は平塚にして小なる二塚は其頂點稍々隆起せり小塚の一よりは銀の指輪らしきものを出土せり他の一よりは多くの小骨片を出土せり、大塚の一には長さ二三尺の板石を並ぶること約九尺に及び一種の石蓋を成せるを觀たれども、副葬品なかりきと。小善風塚は大善風塚と同じく其外形は方墳らしく思はれ指輪らしきものは銀環にはあらざりしか。往々土器類の小破片を出すれば、元來古墳にして大善風に比して規模小に且つ周漚なかりしが如し。大保原合戦に於ける戦死者の墓と傳稱し來れる久しきを以て見れば或は重葬の遺跡なるやも知るべからず。

六、三段墓

三井郡三國村字三澤三澤は一時三澤及西嶋に分れしが明治維新後復舊して三澤となり、西嶋は表面上消滅せり小字宮ノ原一一四ノ一俗稱三段墓に在り。池尻との境界線に接し西島なる森山嘉四郎所有地に屬す。九鐵電車大保停留所より西北西に當り約七百米の距離に在り。大保より木山口に通ずる新道と舊道との間に挟まり、新道は其南側を鑿ちて通ず。之に沿へる部分は直線を成して五間あり。舊道に沿へる北側は彎狀を成して約九間あり。其高さ五尺あり。樅、柿、及松等の雜木繁茂せり。此地の大地主伴矢十郎氏は八十五翁な

るが其談に據れば少年の頃は六十許の塚あり、其中には高さ五尺程の塚十個所あり、路傍三段に營築せられたり。夜間鬼火出づとて人々恐怖せり。又陰曆七月十五日には福岡の某氏駟馬にて毎年參詣せりと傳聞せり。是れ或は大保原合戦陣歿者の後裔にはあらざりしかと。

七、高卒塔婆塚

其遺跡は大正五年四月十三日に竣工したる三井郡小郡村東野溜池三國村の敷潰の爲めに湮滅分もありして其所在を失へり。此地敷地反別八町九反二畝二十二步あり。大野原早川筑之助氏現地を指點して曰く、凡そ池の南岸に近き處に數反歩の隆起部ありて小松繁茂したり。人呼んで高卒塔婆と言へり。傳へ言ふ、是れ大保原合戦陣歿者追福の爲め千僧供養を行ひし時立てたる卒塔婆の遺跡なりと寛延記小郡町庄屋孫右衛門の報告に「小松山、野原ノ内北ノ方、往古足利將軍二三代目ノ時分戦死之怨靈追善に千僧供養有之候節卒塔婆被立候跡之由申傳候尤小郡村北ニ有之高卒塔婆場ト唱來申候」とあり。又同書大保村庄屋彦右衛門の報告には「高ソトハ塚大野原、延文中ノ比、菊池太宰少貳古戰場と申傳古之金の鐘有之候由申傳候」とあり。筑後將士軍談には寛延記を引用して大野原卒塔婆場の條に大同小異の文あり。

今は三國村大字三澤小字原口ヘルグチ三百五十五番地ノ一伴得三氏所有地に史蹟碑あり郡制廢止記念の爲めに建設したるものなり。高さ三尺四寸の土壇の上に高さ五尺、幅九寸九分の石を立て、表面に「史蹟高卒都婆」と題し裏面に「大保原戦ニテ戦歿セシ將士ヲ埋葬供養セシ所ナリ。今尙此附近ヨリ屢々多クノ枯骨ヲ發掘ス」と刻せり。ゴルフ場に接する松林の間に位す。

八、五萬騎塚

三井郡宮陣村字五郎丸に在り宮陣小學校より約四百米南西の地點に位置し田畝の間に卓子狀を呈せり、村有地にして木標を建て、其史蹟地なることを明かにせり。東西十四間南北八間周廻四十間にして高さ五尺を保てり、表面は開墾せられて平坦となり蔬菜を栽培せり。土師器及陶器の破片多きを以て觀れば古墳なることは明かなり。昔時此附近は此塚より稍々低き高度を有して臺地を形成したりといふ、されば此殘塚を中心として此地に於て戰死者供養の事行はれたるも知るべからず。傳へ言ふ高良山の僧大保原合戦の後戰死者の屍を收めて、其冥福を祈りしものなりと。

附記

墳墓以外に於て、供養の爲め建立したる寺院、其他戰死者墳墓に關する傳説を伴へる古墳等を録して參考に供す。

一、遍萬寺

宮陣村宮陣神社の東隣に在り。寺傳に據れば菊池氏の一族武邦征西將軍懷良親王薨後、名を正西と改め親王が阿彌陀佛を安置し給ひし陣跡に草庵を結び親王及陣歿將卒の冥福を祈らん爲め日々一百万遍を唱へしかば一百万遍寺と呼ぶに至り、後世本願寺に屬して遍萬寺と改む。子孫連綿今尙其住持たりと。筑後志一向宗寺院の部に宮地遍萬寺と載するもの此寺の事なるべし。

二、善法堂

善法堂の遺跡未だ詳ならず。三國村字三澤小字寺小路テラシウチは或は其遺趾か、寛延記に善法堂跡、古塚跡敷御座候とあり。寺小路は其面積約十數町歩に亘り同地伴氏の所有地なり。氏の談に今より

大保の小善風塚(地藏尊)



小郡の高卒塔婆の遺跡



上岩田の平塚



凡そ三十年前境内開拓の際、梵宇ある火消壺大の素焼甕を發掘せしが石を以て之を圍み甕中には何物もなかりし由なり。里老は此地を以て禪福寺の舊趾とし、後寺福童に移したりと語れり。寺福童禪福寺は其山門趾、鐘樓趾と稱する遺跡を傳へ舊境内往々五輪塔を發掘し相當古刹なりしが如きも古縁記なく其由來を知るに由なし。況んや大保の寺小路が果して其舊趾なるや否を斷すべき資料に至りては之を缺如せるをや。寛延記寺福童村の條に「庵室堂、一ヶ所、本尊釋迦、觀音、開基年號不相知候古へ禪福寺と申候寺跡之庵地と申傳候」とあり、筑後地鑑大保の條に曰く、里老語曰「我聞南兵肥後之死于此者凡千八百有餘人、上自亞相大納言黃門中納言下至步卒、北兵死者三千六百五十餘人、通計五千四百五十餘人、本邦未有唯一日一場而戰死者如是之衆多矣、其暴骨收一大壙、建寺其側、以作佛事、我髫年屢遊其寺、自寺廢七十年計于今也、爾云。

筑後地鑑は天和二年の著述なれば今より二百四十七年前に成れり。寺の廢滅は是より更に七十年前の昔なりとすれば、年既に久しといふべし。善法堂と禪福寺との關係如何は暫く他日に讓るべきも所謂善法堂跡は恐く大保原合戰陣歿者を葬り供養の爲め建てたる寺の遺趾ならんか。筑後將士軍談に筑後地鑑大原の記事を引用して收其暴骨建寺於其側、以爲佛事云々、而開基帳及寛延記不載其事、其稱寺者則善法堂也歟。と云へり。

三、上岩田の平塚

急行電車小郡停留所より東方約二千七百米、縣道の北方數百米田畝の間に在り。立石村上岩田聚落の東郊にして松崎に近き處なり。東西八間南北七間の卓子狀の塚なり。高さ五六尺を保ち平坦にして荒草の生ずるに任す。老櫨三株あり。布目瓦散在す。寛延記上岩田村の條に「塚、一ヶ所、已前

より平塚と申傳候とあるは是なるべし。未だ土器其他副葬品を見聞せず。却て布目瓦の存するは堂塔の土壇のやうにも思はる。大保原合戦陣歿者の墳墓ならんといふものあれども、之に關する古傳説を有せず、寛延記、筑後將士軍談等之を採録せず。

四、横隈十三塚

三國村横隈なる如意輪觀音寺の北三百米の丘陵中に在り中村水城翁著大原古戰場に「十三塚、横隈村標示場ヨリ北方三町許ニアリ」とあるものは是なり。されども是れは所謂十三塚の一なるべく、而かも往年發掘目撃者の談に據り考ふるに、大小の石を以て石槨を築きたる古墳なることは明なり。

五、千瀉諸塚

花立山西の一聚落たる千瀉にも十三塚と稱し古墳多し。舊祇園社の北小字前畑に東西三間二尺南北八間高さ三尺の殘塚あり。土器の小破片多し、里人呼んでオン塚と云へり。小字町畑千百十番地ノ二古賀隆俊氏宅地内にも周圍十二間高さ五尺の古墳あり。老櫨之を護す。其他田畑の間に圓墳或は原形不明の小殘塚あり。何れも土器殊に土師器の破片を見る。小字上屋敷の竹林中にも圓墳あり。中屋敷六百二十五番地元庄屋古賀金作氏竹林中に五輪塔あり。其火輪の端に渦紋の裝飾を施したるは、古塔に似たれども其火輪の傾斜急にして其出甚少きば室町時代より遙に降れるものゝ如くに思はる。

六、天神田の塚

太刀洗村字山隈小字天神田に一塚あり。朝倉軌道上小郡停留所より乗車すれば、約三十四分に

して十文字に達す。是より徒歩千七百米にして、天神田に達す。太刀洗川の右岸に在り。黒木留吉氏の所有に屬す。其周圍十三間高さ二尺乃至三尺あり。中央に高さ二尺五寸許の小石祠あり。文化二年丑四月吉日、施主仲忠右衛門と刻せり。傳へ言ふ。菅公を祀ると。又傳へ言ふ。當村老松神社御神幸の場所なりと。附近田圃の間土器の破片を見ず。近年大保原史蹟を録する刊行書一二之を録するを見る。何に據りしか。暫く記して他日の考證を待つ。

七、本郷附近諸塚

三井郡本郷村附近に古墳多し。町の北西五百米に琵琶池あり。其北に三ツ池あり。又北東に二ツ池あり。其間現存せる古墳に長助塚長助塚は銚子塚の轉訛か、東長助塚、南道管塚、道管塚あり。就中東長助塚の如きは僅少の墳土を留むるのみ。既に湮滅せるものにも近時の發掘に係り、其墳址明なるもの一塚あり。又琵琶池の南西部小字段ノ上に四塚現存し、一塚を失へり。鴛塚（經塚、又京塚ともいふ）と稱する大塚は其最南部に位置す。又町の西郊に小字築地あり、二塚現存す。尙又町の北西千餘米の地方に十三塚と稱するものありて所在明なるものに一塚現存し、一塚湮滅せり。以上列舉したる諸塚は何れも數尺の高さを有するも平坦にして舊形を失へり。余は三塚を除きたる他の諸塚は何れも土器の破片を認めたり。瓢形古墳にして湮滅に歸し僅に齋瓮の破片を留め、或は次第に發掘せられて僅に名殘を留むるものあり。大保原合戦に緣故ある墳墓の存否は余未だ之を知るを得ず。

筑前の宿驛

調査委員 伊東尾四郎

舊幕時代西國大名の往來は、馬關海峡を渡つて豊前大里に着き、小倉を経て筑前黒崎に出る。それから木屋瀬、飯塚、内野を經山家に出で、其處から原田を經て、肥前の方に通じ、一方は山家から筑後の松崎、府中を經て肥後の方に通じた。

(一) 六宿と二十一宿

筑前では黒崎、木屋瀬、飯塚、内野、山家、原田の六驛を六宿ムシクと稱して、これを主要驛とする。筑前には此六宿の外に次の二十一宿があつた。

福岡	博多	箱崎	青柳	畝町	赤間	蘆屋	若松
金山	宰府	二日市	甘木	志波	久喜宮	大隈	飯塚
姪濱	今宿	前原	小石原	金武			

六宿は往來頻繁であるが、二十一宿は然らず。随つて人馬の賃錢規定にも差があつた。即ち六宿に於ては一里馬一匹四十一文、人足一人二十一文であるけれども、廿一宿は一里馬一匹、三十二文、人足一人十六文である。これは明和元年宿驛人馬の賃錢を増加した時の規定賃錢である。各驛の制札として此新規定の賃錢が掲げられたものを見ると、實に左の如きものがある。

福岡制札

一、福岡ヨリ博多迄

本馬 錢拾八文 輕尻 同拾二文

人足 同九文

一、福岡ヨリ姪濱迄

本馬 錢五拾壹文 輕尻 同參拾四文

人足 同貳拾六文

一、福岡ヨリ金武迄

本馬 錢八拾五文 輕尻 同五拾七文

人足 同四拾參文

以上は單に福岡制札の一例であるが、此の如く一々書き並べると長くなるから、これを一目瞭然の表に簡約すると次の如くすることが出来る。

福岡 博多 18 12 9 姪濱 51 34 26 金武 85 67 43

即ち上の地名福岡は制札場の所在、下の博多、姪濱、金武は制札場に近い宿驛、數字は制札場から各驛までの賃錢、で上欄が本馬、中欄が輕尻、下欄が人足の賃錢である。

此簡便法を用ひて六宿及二十一宿の制札に示された賃錢を表示すると次の如くなる。

福岡 博多 18 12 9 姪濱 51 24 26 金武 85 57 43

博多 福岡 18 12 9 箱崎 24 16 12 二日市 129 83 63

笹栗 104 67 50 宰府 124 80 60

今宿 姪濱 44 29 22 前原 57 38 29

	小石原	志波	久喜宮		甘木			二日市	原田		山家	内野		飯塚	木屋瀬	黒崎	前原
久喜宮	添田	甘木	志波	志波	秋月	宰府	秋月	博多	山家	松崎	原田	飯塚	大隈	笹栗	赤間	小倉	今宿
133	132	109	24	109	49	20	167	129	52	120	52	141	141	222	168	125	57
123	85	70	16	70	33	13	113	83	35	77	35	91	91	147	113	81	38
90	64	53	12	53	25	10	82	63	27	59	27	70	70	114	84	62	29
大隈	中島	久喜宮	日田隈町	野町	本郷		甘木	山家	田代		内野	山家	秋月	内野	飯塚	木屋瀬	深江
100	132	24	148	30	48		135	52	82		220	220	371	141	210	127	65
64	85	16	100	20	32		87	35	55		145	145	247	91	139	82	43
48	64	12	72	15	24		66	26	42		112	112	188	70	107	63	33
	彦山		小石原		二日市		松崎	原田	二日市		二日市			木屋瀬	黒崎		
	164		183		135		149	56	72		66			210	127		
	111		123		87		101	37	48		44			139	82		
	80		90		66		73	28	37		34			107	63		

右の表中※印の分は、丸木船運賃で、上欄は一人加子、中欄は二人加子、下欄は三人加子の運賃を示したものである。例へば若松の制札の場合に。

大隈	千手	猪膝	小石原
飯塚	飯塚	飯塚	100
141	141	171	64
71	71	115	48
54	54	84	
飯塚	飯塚	飯塚	
104	104	171	
67	67	115	
50	50	84	
三瀬	三瀬	三瀬	
100	100	169	
64	64	253	
48	48	32	
蘆屋	蘆屋	蘆屋	
171	171	169	
115	115	253	
84	84	343	
小倉	小倉	小倉	
48	48	124	
32	32	169	
24	24	213	
赤間	赤間	赤間	
112	112	171	
72	72	115	
54	54	84	
黒崎	黒崎	黒崎	
124	124	169	
185	185	254	
253	253	343	
赤間	赤間	赤間	
68	68	132	
45	45	85	
34	34	64	
青柳	青柳	青柳	
64	64	128	
43	43	83	
32	32	62	
箱崎	箱崎	箱崎	
128	128	128	
83	83	83	
62	62	62	
博多	博多	博多	
24	24	124	
16	16	80	
12	12	60	
二日市	二日市	二日市	
20	20	124	
13	13	80	
10	10	60	
飯場	飯場	飯場	
64	64	85	
43	43	57	
32	32	43	
武蔵	武蔵	武蔵	
64	64	85	
43	43	57	
32	32	43	
若松	若松	若松	
169	169	169	
253	253	253	
343	343	343	

とあるは。

筑前の宿驛

一、若松ヨリ蘆屋迄丸木船運賃

一人加子 錢百六拾九文

二人加子 同貳百五拾參文

三人加子 同參百四拾參文

とあるを簡約して表示したものである。

上の表を熱視すると、當時筑前國內の交通網の状態を察することが出来る。

(二) 六宿の交通

二十一宿の事は姑く擱き、これから専ら六宿の事に就いて述べよう。

六宿には代官あり、藩士一名これに任じ、宿驛一切の事を掌る其の下に下代あり。一驛に三名乃至五名土着の者より任じ、其の下に問屋役一名、同下役一名あつた。

六宿には藩より建てた茶屋があり、別に町茶屋と稱するものもあり、宿によりては幾軒も旅宿があつた。

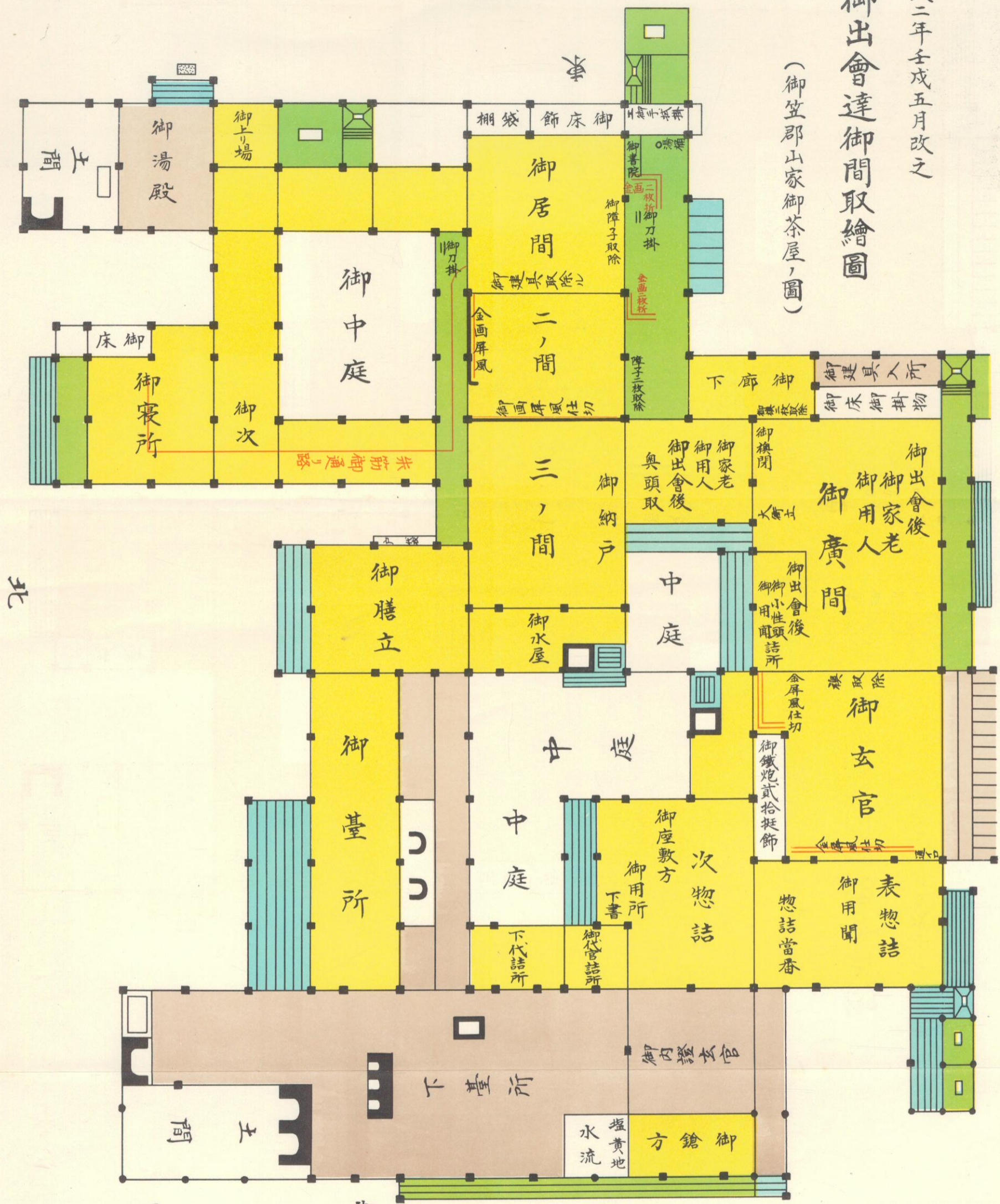
六宿に於ける送迎の慣行規定を記したものをみると。

(一) 長崎奉行、(二) 鹿兒島藩主其他、(三) 久留米藩主其他、(四) 日田郡代、(五) 御領代官、(六) 御陸目附支配
勘定御普請役、(七) 日本へ手代、(八) 長崎町年寄、(九) 阿蘭人附添役人、(十) 卸領漂着異國人、(十一) 御狀箱
御用物、(十二) 唐銀上納銀などの往來の時の状況を知らることが出来る。年代は判然せぬが、安永の頃のものらしい。其の中の(一)の分、即ち長崎奉行の往來の時の分をこゝに示さう。

文久二年壬戌五月改之

御出會達御間取繪圖

(御笠郡山家御茶屋ノ圖)



北

西

御代官 森惣右門
 下代 柴田忠藏
 須藤次八
 平島守一
 吉村遠内
 山近権平
 柴田藤藏
 同傳役 須藤次内

一、御先觸到着次第寫ヲ以、御領端宿御代官ヨリ參政衆へ註進之事。

附リ郡令斗司へモ註進之事。

一、御出達者、原田ヨリ神崎御泊迄、外聞指立、聞合候趣、御代官ヨリ參政衆へ註進之事。

附リ郡令斗司へモ註進、右外聞之者二人、苦勞一日一人ニ付、丁錢貳百文宛、郡切立渡リ之事。

一、御下向之節、外聞之儀ハ、參政衆ヨリ御達有之候得ハ、黒崎代官ヨリ取斗。

附リ例之口々註進。

附リ御用聞郡奉行へモ註進、右飛脚賃郡渡之事。

一、御乗船

一、蒲刈邊

一、本山邊

一、小倉御着船

右外聞者、御用聞ヨリ御船方申續、若松御船頭裁判ニテ、小早船一艘指出置、右之所々承合候趣、黒崎御代官え申達候ニ付、右之通夫々註進、右小早船乗組之御加子爲漕送、黒崎丸木船一艘指出候事。

但水夫一人、一日精米一舁、賃米七合一夕、四才御當用渡リ、黒崎御代官ヨリ請取、相渡候事。

一、御領内御入込御通路相濟候儀共、御領端宿ヨリ註進有之間々宿々者、別條無之候得者、不及註進候、御通路無別儀相濟候段、先宿え申送、端宿ヨリ一同ニ註進、先方ヨリ贈物等之註進、右ニ準

シ候事。

一、先觸到着之上、人馬手當大庄屋、問屋、御代官ヨリ裁判之事。

一、御玄關前、御門前、並宿内トモ盛砂之事。

一、遠見指出候事。

一、表御門エ御紋付御提灯二張、蠟燭ハ御當用渡之事。

一、兩替所宿内一ヶ所相立、金銀相場者、手先通狀之趣ヲ以、相定候事。

一、置肴野菜之事。

御泊所

肴一種 野菜二種

但肴無之候ハ、鳥類ニテモ

白米五升 鹽一升

醬油一升 酢一升

酒五升 白味噌二升

御休所

肴一種 野菜二種

白米三升 鹽五合

醬油五合 酒三升

白味噌一升 酢五合

右品々所有合ヲ以テ指出、酒ハ一升ニ付損料錢參拾文宛、肴野菜ノ分ハ損料丁錢百五拾文御當

用渡リ、其外之品ハ損料不相渡候事。

一、旅館之事

上御一人二汁五菜酒肴一ツ、吸物菓子共ニ片賄、丁錢九百四拾八文宛、内貳拾八文先方ヨリ請取、相殘分ハ御當用渡リ、御夜食出候ヘハ酒肴六丁錢百參拾六文、不殘御當用渡之事。

御家頼中一汁五菜酒肴共片賄、一人ニ付丁錢百八拾八文宛、内貳拾八文先方ヨリ請取、相殘分ハ御當用渡之事。

但御振廻有之節、侍分ハ二汁五菜酒肴吸物菓子等出シ、片賄一人ニ付錢四拾文宛、増足錢御當用渡之事。

下々者一汁三菜肴二ツ酒出シ、足錢右同斷御當用渡之事。

借馬一疋ニ付宵朝飼料丁錢貳百文宛、内五拾六文先方ヨリ請取、相殘分ハ御當用渡之事。

一、於山家御進物ニ添候鯉、郡方エ手當有之分、御通駕御日限相極候上、大庄屋ヨリ山家御代官エ可相納候事。

一、自然火災之節、御立退所、手當可致候事。

御先拂御側筒被指出候付、郷足輕不及出方候事。

川越役御足輕頭被指出ニ付、其村受持川々庄屋組頭人足共、可罷出候事。

但洪水之節ハ定格ニ拘ラス其時ノ赴ニ應シ、川越夫相増船渡之場所共、右ニ準シ候事。

一、御先掃除庄屋一人、夫二人郡次ニテ可指出候事。

一、人馬次所エ下代一人袴着可罷出候事。

御泊休共御本陣エ爲御挨拶服紗平服ニテ御代官出方之事。

一、御本陣亭主爲御案内宿口迄御着御立之節共綿服麻上下着可罷出候事。

一、宿内押エ下代一人袴着用其外組頭一兩人可罷出候事。

一、用心人馬裁判下代一人並組頭一人宿次ニ可指出候事。

駕籠 三挺。 壹挺三人掛り。 馬 三疋。

一、御代官エ被下物何品ニヨラス先格之通受用之事。

但下代御本陣亭主並川越裁判之庄屋組頭人足共ニ右ニ準シ候事。

一、御本陣入用之堅炭ハ御當用受之内ヨリ御代官吟味之上御本陣亭主エ可相渡候事。

一、右同苾繩藁右同斷之事。

一、右同薪草履御代官吟味之上郡屋ヨリ請取御本陣亭主エ可相渡候事。

一、右同油蠟燭御本陣亭主自分ヨリ可指出候事。

次に(二)の文即ち薩摩藩其の他諸藩の往來の時の文は左の通。

薩州鹿兒島藩主 薩摩守様

肥後熊本藩主 越中守様

肥前佐賀藩主 肥前守様

筑後柳川藩主 左近將監様

但御馳走向當時御斷之譯真ニ記。

肥後人吉藩主 壹岐守様

肥前大村藩主

信濃守様

一、御先觸到着次第、寫ヲ以御領端宿之御代官ヨリ參政衆ニ註進之事。

附リ郡令斗司エモ註進之事。

一、薩摩守様、越中守様、壹岐守様御登達ハ南關迄、左近將監様ハ柳川迄、山家ヨリ外聞指出シ肥前守様、信濃守様轟迄、原田ヨリ外聞差シ、右聞合之趣、御代官ヨリ參政衆ニ註進之事。

附リ郡令斗司エモ註進、外聞ノ者ハ、二人宛苦勞一人一日ニ付丁錢貳百文宛、郡切渡之事。

一、御領内御入込御通路相濟候儀共、御領端宿ヨリ註進有之、問ノ宿々ハ別條無之候得者、不及註進候、御通路無別儀相濟候段、先宿ニ申送り、端宿ヨリ、一同註進、先方ヨリ被下物等之註進モ、右ニ準候事。

一、御先觸到着之上、人馬手當、觸口問屋、御代官ヨリ裁判之事。

一、御玄關前、御門前並宿内共、盛砂之事。

一、遠見可指出候事。

一、兩替所宿内一ヶ所相立、金銀相場ハ手先通狀之赴ヲ以、相定候事。

一、自然火災之節、御立退所手當可致候事。

御先拂御側筒被指出ニ付、郷足輕指出ニ不及候事。

一、川越役御足輕頭被指出ニ付、其村受持川々庄屋組頭人足共可指出候事。

但洪水之節ハ、定格ニ不拘、其時之赴ニ應シ、川越夫相増、船渡場所モ、右ニ準シ候事。

一、御先掃除庄屋二人、夫二人郡次ニテ可押出候事。

一、人馬次所え下代一人、袴着用可能出候事。

一、御泊休共、御本陣エ爲御挨拶御代官服紗平服ニテ出方之事。

一、御本陣亭主爲御案内、宿口迄御着、御立之節共、綿服麻上下着用可能出候事。

一、宿内押エ下代一人、袴着用、其外組頭一兩人、可能出候事。

一、用心人馬裁判下代一人、並組頭一人、宿次ニテ可指出候事。

駕籠 三挺 一挺三人掛リ

馬 三疋

一、御代官エ被下物、何品ニヨラズ先格之通り受用之事。

但下代御本陣亭主、並川越裁判之庄屋組頭人足共、右ニ準シ候事。

一、御本陣入用之堅炭ハ、御當用渡受之内ヨリ、御代官吟味之上、御本陣亭主エ渡候事。

一、右同蔭蔕繩囊、右同斷之事。

一、右同薪草履、御代官吟味之上、郡屋ヨリ請取、御本陣亭主エ可相渡候事。

一、右同油蠟燭ハ、御本陣亭主可指出候事。

一、壹岐守様、信濃守様へハ左之御駕籠立場、水茶屋野雪隠共、御手當無之事。

御駕籠立場三ヶ所之事。

山家御代官受持三ヶ所 山家村抱 西山峠

内野御代官受持一ヶ所 内野村抱 冷水峠

黒崎御代官愛持一ヶ所 香月村抱 石坂

一、水茶屋二ヶ所之事。

山家御代官受持 山家村抱

一ヶ所 西山峠

黒崎御代官受持 香月村抱

一ヶ所 石坂

但有來之家見合手當、火床水田子かゝり茶碗火入薄縁之類、御茶屋御道具之内ヨリ出ル、右
入用茶半斤宛、御當用渡、裁判トシテ組頭一人、可指出候事

一、野雪隠七ヶ所之事。

家山御代官受持 岡田村抱

一ヶ所 杉馬場

同右斷 山家村抱

一ヶ所 大日峠

内野御代官受持 内野村抱

一ヶ所 冷水峠

右同斷 豆田村抱

一ヶ所 原

木屋瀬御代官受持 露田村抱

一ヶ所 おかち

黒崎御代官受持 香月村抱

一ヶ所 石坂

右同斷 尾藏村抱

一ヶ所 こゐとう

但水田子かいけ郡ヨリ仕調相渡切組ハ四尺五寸四方、家上藁替蔣園葛結外圍柴垣、右入用之竹木ハ山方渡リ、藁繩蔣葛之類ハ郡ヨリ可出候事。

一、左近將監様へハ安永六酉ヨリ丑迄御儉約被執行、御馳走御斷ニ付、年限之間ハ川越ハ足輕頭不被指出候、川ニハ庄屋組頭彌致出精、船渡之場所ハ一入念ヲ入レ、渡方御荷物等、龜抹無之様、可取斗候事。

一、右ニ付、御先拂御側筒郷足輕ヲモ不被指出、御案内庄屋兩人宛物馴候者、吟味之上、郡次ニテ可指出、此兩人ヨリ御先拂除、裁判ヲ兼、相勤候事。

一、右福岡役人不被指出候付テハ、末々心得違之儀モ可有之哉、一切御龜抹之儀無之様、可取斗候事。

(三)は筑後の久留米、肥前の島原、唐津、小城、蓮池、鹿島、平戸、筑後三池、肥後宇土の諸侯の場合を記したものであるが、其の分は引用することを略する。これは前の薩摩の鹿兒島、肥後の熊本、肥前の佐賀、筑後の柳河、肥後の人吉、肥前の大村諸藩主の場合と、多少待遇方が違つてゐる。例へば(二)の方に。

一、用心人馬裁判下代一人並組頭一人宿次ニテ

可罷出候事。

駕籠 三挺 一挺三人掛リ 馬三疋

とあるが、(三)の方では

駕籠 二挺 一挺二人掛リ 馬二疋

となつてゐる、(二)の方に

一、水茶屋二ヶ所之事

一、野雪隠七ヶ所之事

など記してあるが、(三)の方は其様なことは記して無し。

(三) 六宿の開通

六宿の開通した時代は、何年頃であるか、元祿頃は勿論開通してゐるか、其の前何時頃まで溯つて時代を判定すべきか、不明である。

按ずるに慶長の初頃は内野、山家などの宿驛は無かつたものらしい。其頃は豊前から筑前に入り、黒崎地方(前田、藤田、熊手)から木屋瀬に出で、それから飯塚の方には行かず、木屋瀬の對岸植木から中山、新北、新延を經、赤間に出で、畝町から青柳、それから濱男(香椎)を過ぎて、箱崎から博多に出で、それから板付、瓦田、通古賀を經て、二日市に出で、針摺から原田に出たやうである。但飯塚から八木山、篠栗を經て博多へ出る路もあつた。

昔の諸大名の通行が二日市經由であつたことは、二日市宿庄屋覺書にも。

古しへは冷水道もなく、山家の宿もなく、原田宿もなく、上方長崎之道筋も二日市より箱崎或は二日市より田代、又豊後之方えは甘木迄、只今冷水筋御通被成御大名様方皆二日市御通り

被成候由。

とある。

山家と内野との間に冷水峠がある。此處の道路開通の時代が判明すれば、六宿開通の時が決まつて来る。同書に。

山家冷水道と申道、古來無之候、桐山丹波様山家御知行之時、御家來志方彦太夫と申仁、山家住宅にて候、彼仁山家より内野迄の間、そろく道を廣めさせ被申候由、福岡え相聞え、段々坂を作らせ、冷水道出來仕たりと、古老の者申を承り申候、只今迄山家中の茶屋の脇に有之惠比須右之彦太夫石にて切らせ、立置被申候、裏に志方彦太夫とほり付在り。

此惠比須像を刻した石は、今でも残つてゐる。裏に慶長十六年亥十月上旬：桐山丹波守：爲國家守：長久：寛永十年：志方彦太夫立之の文字がある。桐山丹波は寛永二年三月に、山家で歿し、其の墓も山家にある。それで桐山の家來の志方彦太夫が、山家から内野迄の間道を廣めた年代は、略察せられる。

内野は慶長十七年内野太郎左衛門が藩主の命を受けて開いたやうに言はれてゐる。或は毛利但馬が開いたやうにも傳へられてゐる。内野系圖を見ると、慶長十七年壬子依公命冷水越啓造之とある。

黒田家の記録によると、寛文六年六月廿九日黒田光之公が、青柳の別館から山家驛に行かれたことが記されてゐる。山家驛とあるから此頃は驛となつてゐたのである。

畢竟六宿の全通は、寛文以前で、慶長の末頃か寛永の初頃か、其の邊の見當であらう。

(四) 六宿の踏査

これから六宿を實地踏査したことを述べよう。

六宿共に(一)記録を存せる舊家を尋ね、(二)往時を語り得る古老に舊事諮問をなし、(三)昔の建物などの残つてゐるのを探つてみた。

(一)記録は舊家の現存してゐるものが甚少い爲に容易に見ることが出来ない。又假令舊家は存してゐても記録類の如きは、不用品として多くは廢棄されてゐるから、舊事を知るべき材料が非常に乏しい。それ故山家の須藤氏所藏の本茶屋の間取圖の如き、又黒崎の櫻屋所藏の四種の黒崎圖の如きは實に貴重のものと言はねばならぬ。

寫生圖としては木屋瀬の護國院にある繪馬木屋瀬宿の圖の如き、亦實に貴重のものである。護國院にあるのは麻生東谷が畫いたもので、文久二年に寄附したものであるが、繪具が薄くなつて、寫真に撮影しても鮮明で無い。然るに堀尾水田といふ畫家が、大正七年これを模寫したものが祇園社に掲げてある。口繪の寫真は即ち此祇園社にあるものを撮影したものである。これは、

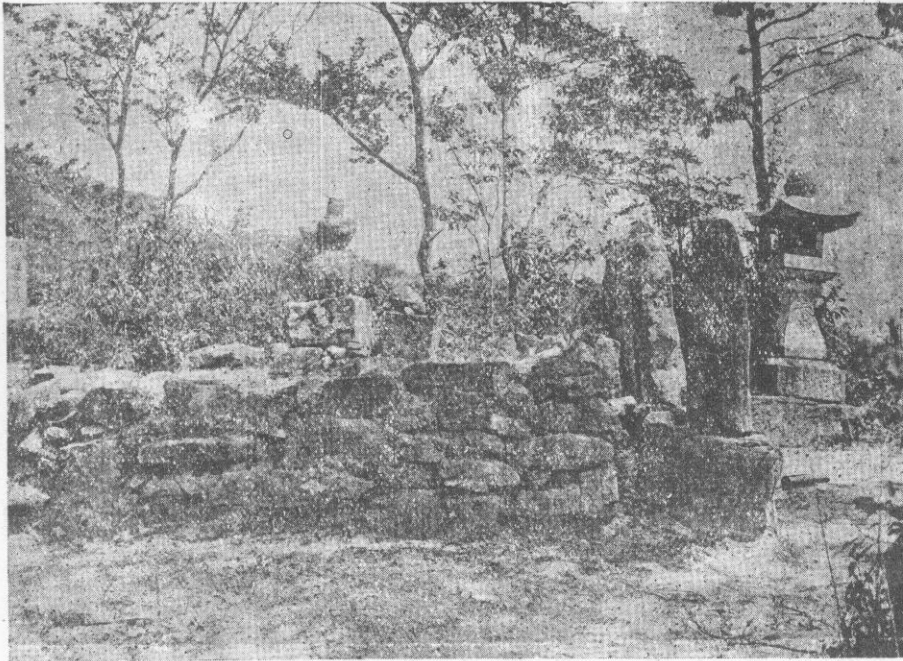
御茶屋(本陣) 脇本陣(長崎屋)

代官所。下代高倉家。同占部家。同關家。

番所。御庫所。郡屋。問屋(馬繼所)。構口。

など一々古老から聞いて指摘することが出来るから、都合が好い。

(二)往事を語り得る老人は眞に少くなつてゐる。黒崎は木下米吉氏、岩崎甚平氏、木屋瀬は田代松太郎氏、香月万太郎氏、飯塚は山本覺次郎氏、古川林吉氏、内野は大庭平三郎氏、安田榮太郎氏、山家は田中清五郎氏、原田は山内宇三郎氏などに就いて聞いた。此中には年長でない人もあつて、親や老

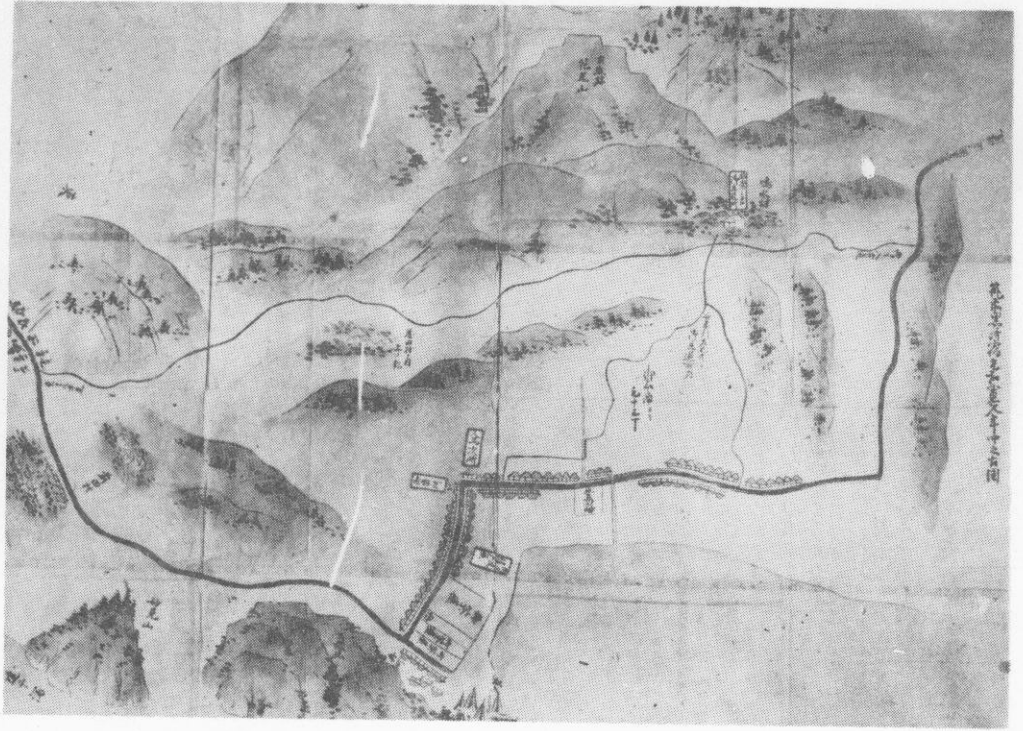


山代官桐山丹波の墓

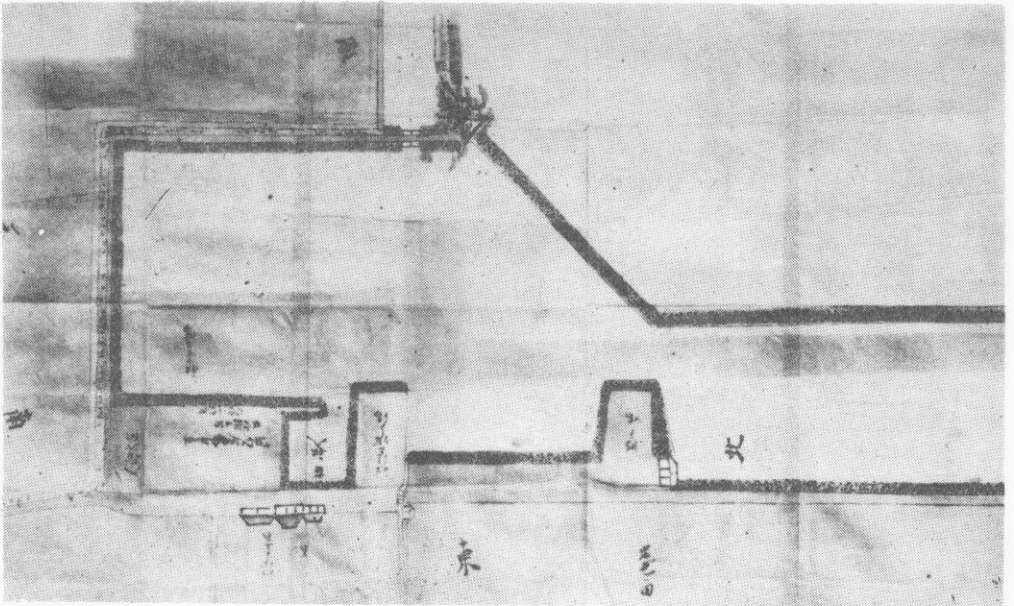
人から聞いた話の取次もある。又生憎不在で面會しなかつた老人もある。

これ等の人々の談話を綜合してみると代官の下の下代は土着の者であるから苗字は大抵判明してゐる。即ち黒崎は野口、久芳、村上、木屋瀬は高倉、占部、關、飯塚は山本、元野木、山近、内野は古海、水島、横寺、山家は柴田、須藤、平島、吉村、山近、此五氏は茶屋間取圖の裏に記せるものによる。原田は松尾、高島、鬼木、町茶屋即ち脇本陣など稱する家の屋號、其の他の旅宿の屋號も大抵は判る。木屋瀬などは宿が殊に多かつたやうで、原田は殊に少かつたやうである。長崎屋といふのは六宿共にある。薩摩屋は山家、内野、飯塚にあつた黒崎の櫻屋も即ち薩摩屋である。

(三) 昔の建物の存せるものも甚少い。本茶屋の残れるものは六宿共に無い。町茶屋も昔の儘に残つてゐるものは無い。代官屋敷も残つたものは無い。たゞ下代の家は往々存せるものがある。即ち木屋瀬の高倉、占部、關三氏の宅は大體昔の面

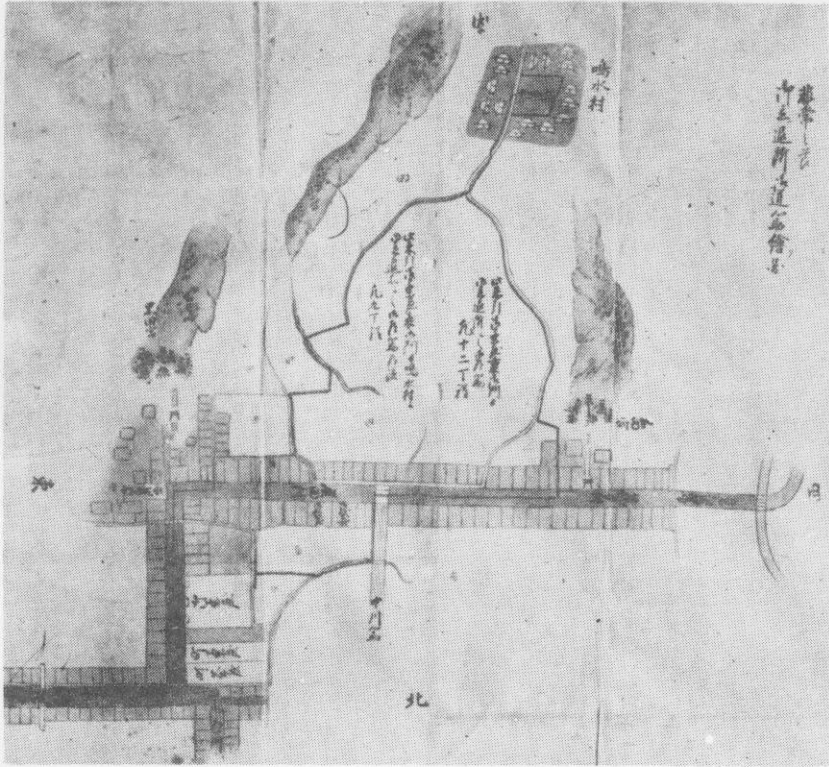


(頃文寛和元) 驛 崎 黒 圖 古

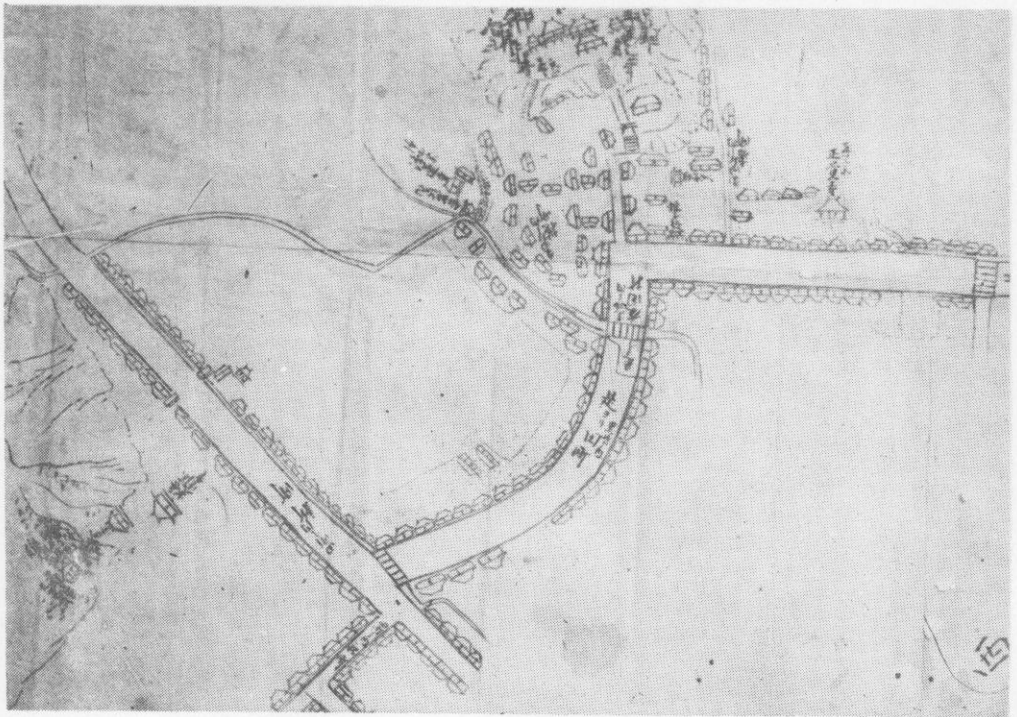


頭 埠 港 崎 黒 圖 古

古圖 黑崎驛

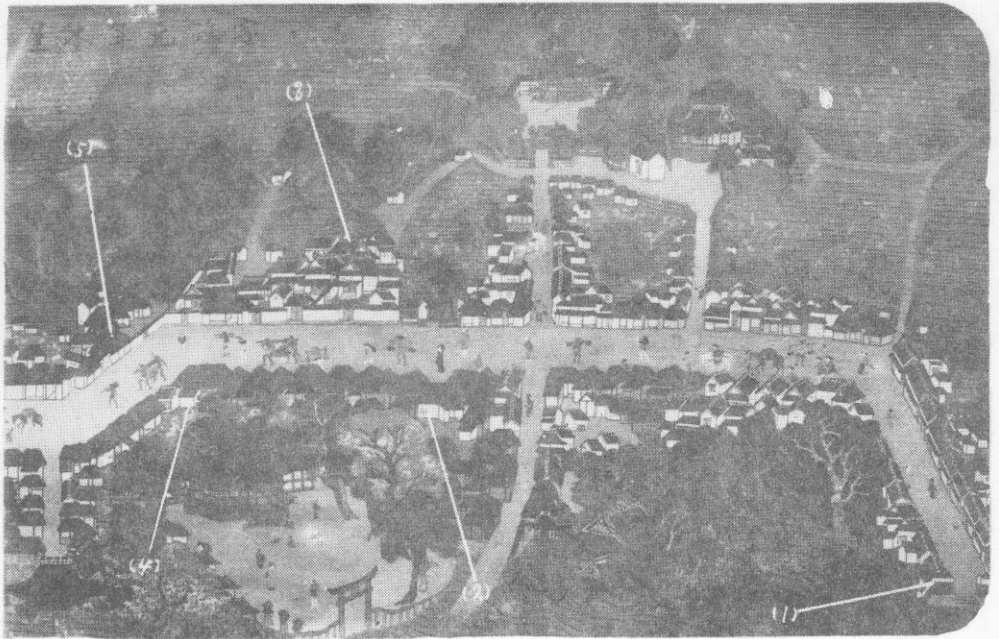


非常の節御立退所道筋繪圖



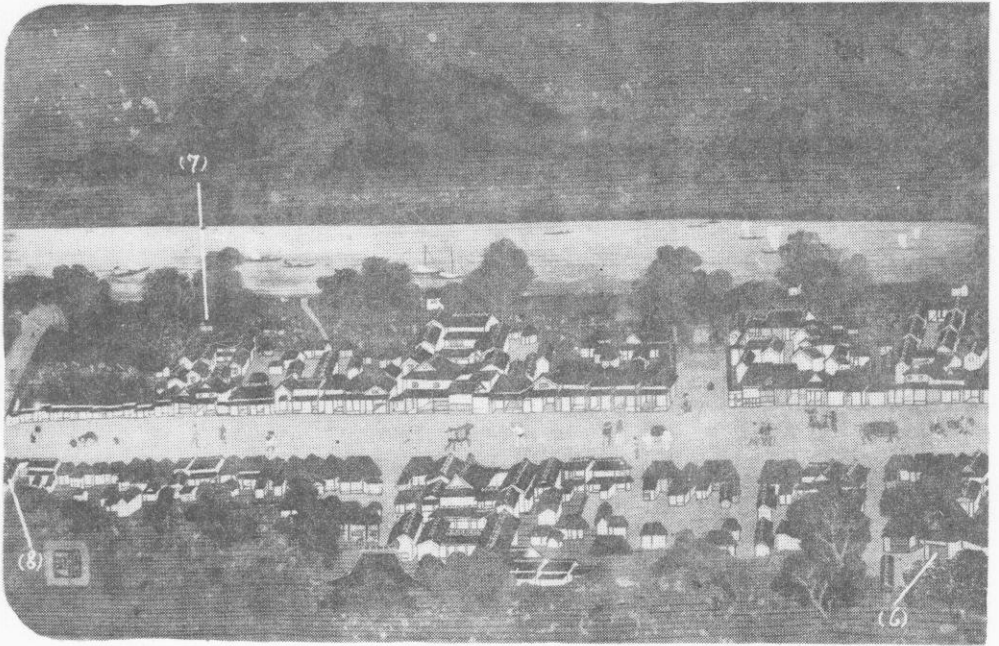
古圖遠賀郡黑崎驛

木屋瀬宿ノ圖一

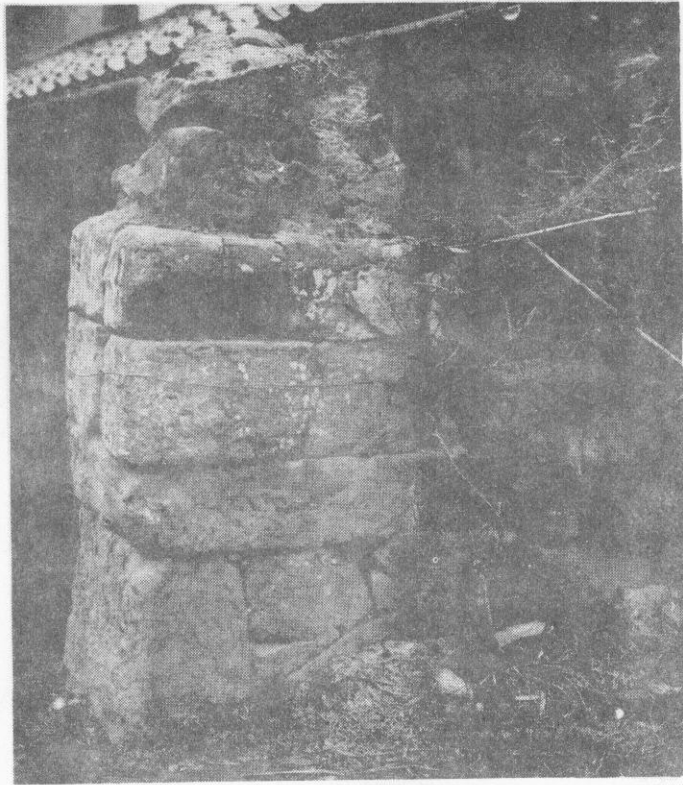


- (1) 構口(黒崎方面)
- (2) 郡屋
- (3) 御茶屋(本陣)
- (4) 問屋(馬糞所)
- (5) 長崎屋(脇本陣)

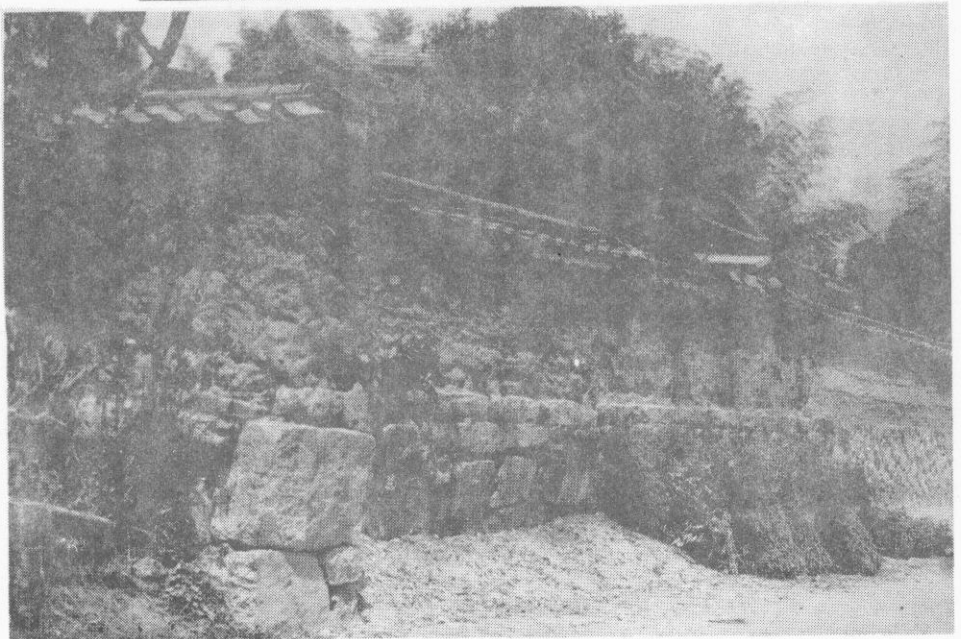
木屋瀬宿ノ圖二 (一ト二トハ相連続ス)



- (6) 下代占部氏宅
- (7) 番所
- (8) 構口(飯塚方面)



木屋瀬驛構へ口の現状



山家驛構へ口の現状

影を存し、飯塚に二軒、山家に一軒、原田に一軒、残つてゐる。

六宿共宿の兩端に構口と稱して、石垣があつたが、山家と木屋瀬とは一方の構口だけ形を存してゐる。

山家には郡屋の土藏の残つたものがある、赤土で塗り固めたもので、古風なものである。

私は各地で今古老の存せる間に、地圖を作つて本茶屋、町茶屋、其の他の旅宿、代官所、下代屋敷、問屋等の所在を記入して置き、役場と學校とに保存して置くことを勧めた。山家の如きは既にそれが出来てゐる。

竹田家歴代ノ墓

調査委員 伊 東 尾 四 郎

報 告 書

博多萬行寺境内ニアル竹田家ノ墓地ハ福岡藩ノ文學ニ最モ縁故深キ竹田家歴代ノ學者ヲ葬レルモノニシテ墓碑現ニ並列スト雖モ墓地整理流行ノ節早晚合葬等ノ事ナキヲ保セス故ニ豫メコレガ調査ヲナシコヽニコレヲ報告スルト共ニ後日墓地整理等ノ事アリトモ合葬改葬等ノ事ナカラントヲ希望ニ堪ヘス候

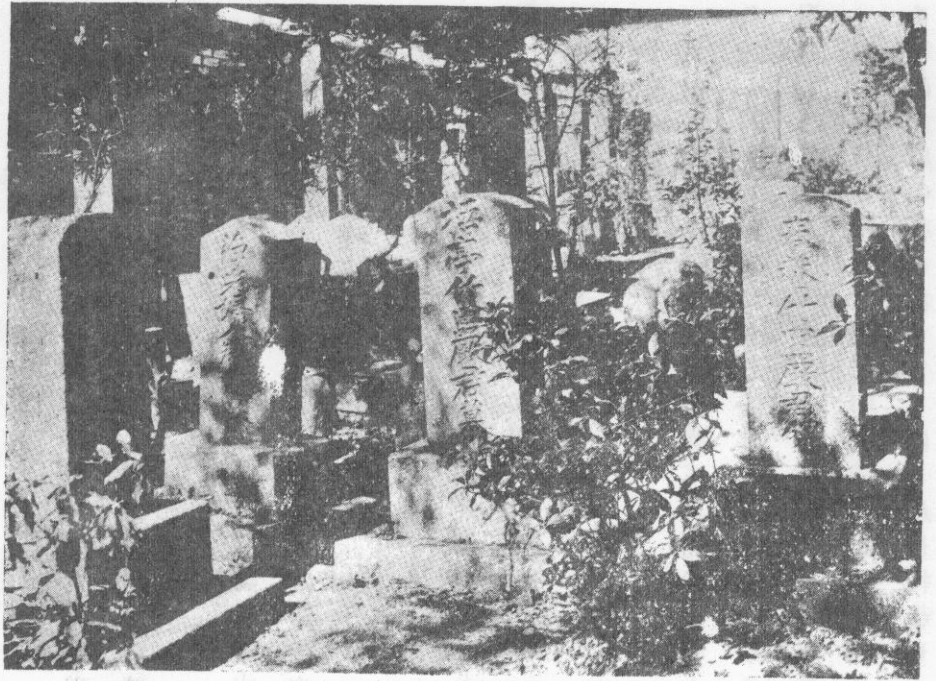
竹田家は福岡藩の儒家として九代連続し、藩費修猷館の學頭は竹田家世々これを繼承せり、先づ左に歴代の略歴を述べん。

第一代 竹 田 定 直

竹田定直字は子敬、通稱は助太夫、春庵と號す、貝原益軒の高弟たり、延寶二年始て仕ふ、益軒薦めて文學となす、天和二年三百石を賜ふ、定直四君に歴仕し、或は韓使に接し、或は世子の侍讀となり、優遇せらる、延享二年十月七日歿す、享年八十五、著す所四書小學解其他十數部あり、子孫相繼ぎて學職となる。

第二代 竹 田 定 澄

竹田定澄字は取映、通稱は貞之進、蘿亭又新菴と號す、定直の長子なり、享保十年文學となり、明和



竹田家歴代の墓

幾齋等の門に學ぶ、寛政八年四月學問所總受持となり、家譜編輯を兼ね、同十一年七月廿二日歿す、

六年十月十八日歿す、享年七十六

第三代 竹田定倫

竹田定倫字は子舜、通稱は助吉、廓庵と號す、本姓は高島氏、男定澄男子なきを以て養うて嗣とす、寶曆九年藩の文學となる、十一年九月十六日歿す、享年三十七

第四代 竹田定良

竹田定良字は子俊、通稱は助太夫、又茂兵衛梅廬と號す、本姓は高島氏、竹田定直の外孫にして、兄定倫の後を嗣ぐ、寶曆十一年文學となり、天明三年藩費創建に力を盡し、總受持となる。定良五君に歷仕し優遇を受く、七年世祿を加賜し、三百二十石とせらる、寛政十年六月廿三日歿す、享年六十一、著す所筑前孝子良民傳續編あり

第五代 竹田定矩

竹田定矩字は子恕、通稱は平之丞、復齋と號す、定良の長子なり、長崎京師に遊び、西依成齋若槻

享年三十一。

第六代 竹田定夫

竹田定夫字は子欽、通稱茂兵衛、又助太夫、梧亭と號す、兄定矩の嗣となり、文化四年學問所總受持となり、家譜編輯を兼ぬ、又藩主黒田齋清の伴讀となる、天保十一年六月七日歿す、享年五十四。

第七代 竹田定琮

竹田定琮字は器甫、通稱は定之進、榛齋と號す、父は定矩、兄定夫の後を嗣ぐ、嘗て菅茶山に師事す、茶山其才學を嗟賞し、最も其詩を稱す、歸藩後文學となり、修史の事を攝す、文政十二年二月十九日歿す、享年三十八。

第八代 竹田定簡

竹田定簡字は子得、通稱は助太夫、蕭韻と號す、少にして世職を嗣ぎ、壯歲職を罷めて西京伊勢に遊び、諸名家に交り、經術大に進む、歸りて職に復し、命を承けて學制を革め、學館を改築す、明治二十二年十月廿二日歿す、享年七十五。

第九代 竹田定猗

竹田定猗字は子斐、謙窓と號す、定簡の弟なり、夙に家學を承け、安政五年東遊し、安積門に入り、文久元年西歸し、館職に任じ、慶應二年祭主となる、置縣の後各地の校職に歴仕し、最後改築修猷館に教導たり、明治二十二年十一月廿二日歿す、享年五十七。

以上九代の中八代までの墓碑は皆現に博多萬行寺境内に存す、碑文は多く磨滅して讀み難きも、幸に文獻の在るありこゝにこれを轉載せん。

第一代 竹田定直墓碑

春菴竹田嚴君碑

先生竹田氏諱定直字子敬號春菴其先京師人有諱定通者清水谷公定卿之子始姓竹田官至中納言其子曰秀慶通周易尤精醫學秀慶生昌慶々々當應安二年入唐學醫於明大醫院金翁洪箴居十二年而歸醫術大行昌慶歷五代至定堅號茂菴々々娶齋藤氏生定賴號三伯先生之皇考也父子俱以醫學顯于當時寬文元年三伯來本州謁宗真公患痢卒于客館此時也先生在身三月而誕實其歲十一月也先生母木下民部之女其少而寡故歸父家先生甫二歲祖母齋藤氏提來於本州見宗真公年十五而賜月捧始仕年二十賜采邑歷仕四君世得渥禮先生幼而敏秀誦書日千言既長從學益軒翁翁大奇之言於公請爲學官先生於是益力學遂成盛德名溢四方今侯爲世子時爲侍講寵遇特厚享保九年年六十四告老致仕後三年侯復念先生乃賜月捧召見蓋三回延享二年秋寢疾侯遣人視且問所欲數賜膳食其冬十月七日竟以不起年八十五先生爲人溫恭平居不見有愠色忠孝誠實得之於天其事祖母曲盡愛敬德崇業廣自一時賢士大夫莫不敬信然性又甚謙末嘗以齒德加人雖童僕小人待之以誠致仕之後家居二十年手不釋卷所著四書小學解其他十數部皆其言根經義而莫非脩身行道之實先生又於它技藝無不綜覈尤妙算術以其鴻儒人不稱耳娶孺人林氏生三男五女二男二女不幸早卒長男定澄襲祿爲本州文學三女皆嫁士人有懿行於是知先生德行於家也葬于石城府南萬行寺內嗣君囑銘周道不辭乃敬爲銘曰

德共山高 行如川流 偉哉維賢 誰將典儔

日月不居 終歸其丘 遺言餘風 後人之休

延享三年丙寅秋九月 門人井土周道謹撰

府内信古謹書

第二代 竹田定澄墓碑

蘿亭竹田君之墓誌

先君諱定澄、字取映、號蘿亭、姓竹田氏、侍講公諱定直之嫡子也、其先出自清水谷氏、世居京師、侍講公始來仕本國、姓系本末已識之、侍講公之墓、此不復著、妣林氏、寬厚之女、先君於元祿七年六月生、性仁厚、有高志、蚤以文行有聞於世、享保十年侍講公致仕、先君襲家祿、除文學、凡仕三十有四年、謹信清直如一日、恩禮遂年益渥、寶曆九年年六十六歸老於家、猶賜月捧優老、後三年、瑛光世子召侍經筵、日親近、左右深蒙寵遇、世子捐館哀慕踰時、毀瘠骨立、明和六年十月十八日以疾卒、年七十有六、先君既歸老於家、而國每有文事、輒召問之、當其寢疾、國君命近侍問病、日再三、遣醫且問所欲、屢賜膳食、易養之三日、葬博多萬行寺內侍講公墓之旁、娶青木氏女、生三男二女、男皆夭、取外姪諱定倫爲嗣、以長女妻之、次女嫁伊丹某、定倫續世三年、先君卒、使弟定良爲之後、定良號慕隕絕、姑書此以表慕上、且將請文作者、叙次其經術行誼之詳、以示後世云、天無極、嗚呼痛哉、
(○竹田定良撰墓碑名)

第三代 竹田定倫墓碑

故文學竹田君墓誌銘

君諱定倫、字子彝、號廓菴、本姓高島、父曰正方、母竹田氏、春菴先生母也、先生之子定澄無子、以君爲子、以先生外孫也、質曆十年定澄致仕、君襲家祿、爲本州文學、年三十六、從學之徒日益多、履滿戶外、君多病、雖病臥牀、客至則起、教之不倦、踈然斂膝、以敬相率焉、十一年辛巳九月十六日病卒于家、年三十七、葬之于

博多萬行寺、君早世無子、以弟定良爲嗣、今現仕本州、君幼讀書、性彊記、誦唐詩數百首、一字不違、經義純粹、不惑異說、文辭質實、不假雕飾、旁通筭術、最精曆數、咸莫不研究焉、余長于君、殆二十歲、始謂託後事之有、其人也、詎料強壯者既亡、衰老者猶存、嗚呼死生脩短之際、豈可勝道哉、唯記于文字者、可以不朽而已、
銘曰、

博達彊記 可以○師 文章行義 可以稱時

溢爾永逝 不朽之知 (墓碑銘○井上)

第四代 竹田 定良

梅蘆殿君碑

先生諱定良、字子俊、姓竹田氏、梅蘆其自號也、本姓高島、年二十、爲廓菴竹田君後、歷仕本藩五公、以儒學見崇禮、鳳陽公時屢進講、公最敬信之、或詢以幾事、敬德公襲封之初、建學於府下、命先生爲教授、與諸儒議定學制、既而弟子益進、天明七年、以勞加益采祿、公就封之年、特命超遷位次、公每議事、或質諸先生、々々必據經對、援古酌今、精確周悉、未嘗阿意苟合、公每虛懷納之、嘗召賜以衣、面獎諭之、今公即位之後、以老疾乞骸骨不允、因擢男矩爲府學教授、使代先生以優之、寬政十年六月廿三日卒、壽六十一、葬于博多萬行寺先塋之次、先生既以宿學令德爲士大夫所矜式、而值先公相踵、棄群臣、公室多故之日、其道未盛、得行、然倦々之意、至沒未嘗少衰、弘道、在僚友之末爲最密、嘗日與之語、其爲國慮至深遠、未嘗及私、蓋其愛君愛國之誠、出乎天性云、宜乎聞其沒、識與不識、咸嗟惜之、先生學也、晚嘗遊學于平安者、再、遂窮家學之蘊醇、如平居、溫而毅、儉而不固、其接人也、雖猥賤幼愚、一以誠待之、嘗奉命編脩本藩世譜、未成、又撰筑前孝子良民傳續編、已刊行、配根本氏、前卒、男二、曰定矩、曰定夫、定矩府學教授、女二、一適藩士族鎌田昌

興一未嫁先生沒之明年定矩以病卒定夫爲後又明年定夫將鑿石表墓徵銘于弘道弘道曰嗚呼先生豈待銘而傳者哉雖然先生之墓而無表識門人小子無乃曠心乎且弘道於先生誼不可以不能辭迺叙其行事之畧且取衆人所共歎嗟愛惜之意爲之銘其世系及家學淵源之所由既詳先世之碑文故不復載銘曰

斯人之存也 豈特吾儕之幸哉 斯人之亡也

豈特吾儕之不幸哉 嗚呼天實爲之 謂之何哉

(墓碑銘○與山弘道撰)

第五代 竹田定矩墓碑

故修猷館教授竹田君墓碣并序

君諱定矩字子恕號復齋姓竹田氏自其高祖春菴先生以醇儒著聞家世繼承蔚爲本藩學者宗師考諱定良號梅廬妣根本氏君生而岐嶷梅廬先生愛之所以教者曲盡其方甫成童府學建先生爲教授從學多一時俊選而君以藐然少年周旋其間議論文辭卓乎有古人之風衆歎異之既長益自奮勵自六藝四子伊洛諸賢之籍無所不研究而晝夜孜孜未嘗少自足也癸丑歲往遊長崎遂講業京師留期年及歸先生告老滯廷爲免其學職不允其老特擢君爲府學教授居三年丁先生憂君哀慟幾絕除喪命襲家祿明年春得疾漸劇竟以不起實寬政十一年七月廿二日也享年三十一葬博多萬行寺先塋君資稟剛毅行已有法度與人交誠信恭謹不苟言笑而其奉親長怡々如也平居喜爲詩刻意杜少陵得其體又善書法皆當世所罕比蓋君始知讀書則以古聖賢自期極力踐履世俗名利浮華之習未嘗一槩其懷也宜乎其在官雖日淺作事皆可法而忠厚純篤之氣又藹然於言語容止之表令人感慕弗已嗚呼使君壽考盡其所

藹則其所以恢廓祖業成育人材以贊揚風教者豈可測哉配桐山氏先卒再娶中澤氏男女子各一男貞尚幼以弟定夫爲嗣辛酉秋大祥將至定夫與親舊謀刊石表墓徵銘質々不文固辭不獲迺敬爲之銘曰

天挺之資 習肄以時 既範其驅 莫禦莫企

奚爲斯人 而止於斯 嗟乎命夫 誰或尸之

惟此堅石 勒銘無期

享保改元辛酉孟秋

月形質謹撰

第六代 竹田定夫

故府 學教授兼伴讀脩譜總裁梧亭竹田先生墓碣銘

先生姓竹田諱定夫字子欽俗稱茂兵衛別號梧亭故府學教授梅廬先生之二子天明七年八月十九日生及梅廬先生捐館兄復齋先生嗣明年亦即世以其子尚幼先生承其後時年甫十三零丁孤苦人危成立而英特之資力學不倦是以其舞象年屹如成人十九歲游學于京師比歸學大進文化三年官命令學府學祭酒事翌年進教授兼領藩譜編脩八年爲伴讀信待優渥從駕二如江戶一如長崎最後以職事往江戶留居一年而歸累進秩比步士頭以勞加賜邑入二十石天保八年夏受疾替年幾瘳而自謂氣力未復也遂乞解職廷議不允爲減細務以優之問年疾復大發醫藥無効臥四日夜而奄易簀矣寔天保十一年庚子六月七日也享年五十四葬于先塋元配香西氏生二女再娶郡氏有八男彞養兄之子定琮爲嗣子先卒乃以次子定簡爲嗣見爲府學教授四子正永出嗣田代氏三男七男皆夭長女適林一和次女天先生內敏明而外溫厚兼有問學之深造其識之卓量之宏人以爲不可及也詩文溫雅如其爲人書法頗得趙松雪意先生才德莫不充備故其啓手足也聞者皆痛惜焉不肖周盤昔與先生同諸生業七年蒙其

親厚、非他人可比焉、所以不能終辭、而作銘也、系曰、

溫潤其貌、敏明其心、況是服脩、如錫如金、

致君育材、上下成宜、遺芳不匱、可流萬斯、

井土周盤謹撰

第七代 竹田定琮墓碑

榛齋竹田君墓誌銘

君姓竹田氏、諱定琮、字器甫、號榛齋、考曰復齋、先生爲脩猷館教授、妣桐山氏、君以寬政四年十二月廿九日生、四歲喪妣、八歲復齋先生捐館、今教授梧亭先生、以弟承後、取君爲嗣、君幼入學、以繼承家學爲務、嘗之備後、從茶山菅氏遊二年、菅氏嗟賞其才學、尤稱其詩、以爲所進不可量、既歸、又遊江戶、見諸名家、會菅氏亦來寓于都下、乃從而西、再留備後歲餘、學益進、歸鄉後、僱爲助講、列近待、年賜白金若干、梧亭先生從、駕東行也、攝教授及脩史之事、旣而罷職、數年復拜訓導、賜歲廩、班如故、又命貳教授、年賜有加、文政十二年二月十九日卒、享年三十八、葬博多萬行寺先塋、君爲人穎敏、剛直、博識、強記、誦誦之暇、則愛翫草木、評品書畫、道然自適、其誨人諄々不倦、其接衆休々有容、疾之日、弟子侍湯藥者、猶子於父、足以見其感孚也、君資質薄弱、多病、然立志不撓、天假之以年、則其所至未可量、不幸蚤沒、哀哉、配板垣氏、未有子、先君卒、今茲大祥、至將建石墓上、梧亭先生謂信古及曰、吾子與琮交最親、請銘之、乃銘曰、

氣銳而堅、學博而優、誠以待物、誰有怨尤、

襟留豁然、風月吟游、年壽雖促、名聲之脩、

刻銘墓上、以貽其休、

天保二年辛卯二月

小田信古謹記

第八代 竹田定簡墓碑

竹田蕭韻之墓碑之銘

蕭韻先生沒也、享齡七十五、實明治二十二年十月廿二日也、門人舊僚將建碑以表墓、囑余文、余爲舊僚之一、遂記曰、先生姓竹田、諱定簡、字子得、稱助太夫、蕭韻其號、家世爲福岡舊藩、脩猷館祭酒、先生年少襲世職、壯歲罷職、遊於西京伊勢、與諸名家交、經術大進、既歸復職、承命改正學制、煥乎可觀、生徒增員、有命兼侍讀、且進班爲奧頭、取格舊館、自創建而多經年、漸就損敗、承命改築、規模加舊、又進退師員、或用特選、藩賞積勞、進班爲陸士頭、格故事、藩政有大疑、輒諮諸館職、近者世故多端、數垂問、先生與衆僚議而答之、又隨駕赴於東京長崎、以勞承賞、不一而足也、先生稟質多病、年未甚老而辭職、退居田園、娛志泉石、以送餘齡、先生無男、弟定猗承家、曾撰碑面字、且作銘辭、自書、今取以彫之、

剛毅朴訥 余不之能 巧言令色 余之所憎

生君子邦 守君子說 令名雖無 魂魄則逸

宮本茂任謹撰

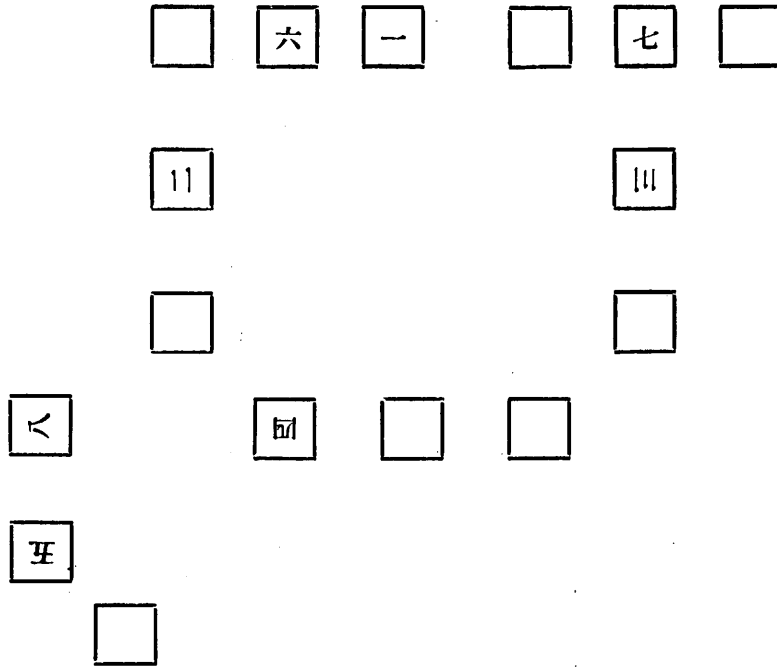
高橋藤一郎書

第九代定猗は郡部に轉住せし爲、其の墓も亦郡部に存す

萬行寺境内墓地、竹田家歴代の墓碑、並列見取圖左の如し、墓石は第一代定直のもの、長約三尺、幅約一尺二寸、歴代の墓石亦之に准し、夫人の墓と相並ひて計拾七個舊のまゝに立てり。

萬 行 寺 本 堂

竹田家累代の墓



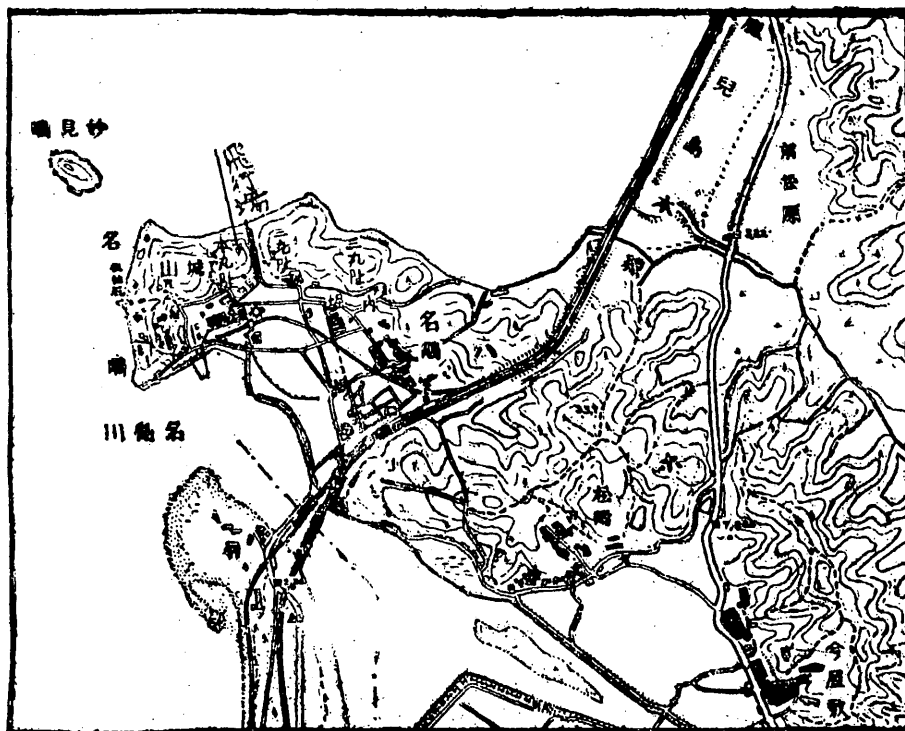
- 一、春庵竹田嚴君碑
- 二、蘿亭竹田君之墓
- 三、故文學竹田君子葬墓
- 四、梅廬竹田嚴君墓
- 五、復齋竹田嚴君墓
- 六、梧亭竹田嚴君墓
- 七、棒齋竹田器甫墓
- 八、蕭韻先生墓

名 島 城 趾

嘱 託 島 田 寅 次 郎

名島城築設の事並に其の廢墟となつた次第は、具原益軒先生の筑前續風土記古城古戰場の部に記述されておる。先生は黒田如水長政兩藩祖の事歴を詳細に調査せられた關係上、其前代に於ける名島城主小早川隆景の事蹟も又よく調査されて、黒田家譜其の他の書にも記述されておるので先生の説は最も確實と思はるゝから、今は筑前續風土記の記事全文を掲げて其由來を明かにする事とした。

名 島 城 此城は立花鑑載始て築て立花の端城とせり。天正十五年秀吉公西征し、其年の夏、筑前國及筑後國の内三井三原二郡、肥前の内基肆養父二郡を小早川隆景に賜はり、九國の押へとし給ふ。若九州に變あらは、毛利家より中國勢を指遣はし、隆景を助けて亂を鎮めらるべきとの心づかひとぞ聞へし。隆景の城池をば名島に築くべしとて、秀吉公自經營有て要害を定めらる。同十六年二月廿五日城營作の事始あり、亂世の内なれば營作をいそがる。然る故城大なれど其功速に成る。隆景は七年此國を領し、官中納言に任ぜらる。秀吉公北政所の兄木下肥後守の季子金吾秀秋を養子として國をゆづり、備後國三原の城に退きて隱居せられ、慶長二年六十三歳(野史には六十
五歳とせり)にて卒せらる。秀秋相續て國を領せらる。是を後の筑前中納言と號す。天正十五年より慶長五年まで、十三年が間父子相續て當城の主たり。其間一年秀秋越前に移封せられし事有。然るに慶長五年長政公に此國を賜はり、秀秋は備前美作に改め封せらる。此時長政公より黒田惣右衛門、小河喜助を



口渡(へ) イテンバ(水) 敷屋古(=) 山寺(ハ) 町横(ロ) 町頭船(イ)

先手に遣し、此城を請取らる。長政公其年の冬入國有て此城に住給ふ。然るに此城三方に海あり、一方には山つゞき城下の境内せばくして久しく大國を守るの地にあらざとて、其父如水と相議し、翌年より福岡に城を築かる。是に依て名島の城の石壁樓等悉く崩して福岡に運漕せり。名島の城の北なるを本丸とし、其南につゞきたるを二ノ丸とす。是は本丸より廣し、今は島と成て其字井上と云、是隆景の家臣井上伯耆が居たりし故也。其南にはほり切あり其跡を今は宗勝と云、是家臣浦兵部宗勝が居たりし故也。城趾の前なる島は皆士大夫の宅址也。商人の居たりし町は、南のひさゝ山の下に少有しとかや、此町を福岡に移されし所名島町なり。松崎に近き東の山上に、隆景の家臣杉原下野が宅の址有。名島より箱崎への通路、潮満てば水を渡り行事成難しとて大橋を

渡されける、其橋の長百間餘有しと云、今渡し口と云所則橋際の跡也、むかひの地藏松原のみぎはにも橋の有し所に石あり。(以上續風土記全文)

名島城古圖 名島城の古圖と傳ふるもの俗間に五六種あり、その内二ヶを採録する、その一は筑前續風土記附録に載する所、小早川時代を示す略圖で(古圖一)その二は宮崎家藏(朝倉郡宮崎安雄氏所有)のもので、黒田家の時代家臣の屋敷割が詳しく載てある。(古圖二)二圖相比較すれば、多少の異同あるを免れず。

參 照 築城當時の概況につき尙二三の記事を附加して備考とす。

天正十五年秀吉は九州を平定し、箱崎に滯陣して恩賞を行ひ國割を定められたが、隆景の外、附近の國々では毛利秀包を久留米に、立花宗茂を柳河に、筑紫廣門を福島に分封し、筑後一國を隆景の組下とし、川角太閤記、森勝信を小倉に、黒田孝高を中津に封じ、中國の毛利氏と相連絡を保つて九州を控制せしめた。それで隆景の地位勢力は、以前に於ける太宰府の少貳氏を彷彿せしむるものがある。

隆景の領地は、川角太閤記によれば、毛利氏よりの分地と併せて七十萬石とある。隆景は伊豫から立花山城に移り、天正十六年名島城の築成により茲に移居せられた。隆景の政治は頗る寛大で、民心の歸伏した事は、他の九州の大諸侯が新領土の豪族や一揆に苦しめられたとは違つて、城普請も速かに成功した。秀吉は隆景を信任し、又之を優遇したものである。續風土記に名島城は秀吉が隆景の爲に其の居城を定め、且つ城の經營までしたとあるが、當時博多は戰國時代の兵焚にかゝつて原野にひとしい有様であつたのを、秀吉が奉行に命じて再興せしめてゐる。

際であるから、隆景の居城を定むるにも、要津博多との關係を考慮したる上、城堡の重要な建築物に對しては秀吉親ら之を計劃し築造せしめたる事が想像せらるゝのみならず、一面には秀吉にも一種の抱負を有した事が左の本願寺文書によつても伺はるゝのである。

天正十五年六月朔豊臣秀吉書狀

上略 筑前筑後兩州小早川に被仰付候、然者博多津、大唐南蠻高麗自國々船着候間、殿下號御座所普請申付爲留守居小早川在城候事。 下略

本書は端午の祝詞に答へて、秀吉が今回九州の處分を本願寺に報じたものの一節で、簡單ではあるが之によつて秀吉の雄圖の一端迄も伺ふに足るやの感がある。秀吉は兼て支那を征伏するの意圖を有したれば、名島城を以て九州に於ける自分の坐所となし、且つ支那往來の際に於ける中繼所に充てんとする意向が、本文によつて推測さるゝ様でもある。隆景が名島城に永居せず、養子秀秋に國を譲つて備後に退隱された事などを併せ考ふれば種々錯雜せる問題が出て來るのである。

かゝる由緒をもつ名島城も時勢は急轉直下して、豊公の雄圖と共に全く消へ去つたが、然し此の城址の一部が國際飛行場となり、又僅かに存つておつた濠が、そのまゝ發電所の貯水池となつて、文化的施設に善用せられ、永く保存せらるゝのは寧ろ喜ぶべき事である。

現 状

一、道 路 名島は三面海と川とで圍まれて、東南の一部だけが丘陵で、多々良地方に續いておる。それで名島城に通ずる道路は、多々良方面から香椎に通ずる縣道の松崎に分岐せる一條

の村道に過ぎない。目今松崎から名島に通ずる名島川に沿へる平坦な道路は、近年川を埋めて出来た道で、昔時名島城への通路は丘陵を上下して往來したもので、現時は殆ど人の往來するものはない位である。

この古道の中、松崎の裏の高い丘上に「バンテイ」と云ふ平地がある。小早川家の重臣杉原上野の住地で、其の後方に古屋敷と云ふ起伏せる丘陵一帯數十丁歩の地に、庭石井戸等の散在した所があるが、こゝは小早川氏の家士の住所で、名島城を擁護する第一の關門外郭でなかつたかと思はれる。古圖其二宗榮寺の所に、原彌左衛門が松崎に所替とあるが、これは後に黒田家の豪傑原伊豫が、此の外郭を守つたことを云ふたものではないかと思ひます。

交通路の一つは、名島から地藏松原に架けた大橋で、箱崎博多方面への唯一の道路であるが、今の省線鐵橋が、此の大橋と殆ど同一所に架けられたもので、名島城の廢れた後は渡して往來したので、今の小字に渡場と云ふ名が残つてゐる。

渡場から灣鐵停車場への方面の小字を横町と云ひ、横町の北へ當り人家の集れる所が船頭町、停車場から鐵道に沿ふて香椎瀉に出る所の丘陵を掘貫た所の小字が寺山である所から、此等の名稱で當時の事が略想像さるゝ。

停車場から名島公會堂へ通ずる道が大名町で、古圖一公會堂の所在は小字龜堂カメドで、慶安中再興された神宮寺の墓地である。大名町の突當りから濠に沿ふて右すれば、空濠の址をぬけて海濱に出る、此の空濠が城の終點で、里人は今沙くみ道と稱してゐる。

公會堂から濠に沿ふて西すれば、古圖一に示せる城の大手門に至る、今の發電所放水路の

海上に折れる附近に當る、大手門の前には濠があつて、濠に沿ふて南北に土壘が設けられ、明治の初め頃迄は松が茂つておつたものですが、今は其一部が土饅頭の如くに僅かに残つてゐる。古圖二では此の濠に橋が架けてあるが、一圖の方では石壁の横を曲折して大名小路に至り、それから今の九水變電所の西方にある登城口に達する事となつてゐる。

二、城濠 名島城の北と西とは海で、南は名島川に通ぜる濠があつて、本丸最高二・一米、二ノ丸(二・五米四)三ノ丸(一・八米)の南方を遶つて要害をなしてゐる。三ノ丸の東は唯空濠となつて終つてゐるが、三ノ丸の南方には濠の外に又一つ内濠があつて、今に其大部分が残つてゐる。謀本部の二萬分の一の舊い地圖では、城の濠が中途に埋れて三ヶの濠となつてゐるが、今は西方の濠は東邦電力發電所の汽罐用水の沈澱池に改造され、中央の濠は石炭の殘滓で埋められて、唯東方の濠の二千四百坪が残つてゐるのみであるが、是は浚渫せられて東邦の發電所用の貯水池と變じて、永く保存さるゝ事となつてゐる。

(附)古圖一に七兵衛屋敷と云ふ地がある、今は東邦電力株式會社の發電所になつてゐるが、古老の傳ふる所によれば、名島は運漕の便があるので、城内の需用品を取次ぐ御用商人七兵衛なる人が、舟で貨物を集散せし屋敷の在りし所と云ふ。

三、城内 古圖では各種の建物が完備してゐるが、悉皆福岡に移されて後は、久しく疎林荒蕪の地と變じた。近年に至り各地富豪者が土地を買収して、別荘地帯と目せらるゝに至りしも、まだ何等設備を見ず、昭和三年國際飛行場を城内本丸の一端長矢倉の址に創設せらるゝに至つて、形勢大に變化の狀がある。城内には古來神功皇后の祭祀せられたと傳ふる名島神社



名島城の濠中央の松高き所ノ丸二



名島城内の濠の上は丸三

がある。中世之を辨財天と稱したが、築城の際、一旦之を海濱に移し、元祿中又舊位置に奉遷した。明治の頃名島神社の外に別に又辨財天を祀るに至つた。名島神社の附近には築城當時の石材が今尙多少残つてゐる。

神社の東方を神功ガ峯と稱す、丘陵中の最高地點で、此の方面が天守本丸等主要建物の所在で、土功を施して要害を築た跡が歴然と残つてゐる。元來名島は水城として築かれたものであるらしく、玄界より入航する船舶若くは箱崎福岡博多の海岸よりの眺めに宜しく、此の方面よりは金瓦粉壁水面に浮映して眞に西海の雄鎮たる美觀を呈したものである。

四、遺瓦の發見 昭和三年國際飛行場を此の地に創設せらるゝ事となり、本丸趾の一部長矢倉所在址一四米の層土を掘り取つて隣接せる海濱を埋立る事となつたが、此の地は古圖二には濠を隔て、櫓橋が架けられ、二ノ丸と本丸との往來し得らるゝ様に施設された所で、工事の際には盛土せられた跡が明かであつて、土中から石垣が二三間も續て現はれたりして、事務員を驚かせたが、矢倉下と目せらるゝ所からは幅三間深さ四尺位にも達する栗石の基礎工事の施された跡があつて、遺瓦の破片二三十ヶが見出された、此の内鯨の破片三ヶが出土した。

緒	長七寸	廣き部	六寸二分
腹部	同八寸	全	三寸三分
胴部	同四寸	全	

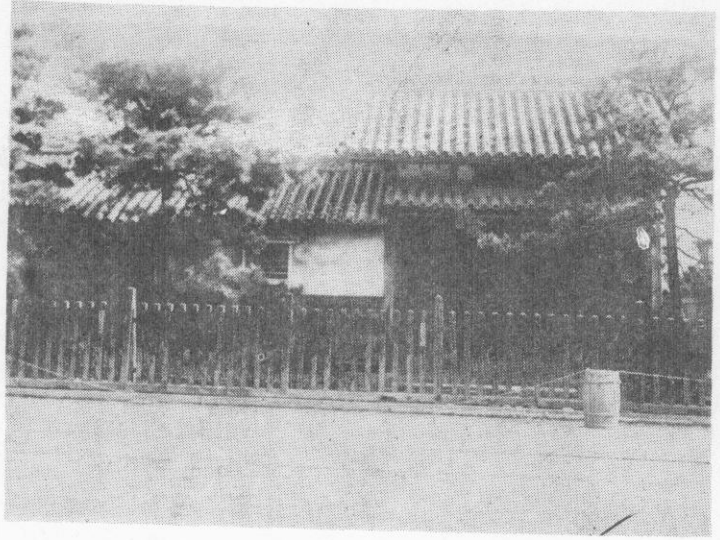
右の内腹部の全體色彩朦朧として金色を帯びたりしが、海水にて粘土を洗ひ落したるた

め金箔は剥離したるも、尙其一部には明確に金箔の施された部分が残つてある。箱崎宮に從來保存されてあつた名島城の鯨と稱するものには、眼の周邊齒の一部に漆箔の痕跡が著しいのであるが、今回現地から金鯨の出現によつて愈よ名島の城樓上には金箔を施した鯨の飾られてあつた事が首肯さるゝが前記本願寺文書等から考ふればかゝる裝飾も又怪むに足らぬ事である。

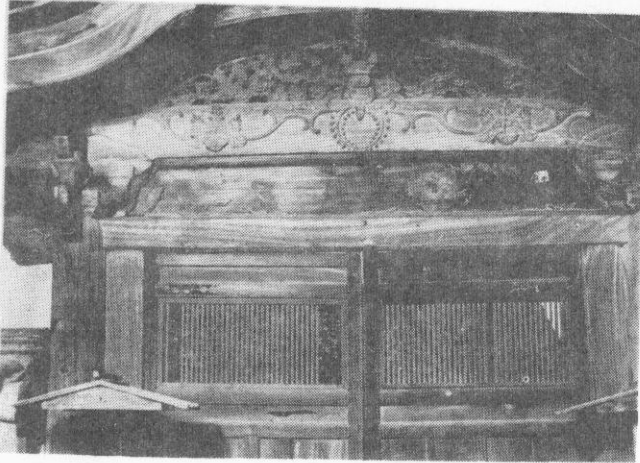
巴瓦と唐草瓦とは二三十ヶの破片が見出されたが、何れも同一型で、拓本(イ)に示すが如く巴瓦は鎌倉時代の餘風を存し、巴の頭部が梢尖銳である、鎬は鋭く尾は長く曳て珠紋帶を缺である。唐草瓦は其紋様が簡單で空疎なようでも上品に見ゆる。是等は長矢倉に使用されたもので、瓦として上等の場麿に使はれたものとは思はれぬ。

福岡の好古家に保存されてある名島瓦と稱するものは、唐草瓦(拓本(ハ))としては三角形の垂間のある五三の桐紋があつて、伏見桃山に使はれた所謂太閣瓦に酷似してあるが、彼は五七の桐紋であるのが異つてある。巴瓦(拓本(ホ))は京都聚樂第の瓦と同様であるが、是等が果して名島城に使用されてあつたものか今回の土功では同様のものが見出されなかつたから、名島城のものとは判定は出來ないが、福岡には名島城から出土したと確かに傳へられてある上に、其數も多いから多分名島瓦としても差支へはないかと私は考へてある。

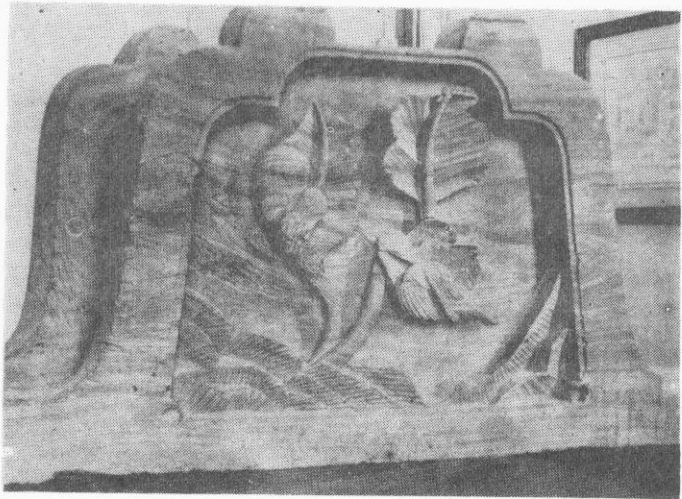
五、福岡に運ばれた建物 建物は解き崩して、舟で福岡に運ばれたもので、福岡の材木町は其の陸上げした場所と傳へられてある。それで福岡には大分遺物が残つて其の建物を名島引と稱へられた。町家の名島から移つた名島町には、明治の半ば頃迄は名島引が多く残つてあつ



傳
名島門



傳
名島唐門



傳
大手門墓股

たが、店舗の陳列法が時世を追ふので、名島時代の家は唯今は一軒も残つてない。福岡城内の建物中にも新舊相交錯して寸尺の合はぬ所もあつたそうですが、是も全くなくなつてゐる。長政の夫人大涼院の假墓ある少林寺には、名島當時の夫人の寢室が其儘同寺に引移されてあつて、實に見事な室であつたそうですが、明治の初めに賣拂はれて今は其所在さへ不明である。かく湮滅した名島引のうち父老の記憶に残つてゐる現存建物の二三を左に記せば。

名島門 天神ノ町平岡浩氏所有

是は黒田家の功臣林掃部へ長政より賜はりて、其の居邸の（現在の場所門に使用したるもので世に名島門と稱する。

名島の唐門 千代町崇福寺の中門

黒田家の菩提寺として、太宰府より崇福寺を現地に移し、名島より移したものと傳へらる。虹梁の中央に下り藤と五七の桐が彫刻せられてゐる。

名島大手門の墓股 市立博物館に陳列

天神ノ丁水鏡天満宮の社記に、豊臣秀吉が京都から移して、名島の手門に使用せしめたもので、慶長十七年同社が庄の地より現地に移轉の際、黒田長政より奉納されて其表門に使用されたるものと云ふ。古記に此門の短柱に小早川秀秋の紋三ヶ彫りありたりと云ふより考ふれば、門と共に名島より移し建てられしものらしい。

前記の外名島引と傳稱するものは、まだ澤山あるが建築上の知識のない私は之を判別することが出来ない。殊に前記の諸遺物についても名島門に葺ける瓦は當時のものでない

事は明かであつて、崇福寺の分も同様である上、其の彫刻の中央にある下り藤は黒田家の紋所として彫刻されたものと思はるゝから疑へば疑はるゝわけであるが、兎に角傳稱の主なるものを掲げたわけである。

本稿を草するに當り名島の區長原節三郎氏を煩はせし事極めて多し其の厚意を謝す。

昭和三年三月二十九日印刷
昭和三年三月三十一日發行

福 岡 縣

昭和四十二年十一月十五日覆版

福岡県文化財資料集刊行会

福岡市東光町二六五
電話 (六五) 六三二〇